

ISSN 1343-4225

# ERINA REPORT

ECONOMIC RESEARCH INSTITUTE FOR NORTHEAST ASIA

## ERINA REPORT 50

キーパーソンインタビュー

「北東アジアの経済協力とロシア極東について」

ハバロフスク地方知事 V. I. イシャーエフ氏に聞く

“ About the Russian Far East and Northeast Asian Economic Cooperation ”

Interview with Victor I. Ishaev, Governor of Khabarovsk Territory, Russia

中央アジア・コーカサス情勢と日本の対シルクロード地域外交 廣瀬徹也

WTO加盟後の食糧・農業における中日間の交流と協力 劉家磊

朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状（3） 三村光弘

Small-Scale Energy Development in Northeast Asia: Experience, Prospects and  
Social Implications of Solar PV in Mongolia D. Nachin

2003  
FEBRUARY  
vol. 50

## 目 次

キーパーソンインタビュー（日/英）	
「北東アジアの経済協力とロシア極東について」	
ハバロフスク地方知事 V. I. イシャーエフ氏に聞く .....	1
“ About the Russian Far East and Northeast Asian Economic Cooperation ”	
Interview with Victor I. Ishaev, Governor of Khabarovsk Territory, Russia	
中央アジア・コーカサス情勢と日本の対シルクロード地域外交（日/英抄）	
The Current Status of Central Asian & Caucasian Newly Independent States and Japan's	
“ Silk Road Diplomacy ” (Summary)	
前駐アゼルバイジャン大使 .....	11
Tetsuya Hirose, Former Ambassador of Japan to Azerbaijan and Georgia	
WTO加盟後の食糧・農業における中日間の交流と協力	
- 中国黒龍江省を中心にして - （日/英抄）	
Sino-Japanese Exchange and Cooperation in Food and Agriculture Since China Entered the	
WTO - An Overview Focusing on Heilongjiang Province (Summary)	
ERINA調査研究部客員研究員 .....	19
Jialei Liu, Visiting Researcher, Research Division, ERINA	
朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状（3）（日/英抄）	
Recent Amendments to Foreign Investment Related Laws in the DPRK (3) (Summary)	
ERINA調査研究部研究員 .....	25
Mitsuhiro Mimura, Researcher, Research Division, ERINA	
Small-Scale Energy Development in Northeast Asia: Experience, Prospects and Social	
Implications of Solar PV in Mongolia (E)	
D. Nachin, Visiting Researcher, Research Division, ERINA .....	41
会議報告 - Conference Reports -	
第6回日本ロシア経済合同会議 ERINA調査研究部研究主任 新井洋史 .....	45
・発表原稿 「日ロ経済関係の発展と極東」ERINA所長 吉田進 .....	46
シベリア横断鉄道調整評議会第11回年次総会	
ERINA調査研究部主任研究員 .....	47
中国～欧州～米国北東部を結ぶ北部東西回廊開設のためのワークショップ	
ERINA調査研究部主任研究員 .....	50
・発表原稿 “ Lessons from the TSR Corridor for Developing the NEW Corridor Between	
China～Europe～NE America ”	
Hisako Tsuji, Senior Researcher, Research Division, ERINA .....	51
国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）会議	
ERINA特別研究員 .....	53
三橋郁雄	
図們江地域開発計画輸送ワーキンググループ会議	
ERINA調査研究部研究員 .....	56
川村和美	
長春滞在記 ERINA調査研究部研究員 .....	57
川村和美	
北東アジア関連ホームページ紹介 .....	61
北東アジア動向分析 .....	62
研究所だより .....	67

## （キーパーソンインタビュー）

# 「北東アジアの経済協力とロシア極東について」 ハバロフスク地方知事V. I. イシャーエフ氏に聞く



- 今回の訪日の直前、プーチン大統領とともに中国を訪問されたわけですが、その話からお聞かせいただけますか。

（イシャーエフ） 世界の人口の22%を抱え急速に発展している大国である中国において、共産党大会が行われ、新しい指導部が誕生するということは、当然ロシア政府及びプーチン大統領にとっても関心のあるところです。まず、政策の方向性がどうなるかということを知りたいわけです。鄧小平氏が始め、江沢民氏が推進した改革路線を、今後胡錦濤氏がどのように推し進めていくのか。現在、公式にはまだ江沢民氏が国家主席ですので、江沢民氏とも会談しましたが、胡錦濤氏との会談も1時間を超えるものでした。その会談では、期待したとおりの発言がありました。すなわち、中国は改革を続けるということです。改革はよりリベラルなものになるでしょう。共産党中央委員会には、初めて実業界の人間も入りました。

現在、中国の経済発展にとって内需が重要な要因であることも確かですが、同時に中国は世界市場で自らの立場を確立するために積極的に活動しています。したがって、我々はこのことを考慮に入れて自らの発展戦略を考えなけ

ればなりません。プーチン大統領は長期的視野での協力を提案しました。中国にもロシアにも発展計画があり、その調整が必要です。基本的には、生産要素の非対称性があります。つまり、世界には米国や日本、韓国などの資本集約型国家、ロシア、特に極東地域やオーストラリアなどの資源国家、そして中国や北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）などの労働集約型国家という3つのグループがあります。これらが国際分業を行うことは、経済原理に適っています。ロシア極東には天然ガスの35%、石炭の12%、石油の14-15%があります。中国は年率7-9%の成長を続けていますが、石炭の生産増は3%です。エネルギー資源なしには経済成長できないことは明らかですから、中国がエネルギー輸入することは避けられないわけです。世界的視野、長期的視野から見ても、産地開発、関連インフラ整備、エネルギー資源ならびに電力の供給といった検討がなされることになります。軍需品の供給も続くとは思いますが、資源開発に共同で取り組む時期に来ています。6月に北京で、呉邦国副総理と会いました。彼は、李鵬全国人民代表大会常務委員長の後任と目されている人物です。その時には、パルプ生産に関する話もしました。中国は大きなパルプ生産設備能力を持っているものの、原料がありません。建築用などの高級材木は費用をかけて輸送する意味もありますが、パルプ用材では割に合いません。そこで、ロシア極東で生産してはどうかという話をしているわけです。材木に関しても、加工度を高めたいという話をしています。最初は、たとえば40%くらいの加工率でもよいのです。この点については、中国側の理解もあり、既にいくつかの具体的な計画の検討が進んでいます。例えば、ラゾ地区のプロジェクトなどです。そのほか、合板、家具、建具等の製造についても話をしています。現在我々のところでは、米国、マレーシア、中国、ロシアの企業などが自由競争を行っています。競争的に物事を進めることで、生産性も高めています。原木伐採量では、ハバロフスクはイルクーツク州、アルハンゲリスク州に次いで3位ですが、林産品の収益性という点ではロシア1位です。ちなみに、今年約800万立方メートルの木材を出荷する見込ですが、その半分は中国向けです。

また、中国からは水中翼船に対する関心が示されています。かつて、マレーシアから同様のオファーを受けたことがあるのですが、中国とも検討作業を行っています。

中国との間には、難しい問題もあります。例えば、国境画定問題です。プーチン大統領がこの問題に触れた際、江沢民氏も胡錦濤氏も同じような答えをしました。いわく、中口は継続的に関係を強化しながら、大部分の問題について解決策を見つけてきたのだから、あわてずにゆっくり解決しましょう。これは、正しく、賢い解決策だと思います。この問題の解決策は双方の国民にとって受け入れられるようなものでなければなりません、恐らくそう遠くないうちに解決されるでしょう。

もちろん、このほか会談で取り上げられなかった問題もあります。中国には世界人口の22%がいる一方、耕地の7%しかありません。しかも耕地の多くが放棄されています。かつては7年に一回だった砂嵐が、1年に7回になってしまいました。今年2回北京を訪問しましたが、2回ともひどい状態でした。中国は急速に発展しており、環境や天然資源に対して非常に大きな負荷がかかっています。この問題については、我々全員が何をなすべきかを考えなければなりません。中国には13億人も人口がいるわけです。この人たちと友好的に共存し、積極的に協力する必要があるということを再認識しました。

**- 中国との関係では、国境を越える労働力移動の問題もあると思いますが。**

(イシャーエフ)先ほど、経済原理に基づく協力ということをお話しました。まず第一に、我々としては中国人労働者に来てもらいたいわけです。彼らは、建設業や農業の分野で積極的かつ効率的に働いています。また、新しい高度な技術も持っています。大豆に関しては、現在は積極的に中国式栽培方法を導入しています。ハバロフスクでは建設工事も多いですが、例えばレーニン広場の改修なども、中国人労働者の手によるものです。ご覧になってわかるとおり、非常に質が高い作業です。これは、国内の建設業者にとって、良い競争、刺激になります。この方針は今後も続けていきます。

また、商業分野についても例外とはしないつもりです。住民が商品を求めるのであれば、その取引のための正常な環境整備をする必要があります。これに関しては、ショッピングセンター建設に関する提案をもらっています。現在検討中ですが、中国人に正常な環境を整備しようとするものです。例えば、2~3棟のホテルを建設する、飲食施設を建設する、そして安全確保のため警察官を派遣する。こう

いったことをやってみようということです。そうすれば、清潔で美しく秩序あるものになるでしょう。

我々はもう、いわゆる「担ぎ屋」による小規模ビジネスの段階を卒業しなければなりません。それをやっていたのでは、中国もロシアも何も経済的に得るものが無いからです。それは、犯罪組織にとって便利な環境であり、脱税しやすい環境であるわけで、諸悪の根源です。そこから抜け出す必要があります。そして、貿易の次には投資が課題となります。すでに、関心の高い分野では投資が始まっています。もう一つの問題は教育です。これまででも、そしてこれからも、高等教育機関での人材養成を行っています。語学専門家の育成により、エコツーリズムなど観光振興にも役立つものと考えます。

人の移動ということに戻ると、これを恐れる必要はありません。怖いのは、それが無秩序に行われることです。インフレと同様です。インフレも適切な範囲に管理されている間は、経済発展に新たな血を注ぐものであり、投資の原資となりうるわけです。インフレ率が高くなれば、経済の息の根を止めることとなります。同じことは移民にも言えます。現在、極東で労働力が不足しているのであれば、労働力の導入を図るまでのことです。しかも、彼らの仕事振りは、十分質の高いものであるわけですから。極東に労働力が足りているかどうか判断するのは、私ではなく、経済そのものです。今日、1平方キロメートルあたり2人といた人口で経済を発展させようというのは、現実的ではありません。

そもそもなぜ中国との関係が重要かといえば、2つの意味があると考えています。一つは、世界は多極型でなければならないということです。アメリカ極という構造は、ロシア、日本、中国、いずれの国にとっても望ましくありません。別に軍事ブロックを作ろうと言っているわけではありません。現在、ロシア、中国やマレーシアなどの間で経済的な連携が出来てきていますが、これは一つの極といえます。アメリカだけが発展するというような歪んだ形にならないように、中国との友好関係を深める必要があります。もう一つは、中国は隣人だということです。妻と違って、隣人は選ぶことができません。隣人とは、争うことも、行き来をしないこともできますし、両者にとって利益となるような相互関係を築くこともできます。この2点が重要であって、そこからその他の細かい課題が派生してきます。

**- 中国との関係の重要性はよく分かりました。北朝鮮との関係は、極東にとってはどのような意味をもっているのでしょうか。**

(イシャーエフ)彼らはより攻撃的です。食べるものがなく、失うものもない人達です。基本的には、我々は朝鮮半島に秩序と平和が保たれ、この地域がダイナミックに発展して欲しいと考えています。さらに、どのような国家が核兵器や軍事力を所持しているのか、その国の政治がどうなっているのかといった問題に無関心でいるわけにはいきません。こうしたことから、我々としても、北朝鮮が再び改革の道を歩み始め、経済発展を遂げることができるよう、最大限の努力をする必要があるわけです。世界中が関心を持っていることですし、日本の政治・経済の関係者も同様だと思います。それによってどの国がどのような利益を得るかということは、二の次の問題です。ロシアは北朝鮮と国境を接していますから、彼らの発展を支援していかなくてはなりません。もし、人為的に2つに分断された民族があれば、それは統一されなければなりません。実際ロシアは、ベルリンの壁を取り払うという道を選びました。

我々は機会があれば、いつでも北朝鮮を支援したいと思っています。例えば、北東アジア地域自治体連合という組織があります。39の自治体によって構成されていたのですが、今年北朝鮮からも加入し、ハバロフスクで開催された総会に参加しました。

北朝鮮との協力から、現実的に得るものがあるかと問われれば、もちろんそれはありません。今は、支援を与える段階なのです。いずれ、何かを得ることができる段階がくるものと思います。

**- 極東長期発展プログラムについてですが、2002年3月に新しいプログラムとなりました。これまでの執行状況をどう評価されますか。**

(イシャーエフ)まず言いたいのは、「新しい」プログラムなど無いということです。「極東ザバイカル社会経済発展プログラム」というものがずっと存在しているのだということをはっきりさせておく必要があります。2年ほど前に、プーチン大統領とブラゴベシチェンスクで会った際に、「このプログラムは大きすぎる。約800億ドルものお金がかかることになっているが、これを全部やるのは現実的ではない。合理化して、基本的なものだけを選抜しよう」という話になりました。具体的には、燃料エネルギー分野、資源開発、パイプライン、輸送インフラ、通信といった分野です。これらは、現在、資金が効率的に利用できる分野だと言えると思います。というのは、たとえば、燃料エネルギー分野の状況が変われば、地域の製品の原価低減、少なくとも原価維持が可能になり、製品が価格競争力を持つことができるようになるからです。輸送回廊の整備や、シベ

リアランドブリッジの再興などは、地域の発展をもたらします。さらに、港湾施設なども含まれます。

要するに、「プログラムの改訂版」ができ、同時に、期間が2010年に延長されたわけです。まず言うておかなければならないのは、社会問題の部分は大きく低下したということです。以前は全体の3.5%でしたが、今は0.7%しかありません。現実には過去5年で10億ルーブル強が投下されたのですが、10年で10億ルーブルという計画になっています。このプログラムでは、想定される課題全てに対応することが不可能なことは明らかです。

そもそもプログラムとは何かといえば、それは道具であり、提示された問題を解決するメカニズムです。現実には、様々な調査が行われて現状は把握されており、何が課題かということも分かっています。このプログラムがこれらの課題を解決しなければならないのですが、ところがそれができないのです。

何が課題として取り上げられているかと言うと、まず、経済環境をロシアの平均的な水準と均衡させて、この地域の製品が競争力を持つようにすることです。二つ目は、今の点とも繋がるのですが、燃料エネルギー部門の安定的発展を図ること。三つ目には、アジア太平洋地域経済との統合のための環境整備です。ロシア中心部とは距離が遠すぎて、協力できません。かつては、ロシア極東の製品の6%が輸出され、19%が域内で消費され、75%がロシア中心部向けでしたが、いまやロシア中心部に向かうのは10%しかありません。したがって、我々はアジア太平洋地域と統合せざるを得ないわけです。問題は、どういう立場で参加するかということです。同等の立場のパートナーでしょうか。でも、日本と同等というのは大変です。「ジグリ(ロシア国産自動車)」対「トヨタ」を考えてみてください。競争するためには、生産の近代化が必要です。

そして最後の課題ですが、これは順番としては最後に出てきますが、実は決定的に重要な課題です。それは、定住人口の形成です。単に定住人口の「定着」というだけでなく、「形成」です。しかも労働力人口をということです。極東ザバイカルプログラムの実施期間中に、11.8%、122万7千人の人口を失いました。もともとプログラムの中では、人口減少を想定していました。しかし、最悪の想定を20~30万人も上回ってしまったのです。マガダン州は57%、カムチャッカ州は27%を失いました。10%以下に留まったのは、ブリヤート共和国、沿海地方、ハバロフスク地方しかありません。しかもいなくなったのは、労働人口なのです。

ところで、プログラムに投下される財政資金はほとんど

変わっていません。この地域の13の連邦構成主体向けの今年の予算は、6億8000万ルーブルでしかありません。それに対して、タタルスタン共和国には120億ルーブル、さらにその首都であるカザン市にはそれとは別に20億ルーブルが流れるのです。つまり極東は優先的地域にはなっていないということです。他の7つの連邦プログラムは、より恵まれた財政支援を受けています。私は、安全保障会議の席で大統領にも申し上げたのですが、もし、連邦政府に資金がないなら、そして地方政府にも資金がないなら、投資を呼び込むための経済条件を整える必要があります。例えば、経済特区等の設立といったような、何らかの施策が必要です。ところがそれも無いのです。事態は切迫しています。改革期間全体を通して、我々の地域の落ち込みはかなり大きく、その期間もロシア全体より長いのです。我々はまだ1997年のレベルに回復していません。もっとも、これは極東ザバイカル全体の話であって、ハバロフスク地方は全ロシア平均の2~3倍の成長をしています。

**- 今、ビジネス環境について触れられました。実は、こちらの地元の中小企業なども、拡大しつつあるロシア市場に注目して、極東向けの輸出を考えています。ところが、見積をしてみると、極東の通関費用やその他の費用がモスクワより高いのです。**

(イシャーエフ) その通りです。今、モスクワは特別な環境にあります。日本製のテレビやコンピューターの値段は、ハバロフスクよりモスクワの方が安いのです。繰り返しますが、極東の条件をロシアの平均的なレベルと均衡させる必要があるのです。例えば、輸送費の問題です。我々は、ロシア中央部から石炭や石油、石油製品、穀物などを移入しています。これらの輸送費を引き下げよう働きかけていますが、実現していません。ところが、極東からモスクワ向けの水産物の輸送費は5分の1に引き下げられました。これはもう「経済」の議論はなく、「政治」の話です。

極東で現在実現できている成果は、プログラムとは何のかかわりもありません。各地の知事の適切な政策のおかげです。それぞれの独自の政策によって投資を誘致しているのです。現在実際に投資されている額は、仮にプログラムが無くて、今後も続くものと思います。プログラムは、地域経済に対して何の影響も与えていないのです。人口一人当たり年間80ルーブルでは、お笑いです。

**- ところで、イシャーエフ知事は、現在極東を代表する顔です。出生地は別のところですが、どういう経緯で極東に来られたのですか。極東という地域をどのように見ておら**

**れますか。**

(イシャーエフ) 私はシベリア地方で生まれましたが、6歳になる前に、家族がハバロフスクに引越しました。その後、ハバロフスクで学校を卒業し、兵役も極東軍管区でした。大学はノボシビルスクでしたが、実質的に私の人生の全てはここにあります。良いことも悪いこともです。それぞれの時期の私のことを知っている人がたくさんいます。生徒時代も、工場勤務時代も、今のポストについてもです。ちなみに、10月24日で現職に就いて11年になりました。一言で言えば、極東は私の人生の全てです。

**- 外国にいらっしゃることも多いと思いますが、外国とロシア極東を比べるといかがですか？**

(イシャーエフ) 外国に出ても、いろいろなところを見ている時間は余りありません。でも申し上げられるのは、日本を訪問するのはいつも喜びだということです。なぜなら、日本人はいつも実務的で、秩序だっていますし、ごまかしたりだましたりしないからです。交渉に時間がかかることもありますが、一度決めたら必ず実行します。ヨーロッパにはあまり行きません。アメリカには何回か行っていますが、この国の政治、経済、国家構成には、今後も大変革が起こりうるものと思っています。

ダイナミックに発展している中国を訪問するのも、気持ちがいいものです。数字の上では、物質的な充足率はまだ低いですが、正しい道を選択して歩んでいると思います。中国からの資金流出がなく、投資は国内に向けられています。我々のところでは、商品の80%以上が輸入品です。家計の最終消費が経済を刺激すると言いますが、我々が刺激しているのは、ロシアではない別のところの経済です。賃金上昇は経済を刺激するはずですが、我々のところは逆です。賃金が上がった分だけ、企業のコストが上がる一方、そのお金は輸入に回ってしまって、生産部門には向かわないのです。これは、非常に難しい問題であり、わが国の政府関係者の能力を越えた「高尚な」議論です。政府は何をどうしていいのかわからないので、我々自身が産業政策に取り組んでいます。

他の国と比較してロシアはどうかという話に戻りますと、ロシアは資源、領土という大きなポテンシャルをもっています。また、ロシアには膨大な資金もあります。ただし、銀行が正常に機能していないので、資金を活用する仕組みがないのです。それから、高度な人材がいます。ただし、世代交代が進んでおり、熟練労働者が減っています。他方、期待できるのは、若い世代の学習意欲の高さです。単に卒業証書を得るためだけに大学に行くのではなく、必

要な知識を得るために大学に行っています。ハバロフスク地方には13の高等教育機関がありましたが、その数は19に増えました。全体として言えば、ロシアには膨大なポテンシャルがあるので、それを活用しなければならないということです。これに関連して、私は今、ロシア科学アカデミーの方々と一緒に、輸入代替を志向した産業政策に関する基本的考え方を取りまとめているところです。

#### - 最後に日本の関係者に望むことは何ですか？

(イシャーエフ) 日本は世界最大の投資国の一つです。その日本の対外投資のわずか0.054%しかロシアは受け取っていません。極東は0.025%です。でもこのことで、日本を非難するつもりはありません。私がいつも言っているのは、原因は自分の側で探せということです。なぜ投資が来ないのか。お金は常に「快適な」場所を求めます。金利は低くても安全性が高い場所です。ロシア政府はこういう条件整備をしていないのです。ロシア政府は、なぜか政府保証を与えたりしません。

ハバロフスク地方政府では、企業の銀行借入に対して総額25億ルーブルの保証を与えています。対象は運転資金ではなく、設備資金です。例えば、金採掘組合「アムール」は年間5,000万ドルほどの資金を借り入れています。それで昨年、米国企業から鉱山の開発権を購入しました。それにより貴金属の採掘量を伸ばしています。今年は19.4トンくらい、来年は20トンを超えるものと思います。かつて、ハバロフスク地方は貴金属採掘量では全ロシアで20番台でしたが、今は過去最高の3位となっています。我々が投資

環境を整備し、また探鉱作業を支援したことにより、同社の業績が高まりました。

申し上げたいのは、日本政府の側にもロシア政府の側にも政治的な意思があるということです。我々は、1月のプーチン・小泉会談で、共通の理解が得られることを期待しています。かつてエリツィン・橋本関係が進展したとき、ビジネスの面でも関係が進展しました。また、ゴア・チェルノムイルジン委員会が機能していたときには、アメリカからの投資が積極的になされましたが、首脳レベルの関係が冷却化するとビジネスも撤退しました。つまり、ビジネスが進むためには、正常な雰囲気や安定した政治状況が必要なのです。政治・経済が安定し、予見性が高まり、保証のシステムが用意されれば、すべてが動き始めます。我々は日本の皆様と共に多くの作業を行っていく必要があると思っています。

#### - 本日は、ありがとうございました。

(2002年12月9日 新潟にて)

ロシア語によるインタビューをERINAにて日本語に翻訳しました。

聞き手、翻訳：ERINA調査研究部研究主任 新井洋史  
記 録：ERINA調査研究部研究員

ドミトリー・セルガチョフ

#### プロフィール

ビクトル・イワーノビッチ・イシャーエフ (Victor Ivanovich Ishaev)

1942年 ケメロボ州生まれ

1979年 ノボシビルスク水運技術大学卒業

1988年 ハバロフスクアルミ建材部品工場長

1990年 ハバロフスク地方副知事

1991年 ハバロフスク地方知事 (現在に至る)

1994年 極東ザバイカル協会会長 (現在に至る)

## *About the Russian Far East and Northeast Asian Economic Cooperation*

Interview with Victor I. Ishaev, Governor of Khabarovsk Territory, Russia

**ER: Immediately before coming to Japan, you visited China with President Putin. Could you tell us more about that?**

**V.I.:** The holding of the Communist Party Congress and the emergence of a new leadership in China, a vast, swift-growing country that is home to 22% of the world's population, is naturally of great interest to the Russian government and President Putin. Firstly, we want to know more about its future policy orientation. Will Hu Jintao press forward with the reforms initiated by Deng Xiaoping and promoted by Jiang Zemin? At present, Jiang Zemin is still formally the president, so we spoke with him, but we also had a meeting with Hu Jintao which lasted more than an hour. At this meeting, he said what we had hoped he would: that China would continue with its reforms. It is likely that these reforms will become more liberal. Representatives of the business sector have also been admitted to the Communist Party Central Committee for the first time.

At present, domestic demand is certainly an important factor in China's economic growth, but at the same time, the country is making active efforts to secure its own place in the global marketplace. Accordingly, we must take this into account in devising our own development strategy. President Putin proposed cooperation from a long-term perspective. Both China and Russia have development plans, and these need to be coordinated. Fundamentally, there is asymmetric diversity between the factors of production. In other words, there are three groups of countries worldwide: capital-intensive countries such as the USA, Japan and the ROK, resource-providing countries, such as Russia, particularly its Far Eastern region, and Australia, and labor-intensive countries, such as China and North Korea (the Democratic People's Republic of Korea). For these countries to engage in the international division of labor is in line with economic principles. The Far Eastern region accounts for 35% of Russia's natural gas, 12% of its coal and 14-15% of its oil. China continues to grow at 7-9% annually, but the growth in coal production is 3%. As it is clear that economic growth cannot be achieved without energy resources, China cannot avoid importing energy. From both the global and long-term perspectives, investigations will be carried out into the development of resources and related infrastructure, and the supply of energy resources and electricity. I think the supply of munitions will also continue, but the time is coming when resource development will be tackled jointly. In June, I met Wu Bangguo, the Vice-Premier, in Beijing. He is viewed as

the successor to Li Peng as leader of the Standing Committee of the National People's Congress. During the meeting, we talked about the production of wood pulp. China has a large capacity for producing pulp, but no raw materials. High-quality wood for construction is imported, thereby incurring extra costs, but this is not profitable in the case of wood for pulp. So we talked about the possibility of producing it in the Russian Far East. We have also been saying that we would like to increase the level to which our timber is processed. Initially, a processing level of about 40% would be fine. With regard to this, we have gained the understanding of the Chinese and studies of several specific plans are already progressing, such as one in the Lazo area. In addition, we talked about the manufacturing of plywood, furniture and fittings. At present, companies from the USA, Malaysia, China and Russia compete freely in Far Eastern Russia. As a result of this competition, productivity is increasing. In terms of the quantity of virgin wood felled, Khabarovsk ranks third in Russia, after Irkutsk and Arkhangelsk oblasts, but it is Russia's top province in terms of the profitability of forest products. Incidentally, Khabarovsk is forecast to ship about eight million cubic meters of wood this year, half of which is destined for China.

Moreover, China has expressed an interest in our hydrofoil boats. We once had a similar offer from Malaysia and now we are undertaking a study with China.

There are difficult problems in our relationship with China, such as the demarcation of the border. When President Putin touched upon this problem, both Jiang Zemin and Hu Jintao gave similar answers, to the effect that while Sino-Russian relations have continuously been strengthened, the two countries have found ways of solving most of their problems, so we should avoid being too hasty and take our time in solving this one as well. I think that this is a wise policy. The solution to this problem must be one that is acceptable to the people of both countries, but I think it likely that it will be solved in the not-so-distant future.

Of course, there were problems that were not taken up in these meetings. While 22% of the world's population lives in China, it only has 7% of the world's arable land. However, most of this land has been abandoned. The sandstorms that used only to occur once every seven years now happen seven times each year. I have visited Beijing twice this year and both times it was in a terrible state. China is developing rapidly and is imposing an extremely large burden on the environment and natural resources.



With regard to this problem, we must all be of the opinion that we ought to do something. China has a population of 1.3 billion. My belief that we must coexist amicably with these people and cooperate actively with them has been reaffirmed.

**ER: Do you believe that cross-border workforce movements are a problem in Russia's relationship with China?**

**V.I.:** I just mentioned cooperation based on economic principles. First of all, we want Chinese workers to come to Russia. They work actively and efficiently in the construction and agricultural sectors. Moreover, they have a high level of up-to-date technical knowledge. At present, they are actively introducing Chinese methods of cultivating soybeans. There is a lot of construction work taking place in Khabarovsk, such as the renovation of Lenin Square, which is being carried out by Chinese laborers. As you would be able to see if you visited, the work is of exceedingly high quality. This provides domestic construction companies with a good impetus to engage in competition. This strategy will continue in the future.

I do not intend to leave out the field of commerce. If people demand goods, it is necessary to develop a normal environment for those transactions to take place. With regard to this, we have received a proposal for the construction of a shopping center. We are currently considering this, but we are trying to develop a normal environment for the Chinese. For example, building two or three hotels, building eating and drinking establishments and dispatching police to maintain security. These are the kinds of things we are trying to do. By doing this, the site will be a clean, beautiful and orderly place.

We must now move on from the stage of small-scale business conducted by peddlers. The reason why is that neither China nor Russia can gain anything from it. This was the root of evil as it was a convenient environment for criminal organizations, as well as being an environment in which it was easy to evade tax. It is necessary to break out of this pattern. After trade, the next biggest issue is investment. Investment is already taking place in some sectors that are the focus of attention. Education is another issue. The nurturing of human resources has taken place in institutions of higher education until now, and will continue hereafter. I believe that nurturing experts in languages will be of use in the promotion of tourism, including eco-tourism.

Returning to the subject of the movement of people, there is no need to fear this. What would be disturbing would be if this took place in a disorderly fashion. Inflation is the same. If inflation is managed within an appropriate range, it can infuse economic growth with new vigor and become an investment resource. If the rate of inflation becomes high, it will stifle the economy. The same can be said about migrants. If, at present, there is insufficient workforce in the Far Eastern region, we just introduce extra labor. Furthermore, this is because their work is of sufficiently

high quality. It is not I who judges whether or not the Far East has sufficient labor - it is the economy itself. It is not practical to try to develop the economy with the current population of two people per square kilometer.

I believe that there are two senses in which our relationship with China is important in the first place. The first is that the world must become more multi-polar. The unipolar orientation towards the US is not desirable for Russia, Japan, China or any other country. I am not saying that we should create a military bloc. At present, economic collaboration takes place between such countries as Russia, China and Malaysia, which could be described as a single pole. In order to avoid a misshapen situation in which America is the only country that develops, it is necessary to strengthen the bonds of friendship with China. The other is that China is our neighbor. Unlike one's wife, one cannot choose one's neighbors. One can fight with one's neighbors or choose not to associate with them, or built a mutual relationship that is advantageous to both parties. These two points are important and other smaller issues derive from them.

**ER: I think we all understand the importance of the relationship with China now. What significance does the relationship with North Korea have for the Far Eastern region?**

**V.I.:** North Korea is more aggressive. They are people who have nothing to eat and nothing to lose. Basically, we want peace and order to be preserved on the Korean Peninsula and for that region to develop dynamically. Furthermore, we are not unconcerned about such issues as which states have nuclear weapons and military capacity, and how their political situation is. Given this situation, we also must make the greatest possible efforts to ensure that North Korea begins to go down the path of reform once more and achieves economic growth. The whole world is concerned about the situation there and I believe that Japanese politicians and economists share this concern. The matter of what advantages can be gained and which countries can gain them as a result of this is a secondary concern. As Russia borders North Korea, we must support its development. If there is a people that has been artificially divided in two, they must be unified. In fact, Russia chose to tear down the Berlin Wall.

I hope that we will always support North Korea if we have the chance. For example, there is an organization called the Association of North East Asia Regional Governments, consisting of 39 local authorities. North Korea joined this year and participated in the conference held in Khabarovsk.

With regard to whether cooperation with North Korea has any practical benefits for us, of course there are none. At the moment, we are at the stage of providing support. I believe that the stage of acquiring something will come at some time in the future.

**ER: A new long-term development program for the Russian Far East was launched in March 2002. How would you evaluate its implementation so far?**

**V.I.:** First of all, I would like to say that it is not a new program. It is necessary to make it clear that the Social and Economic Development Program for the Far East and Zabaikal Regions has been in existence for a while. About two years ago, when we met President Putin in Blagoveschensk, he said, "This program is too big. It will cost about US\$80 billion and it is not practical to do all these things. We should rationalize it and select only the most fundamental elements." To be specific, these were the fields of fuels and energy, resource development, pipelines, transport infrastructure and communications. I believe that we can currently say that these are fields in which funding can be used efficiently. This is because if, for example, the situation in the field of fuels and energy were to change, there would be a reduction in the cost price of products from the region, or at the very least it would be possible to maintain the cost price, thereby making products price competitive. The development of transportation corridors and the redevelopment of the Siberian Land Bridge, including the upgrading of port facilities, will promote the development of the region.

In a nutshell, a "revised edition" of the program has been completed and the duration of the program has been extended until 2010. What I must point out first of all is that the section dealing with social problems has been cut considerably. Previously, it accounted for 3.5% of the entire program, but now accounts for a mere 0.7%. In fact, we have received more than a billion rubles in the last five years, but the plan is for a billion rubles over ten years. It is clear that it will be impossible to deal with all the issues under this program.

Regarding a general question about what the program actually is, it is a tool; a mechanism for solving specific problems. Actually in our case, various studies have been carried out in order to grasp the actual situation and we know what the issues are. This program must solve these problems, but it cannot.

With regard to the things that have been taken up as issues, first of all there is the issue of bringing the Far Eastern region's economic environment into equilibrium with the general level in Russia as a whole, and ensuring the competitiveness of products from this region. The second point, which is linked to this, is seeking the stable development of the fuels and energy sector. The third issue is developing the environment for integrating the economies of the Asia-Pacific region. The functional center of Russia is located too far away, and so cannot cooperate. There was a time when 6% of products from the Russian Far East were exported, 19% were consumed within the region and 75% were destined for the center of Russia, but the latter figure has dropped to just 10%. Consequently, we have to integrate with the Asia-Pacific region. The problem is from what kind of standpoint we participate. Would we be equal partners? But it would be difficult to achieve

equality with Japan. Think about the difference between Toyota and the Russian-produced Lada. In order to compete, production must be modernized.

Although it arises last of all, the final issue is actually of critical importance: the formation of a residential population. It does not just involve putting a residential population in place, but also actually shaping it. Moreover, this means economically active population. During the implementation period of the program for the Far East and Zabaikal regions, 11.8% of the population, i.e. 1.227 million people, were lost to the region. Originally, a decrease in the population was envisaged in the program. However, the reduction exceeded the worst-case scenario by between two and three hundred thousand people. The Magadan area lost 57% of its population, while Kamchatka lost 27%. The only areas where the drop remained less than 10% were the Buriyat Republic, Primorskiy Territory and Khabarovsk Territory. What was worse, the people who left were members of the economically active population.

Incidentally, the amount of government funding due to be allotted to the program has hardly changed at all. The budget destined for the 13 federal entities of the region for this year is only 680 million rubles. In contrast, the Tartar Republic is due to receive 12 billion rubles, with a further two billion rubles destined for its capital, Kazan. In other words, the Far East is not a high priority region. The other seven federal programs receive more generous financial support from the government. During a meeting of the Security Council, I told the President that, if neither the federal nor provincial governments have any funds, it is necessary to put in place the economic conditions for attracting investment. For example, such measures as the establishment of a special economic zone are required. However, there are no such measures. The situation is urgent. Over the course of the period of reform, our region weakened considerably and for a longer period than Russia as a whole. We still have not returned to 1997 levels. This is the case for the Far East and Zabaikal regions as a whole, however, growth in Khabarovsk Territory is about two or three times the Russian average.

**ER: You just touched upon the business environment. In fact, small and medium-sized companies in this area of Japan are keeping an eye on the expanding Russian market and thinking about exports to the Russian Far East. However, when they actually make estimates, the customs charges and other costs are more expensive in the Far East than in Moscow.**

**V.I.:** That's right. Currently, Moscow is a special environment. The price of Japanese-made televisions and computers is cheaper in Moscow than in Khabarovsk. To repeat what I said earlier, it is necessary to bring conditions in the Far East into line with those in Russia as a whole. For example, there is the problem of transport fees. We import coal, oil, petrochemical products and cereals from Central Russia. We are trying to bring about a reduction in the transport fees for these, but we have been unable to achieve this. However, the fees for transporting marine

products from the Far East to Moscow have been reduced by one-fifth. This is no longer an "economic" issue but a "political" one.

What has been achieved in the Far East to date has absolutely nothing to do with the program. It is all thanks to the governors of each region implementing appropriate policies. Investment is attracted through their unique policies. I believe that the amount actually being invested at present would continue in the future even if there were no program. The program has no effect on the regional economy. Providing finance that equates to a mere 80 rubles per capita is just a joke.

**ER: You have become one of the faces representing the Russian Far East. You were born elsewhere, so how did you come to be in the Far East? What is your view of the region?**

**V.I.:** I was born in Siberia, but my family moved to Khabarovsk before I reached the age of six. After that, I graduated from school in Khabarovsk and completed my military service in the Far Eastern military district. I went to university in Novosibirsk, but in essence, all my life has been spent here. There have been both good and bad events. There are many people who know me from various periods: from my schooldays, from my time working in a factory and since I have been in my current post. Incidentally, on 24th October it was 11 years since I took up my current position. Quite simply, the Far East is my whole life.

**ER: I believe you travel abroad quite a lot; how do you compare the Russian Far East with foreign countries?**

**V.I.:** Even when I go overseas, I do not really have much time to see various places. But, what I can say is that it is always a pleasure to visit Japan. This is because the Japanese are always practical and methodical, and do not engage in subterfuge. Negotiations do sometimes take a bit of time, but once they have decided upon something, they will implement it without fail. I do not visit Europe much. I have been to America a number of times, and I believe that, in the future, there could be drastic changes in its political and economic structure, not to mention in the structure of the state itself.

I also like visiting China, which is developing dynamically. In statistical terms, the level of material wealth is still low, but I believe that it has chosen the right path. There has been no outpouring of funds from China and investment is being directed inwards. In the Far East, more than 80% of products are imported. It is said that final consumption by households stimulates the economy, but what we are stimulating is not the Russian economy, but that of somewhere else. Wage rises should stimulate the economy, but it is the other way around with us. Wage rises push companies' costs up, while that money ends up being spent on imports and does not go into the manufacturing sector. This is an extremely difficult problem, and a "profound" issue that is beyond the ability of those in our government. As the government does not know what to do or how to do

it, we ourselves are tackling industrial policies.

Returning to the matter of what Russia is like compared with other countries, Russia has significant potential in terms of its resources and land. Moreover, Russia has ample finance. However, as the banks are not functioning normally, there is no means of utilizing that finance. Furthermore, although there are high-quality human resources, a generational shift is progressing, and the pool of skilled workers is decreasing. On the other hand, one cause for hope is the fact that the younger generation has a strong desire to learn. They do not go to university merely in order to acquire a diploma, but in order to attain the knowledge they need. There used to be 13 institutions of higher education in Khabarovsk Territory, but this figure has increased to 19. Overall, Russia has vast potential, but we must make use of it. In relation to this, together with the people from the Russian Academy of Sciences, I am currently working on an import substitution-oriented industrial policy concept.

**ER: Finally, what hopes or expectations do you have with regard to businesspeople and others in Japan?**

**V.I.:** Japan is one of the world's largest investing countries. Russia receives a minuscule 0.054% of Japan's external investment. That figure is 0.025% in the Far East. However, I do not intend to reprimand Japan for this. What I always say is that we must look for the reason on our side. Why does investment not come our way? Money always seeks the most "comfortable" place: a place where stability is high, even if rates of return are low. The Russian government has not put this condition in place. For some reason, it does not want to provide government guarantees.

The government of Khabarovsk Territory provides a guarantee of 2.5 billion rubles on bank loans to companies. This is not aimed at operating capital, but at funds for equipment. For example, 'Artel Amur', a gold mining consortium, borrows \$50 million annually. Last year, it bought the development rights for a mine from an American company. As a result of this, it is increasing the quantity of precious metals that it mines. I believe that the quantity was about 19.4 tons this year, and will exceed 20 tons next year. At one time, Khabarovsk Territory was way down the list in the top 30 in Russia, in terms of the quantity of precious metals mined, but now it has reached its best ever position, being ranked third in the whole of Russia. This company's business performance has improved because we upgraded the investment environment and supported the mining industry.

What I would like to say is that there is political will on both the part of the Japanese government and that of the Russian government. We hope that President Putin and Prime Minister Koizumi will reach a common agreement at their summit in January. Previously, when the relationship between President Yeltsin and Prime Minister Hashimoto developed, relationships also developed on the business front. Moreover, when the Gore-Chernomyrdin committee was still functioning, there was active investment from the

US, but when relations between the heads of state cooled off, business also withdrew. In other words, for business to advance, a sound atmosphere and stable political situation are necessary. If politics and the economy are stabilized, the ability to foresee the future increases, and a system of guarantees is put in place, everything will begin to move. I believe it is necessary for us to undertake a lot of work in partnership with the people of Japan.

**ER: Thank you very much for your time.**

(9th December 2002, in Niigata)

Interview conducted in Russian and translated into Japanese by Hirofumi Arai, Assistant Senior Economist, Research Division, ERINA

Translation into English by Eleanor Oguma, Research Assistant, Research Division, ERINA

Minutes of interview recorded by Dmitry Sergachev, Researcher, Research Division, ERINA

#### Curriculum Vitae

Name: Victor Ivanovich ISHAEV

1942 Born in Kemerovo oblast, Russia

1979 Graduated from Novosibirsk Water Transport Engineering Institute

1988 General Manager, Khabarovsk Aluminium Construction Components Factory

1990 Deputy Governor, Khabarovsk Territory

1991 Governor, Khabarovsk Territory (to date)

1994 Chairman, Interregional Association of Economic Coordination  
"Far East and Zabaikalie"

# 中央アジア・コーカサス情勢と日本の対シルクロード地域外交

前駐アゼルバイジャン大使 廣瀬徹也

## はじめに

私達はアジアと言えば日本に近く近年経済的發展が著しい中国沿海部や東南アジアなど、いわゆる海洋アジアに眼が向きがちである。「海洋国家日本」を強調する議論がある。例えば、東南アジアにはヨーロッパ人が到着する以前から、イスラム商人のダウ船、中国人のジャンクが活発にいきかう交易の世界があった。当時ユーラシア大陸の辺境であった日本は、そうした海洋アジアへの対応として近世社会を造っていったとする川勝平太氏の『文明の海洋史観』などは、従来の西洋中心の歴史観を根本的に転換するものとしてきわめて興味深いものである。このような議論自体に私も異論はない。しかし日本には古代より大陸アジアから多くの人と文物が流入し、この国を形作ったことも忘れてはならないだろう。そのころ、日本海側が日本の表玄関であった。豊富な資源を持つ内陸アジアは、現在のところ、経済的發展では海洋アジアに遅れをとっているものの、大きな可能性を持つことは等しく認められているところである。我々はもっとユーラシア大陸の内陸部にも眼を向けるべきだと考える。

特に1991年にソ連から独立した中央アジアとコーカサスの国々 後者は正確には大コーカサス山脈の北側はロシア連邦なので、アゼルバイジャン、グルジア、アルメニアは南コーカサス地域と呼ぶべきだろうが は様々な問題を抱えつつも、国造り及び市場経済化に取り組んでいる。

中央アジア・コーカサス地域についてはかなり報道もされ、専門分野別に多くの論文も発表されている。多忙なERINA REPORTの読者にこの地域への幅広い理解を深めて頂くために、私が2002年7月に外務省を退官するまでの最近9年間、本省新独立国家（NIS）室長、在ウラジオス

トク総領事、初代の駐アゼルバイジャン兼グルジア大使と旧ソ連関係に携わって来た知見を生かして、この地域の現状と抱える問題を整理する。その上で現在日本政府がこの地域を対象に進めている「対シルクロード地域外交」を説明する。皆様に今後これらの国々といかに付き合っていくべきかを考えていただくための材料を私見として提供することが本稿の目的である。

本論に入る前にNISとCISの説明をする。

NIS（New Independent States、新独立国家）とは、旧ソ連邦を構成した15カ国から、ソ連邦崩壊前に独立したバルト3国を除く12ヶ国である。ロシア、ウクライナ、ベラルーシ、モルドヴァ（以上欧州部）、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、トルクメニスタン、タジキスタン（以上中央アジア）、アゼルバイジャン、アルメニア、グルジア（以上コーカサス）により構成される。

CIS（Commonwealth of Independent States、独立国家共同体）とは、NIS諸国が協定を結んで作った共同体である。CISにはいくつかのミニ共同体がある<sup>1</sup>。

## 1. 地政学的な重要性と現在の不安定要因

中央アジア及びコーカサス地域の重要性はまずその地政学的重要性にある。ユーラシア大陸の中心にあるこの地域の安定は、ユーラシア地域全体の平和と安定に不可欠である。

中央アジア自体ではタジキスタンの内戦も終結し、「ウズベキスタン・イスラム運動」などのイスラム過激派も、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタンへの米軍の駐留もあって今のところ鳴りをひそめており、安定に向かい

<sup>1</sup> CIS内の主なミニ共同体として次のようなものがある。

集団安全保障条約：94年結成。現在ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、アルメニアの6カ国の加盟。加盟国に対する武力攻撃に対処するための集団的自衛権を行使する軍事機構。2001年、中央アジアにおけるイスラム武力勢力に対抗する目的で、「集団緊急展開部隊」（ロシア、カザフスタン、タジキスタン、キルギスが参加、兵員規模約3,000名）を設置。

ユーラシア経済共同体（旧称「関税」同盟）：現在、ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、キルギス、タジキスタンが加盟。域内関税の撤廃及び域外に対する共通関税率設定を目指す。

GUUAM：1996年にグルジア、ウクライナ、アゼルバイジャン、モルドバで結成。99年にウズベキスタンが加盟したが、2002年5月脱退。カスピ海資源の輸送ルートの安全確保のための協力を目的として設立され、上記 に対抗する動きを見せたが、近年加盟各国が従来の反口政策を転換したため現在休眠状態。

中央アジア協力機構：2002年にウズベキスタン、カザフスタン、タジキスタン、キルギスで結成。かつての「中央アジア経済共同体」を発展解消し、活動分野を経済に留まらず、政治安全保障分野にまで拡大させたもの。

ロシア・ベラルーシ連合国家：99年に結成。

上海協力機構：96年にロシア、タジキスタン、カザフスタン、キルギス、プラス中国で「上海ファイブ」を結成。2001年6月にウズベキスタンが加わって上海協力機構となる。政治、安全保障（テロ・イスラム過激派対策）、経済、文化、エネルギー、交通などについて協議・協力をを行う。

つあるように見える。しかし、イスラム過激派はアフガニスタンから中央アジアを経て北コーカサスのチェチェンまで、東は新疆ウイグル自治区にまで緩やかなネットワークで結ばれていると言われており、まだ楽観はできない。さらに南にアフガニスタン、カシミール、イラクといった政情の不安定要因があるだけに、この地域の安定の重要性は増しているといっても良いだろう。

一方、コーカサス地域では今なお不安定な情勢が続いている。アゼルバイジャンとアルメニアのナゴルノカラバフ紛争は1994年の停戦合意以後は一応停戦が維持されているが、アゼルバイジャンは国土の20%（ナゴルノカラバフ地方とその周辺）を占領されたままで、約70万人の難民、国内避難民がいる。アルメニア系は約34万5,000人が難民となり、アルメニア本国に流入した。OSCEミンスク・グループ（1992年設立、フランス、米、ロシアが共同議長国）の仲介努力も成果を出せておらず、両国大統領の直接対談もデッドロックに陥っている。またグルジアはアブハジア紛争（グルジアより分離独立を求める動き）を抱え、その結果28万人の国内避難民が発生している。南オセチアではロシア領の北オセチアとの統合を求める動きが未解決で、さらにはチェチェン共和国の独立をめざし、ロシア軍との闘争を続けるチェチェン難民の存在など不安定化の火種を多く抱えている。

## 2. 経済的重要性とエネルギー資源

エネルギー資源、鉱物資源や綿花など豊かな資源を有する中央アジア及びコーカサス地域は経済的観点からも重要である。

特に近年、カスピ海周辺を中心とするこの地域の石油、天然ガスが世界的に注目を浴びている。カスピ海の法的地位に関し沿岸5カ国の間で合意が得られないまま、欧米メジャーを中心とする外国資本の投資を得て開発が進められており、日本企業も参加している<sup>2</sup>。

現在の石油・天然ガスの確認埋蔵量は、2001年BP統計<sup>3</sup>

によると、ロシアを除くカザフスタン、アゼルバイジャン、トルクメニスタン、ウズベキスタン4カ国合わせても世界に占める比率は石油で1.7%、天然ガスで4.9%に過ぎない。当面日本にとってはアジア大陸からのエネルギー源としての重要性はサハリン、シベリアにはおおよびつかない。

しかし、エネルギー資源開発の進展は、当該国と地域の経済発展と安定に寄与するのみならず、将来アジア市場向け輸出が可能となればアジアのエネルギー安全保障の強化に貢献し、日本にとってもエネルギー供給源の多様化、中東依存度の低減等の観点から重要な意味を有しており、引き続き日本企業の参画が期待される。

カスピ海の法的地位の問題は複雑だが、一言で言えばロシアとイランはカスピ海を「湖」とみなし、資源開発の権利は全ての沿岸諸国が平等に有すると主張する。これに対し沿岸部に有力な海底油田を有するカザフスタンとアゼルバイジャンは、カスピ海を「内海」とみなし、自国の沖合の資源は国際法に基づき各国が独占的権利を有するとの立場を主張してきた。しかし、ロシアは沿岸部に有力な海底油田が確認されたこと等からその立場を大幅に変更して、カザフスタンとの間で「カスピ海北部海底分画協定」に署名し、カスピ海北部の海底及びその地下資源に関して両国の中間線に沿って境界を確定すること（海上は共有）に合意した。さらにアゼルバイジャンとも同様の合意に達した。アゼルバイジャンとカザフスタンも同様文書に締結することで基本的に合意したもようである。トルクメニスタンの立場は一定しない。

パイプライン・ルートについては、既存のパイプライン・ルートは基本的に旧ソ連内への供給を前提としており、諸外国への輸出には新規を含むパイプラインによる原油・ガスの輸送が必要となる。その敷設ルートについては、政治的な思惑もあり、熾烈な駆け引きが行われている。原油パイプラインについては、カザフスタンのテンギス油田よりロシア領黒海沿岸のノヴォロシースクへと至るルート（CPCライン）が2001年11月より稼働中である。またアゼ

<sup>2</sup> 日本企業参加石油開発プロジェクトには次のようなものがある。カザフスタンのカシャガン油田OKIOCプロジェクトに国際石油開発他（8.33%）が参加し現在探鉱中。アゼルバイジャンのアゼリ・チラグ・グナシリ油田のAIOCプロジェクトに伊藤忠石油開発（3.9205%）が参加し生産中。同じくJAOCプロジェクトに石油資源開発他（計50%）が参加し探鉱中。他の日本企業参加プロジェクトは試掘を行うがプロジェクトは終了。

<sup>3</sup> 原油及び天然ガスの埋蔵量と生産量

	原油		天然ガス	
	確認埋蔵量	生産量	確認埋蔵量	生産量
カザフスタン	80 (0.7%)	75 (1.0%)	1.84 (1.2%)	10.7 (0.4%)
アゼルバイジャン	69 (0.7%)	30 (0.4%)	0.85 (0.6%)	5.3 (0.2%)
トルクメニスタン	5 (0.0%)	15 (0.2%)	2.86 (1.9%)	43.8 (1.8%)
ウズベキスタン	6 (0.1%)	18 (0.2%)	1.87 (1.2%)	52.2 (2.2%)
(参考) ロシア	486 (4.6%)	654 (8.8%)	48.14(32.1%)	545.0(22.5%)
(参考) サウジアラビア	2,617(25.0%)	915(12.3%)	6.05 (4.0%)	47.0 (1.9%)
世界計	10,464	7,451	150.19	2,422.3

(注) 原油：確認埋蔵量 - 億バレル、生産量 - 万バレル/日、天然ガス：確認埋蔵量 - 兆立方メートル、生産量 - 億立方メートル/年、出典：BP統計2001

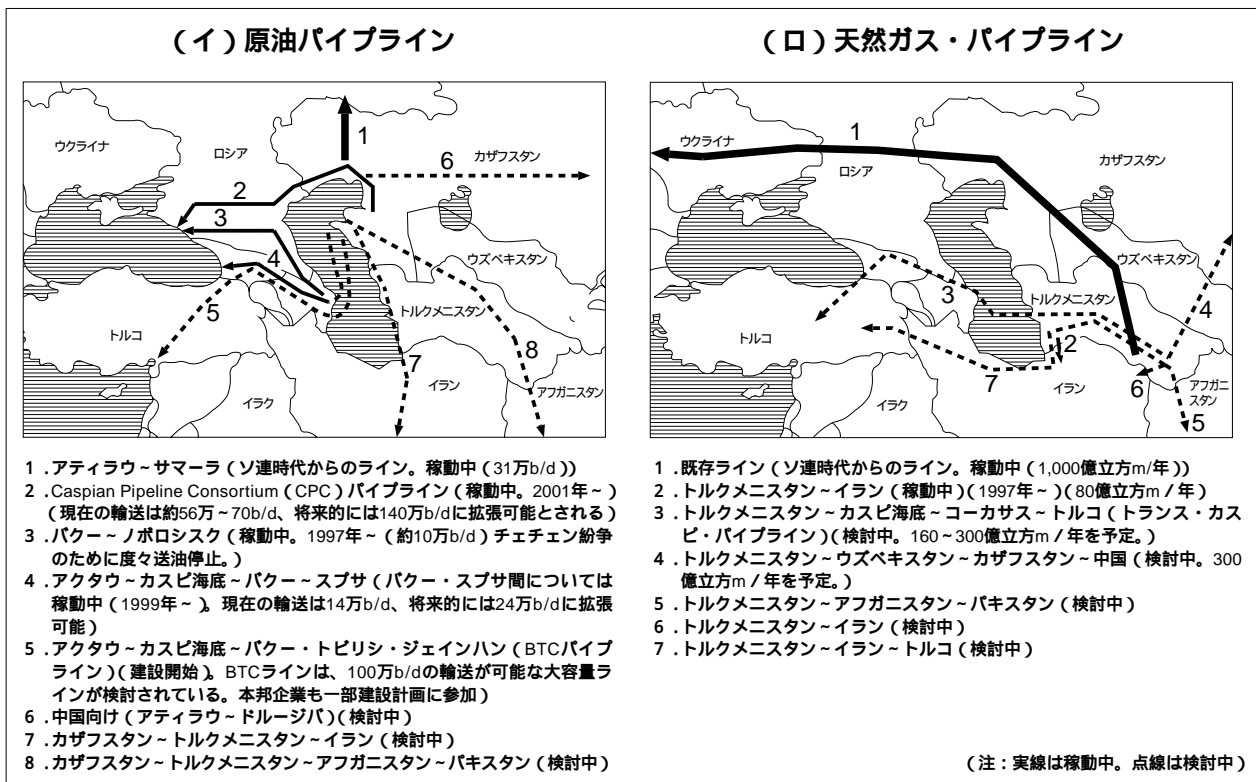
ルバイジャンの石油は初期開発分についてはすでにグルジア・ルート、ロシア・ルートで輸出されているが、注目の今後石油を世界市場に出すための主要油送管については、バクーからグルジアのトビリシを経てトルコのジェイハンに至るルート（BTCライン）が米国の強い後押しでロシアの抵抗を押し切って建設が決定され、最近着工した。建設費約29億ドルと見積もられ、うち20億ドルをBTC参加各社が国際金融市場等で調達し、残り約30%を各社が自己資金で調達予定である。なお、ロシア政府の強い影響力下にあり、カスピ海で開発を行っている同国のルクオイル社は、自らがオペレーターとして主導権のとれるプロジェクトに資本を集中するとの理由でBTCへの参加を見送った。なお、ルクオイル社は、2002年12月20日、自社が有するアゼルバイジャンのアゼリ・チラグ・グナシリ油田のAIOCプロジェクトにおける権益の10%を、本邦の国際石油開発へ売却する旨発表したと報じられている。この他イラン・ルート、アフガニスタン・パキスタン・ルート、中国・ルートなどが検討されている。ガス輸出用パイプラインについては、ロシアを経由してヨーロッパに延びる既存のパイプライン網が強固であり、新規建設には各国とも概して消極的である（図1参照）。

### 3. 国際的パワーゲーム

かくしてこれまでこの地域では、ロシアによる政治的、経済的影響力の確保のねらいとこれに対する米国を筆頭とする西側の拮抗、加えて中国及びトルコ、イランなど近隣地域大国の進出の動き、カスピ海地域の石油や天然ガスの開発と油送路をめぐる域内域外各国の利害の対立を軸として、さらには、国際情勢を利用してイスラム過激派を封じ込め、自国の安全保障を確保し、国内少数民族による独立運動や隣国との紛争の有利な解決を図ろうとする域内諸国の思惑もからんで、パワーゲームが繰り返されてきた。このようなパワーゲームが展開されている状況を、19世紀末から20世紀初めにかけて内陸アジアをめぐるロシアとイギリスの間で行われた「ザ・グレートゲーム」と称する勢力争いになぞらえて、「第二次グレートゲーム」と呼ぶ人達もいる。しかし、域内諸国もパワーゲームのプレイヤーであるということが「ザ・グレートゲーム」と決定的に違っている。

9・11同時多発テロ事件の後は、中央アジアに米軍が駐留し、名を捨て実（G8のフルメンバーシップなど）を取るプーチン政権がこれを容認するなど情勢が変化し、米口協調ムードに向かいつつあるが、基本的構図は変わらないと考える。チェチェン、新疆ウイグル自治区のウイグル人による分離独立運動をそれぞれ抱えるロシア、中国としては

図1



反テロの立場から米国の行動を支持したものの、米軍の駐留の長期化には懸念を示しており、またイラク問題などでも米の立場とは距離を置き、米の一極支配を認めない姿勢をみせている。また中央アジア側もウズベキスタンが米に協力して経済協力を得る一方、反ロシア的であったGUUAMから脱退し、上海協力機構に加入するなど対口配慮を示していることはこの地域の国々にとってロシアとの関係が引き続き重要であることを物語っている。

中央アジア以上にコーカサス地域においては、ロシアの影響力は依然として根強く、米口が激しく綱引きを行っている稀有な地域である。少し詳しく見てみよう。コーカサスの3国のうち、アゼルバイジャンとグルジアはEU加盟を申請し、また将来的にはNATO加盟も目指すなど明確な親欧米路線を採る。またアゼルバイジャンはカスピ海地域の石油開発のため、欧米を中心とする外国企業との間で1994年9月に「世紀の契約」と称された生産物分与契約を締結してコンソーシアムAIOCを作るとともに、主要油送管として前述のBTCルートの建設を米など関係国と進めるなど経済面でも両国は親欧米路線を採る。米国およびトルコは、アゼルバイジャンのイスラム原理主義を封じ込め、またロシアの勢力拡大を防ぐための要衝とみなしてこれを強く支持している。最近も米国は、かつてナゴルノカラバフ紛争に関連して米国内のアルメニア・ロビーの政治的圧力で定めた自由支援法907条項<sup>4</sup>をアフガン進攻の際のアゼルバイジャンの支持に因って撤廃し、新たにアゼルバイジャンへの軍事援助の道を開いた（ただしアルメニアにも同額援助）。しかしアゼルバイジャンにとっては安全保障上からも、ナゴルノカラバフ紛争の政治的解決の上でもロシアとの関係の調整が肝要であり、それなりの配慮を示している。

一方、グルジアとロシアの関係は緊張している。ロシアはグルジアに逃げ込むチェチェン武装勢力の活動をグルジアが取り締まらないことなどを理由として、グルジアへの締め付けを強めている。これに対し、最近米国はグルジア軍の防衛能力向上のために訓練、装備供与中心の軍事援助を進めている。

他方、アルメニアはナゴルノカラバフ紛争においてアゼルバイジャンに対抗するための軍事援助を得るため、親ロシア路線を採らざるをえなかった。またもう一つの地域大国イランはカスピ海の法的地位の問題でアゼルバイジャンと鋭く対立しており、また国内に多くのアゼリ系住民を抱えているため南北の統一運動を恐れ、アゼルバイジャンを

過度に刺激することは控えつつも当該地域での権益拡大をめざし、同じ宗派のアゼルバイジャンではなくキリスト教国のアルメニア支持にまわっている。アゼルバイジャンとトルコにより国境を封鎖されているアルメニアにとっても陸上の輸送路たるイランとの関係は重要である。

かくしてこの地域に米国・トルコ・アゼルバイジャン・（グルジア）枢軸とロシア・アルメニア・イラン枢軸という対抗軸が生じているという見解さえ出されてきた（ただ、ロシアとイランの利害は必ずしも一致していない）。

ロシアはGUUAMの切り崩しをはかる一方で、コーカサス地域の安全保障のため地域3国にロシアが加わって「コーカサス4」を立ち上げるなど新たな試みも始めるなど影響力確保に努めており事態は流動的である。

ちなみに中央アジアでは活発な動きを見せている中国の影響力も今のところ南コーカサスまでは及んでいないが、最近アゼルバイジャンに大型ミッションを派遣し、石油開発への参入を画策するなどの動きを見せている。西欧諸国は英国を筆頭として企業がとくにアゼルバイジャンにおいてエネルギー分野で積極的な投資を行っているものの、政治的にはさほど大きな動きは示していない。

#### 4. 内政・経済の現状と課題

11年前、ソ連から独立した中央アジアとコーカサスの国々は、スターリン時代の肅清と強制的農業集団化による人的・物的被害（特にカザフスタン）の後遺症やアラル海の環境破壊（ウズベキスタン、カザフスタン）、セミパラチンスクの旧核実験場放射能汚染（カザフスタン）等の環境汚染、ソ連時代の分業体制の崩壊など、負の遺産を抱えている。独立後も内戦（タジキスタン、グルジア）、民族紛争（コーカサス）、イスラム過激派の動きなどで不安定な国内政治が続いたが、近年ようやく政治情勢はやや落ち着きを見せており、厳しい国際環境のもとで国民国家建設と市場経済化に努めている。

現在内政面では大統領による権威主義体制下で、非常に独裁的なトルクメニスタンのニヤゾフ大統領から最も民主的と言われるキルギスのアカエフ大統領まで独裁度には濃淡があるが、概ね一応安定している。しかし、次のような解決すべき課題をかかえている。これらはもとより国によって事情はことなるが、6つの点にまとめられるかと思われる。

<sup>4</sup> 人道援助を除く対アゼルバイジャン協力を禁じた。



## (1) 政治・社会面

## (イ) 民主化と社会正義の実現

権威主義体制下で概して大統領の血縁、部族、地縁につながる一握りの人たちに権力と富が集中し、多くの国で政治や官僚機構の腐敗がみられる。また建前上は言論の自由はあるものの真の自由には程遠く、恣意的な逮捕や拘留もしばしば行われる。民主主義の育成と行政改革ならびに社会福祉の実現による多数の貧者、社会的弱者の救済が急務である。

## (ロ) 国民統合

大半の国がソ連の崩壊に伴う独立により歴史上初めて自らの民族名を冠した国民国家を持った。したがって各国の現政権は過去にあった国家（例えばウズベキスタンのチムール帝国）の栄光や自民族の出自にまつわる口承文学などを使って国民としてのアイデンティティーの確立につとめているが、一方で国内の土着の少数民族やまた特にカザフスタン、キルギスではロシア人など外来系住民の扱いの問題が残っている。

## (ハ) 民族紛争、隣国との領土紛争およびこれらにより発生した難民、国内避難民問題の解決

特にコーカサス地方では前述のごとく領土紛争、民族紛争解決の見通しは立っておらず、数十万人の難民、国内避難民がまだに不自由な難民キャンプ生活を送っており、人道問題であるのみならず一人当たりGDP数百ドルの国家にとって大きな負担となっている。これら紛争の早期解決と難民、国内避難民問題の救済には国際社会の一層の協力も必要である。

## (ニ) イスラム過激派への対応

過激派のメンバーは貧しい家庭の若者が多いと言われる。貧困の温床となる貧困を断たねば力による抑圧のみでは根絶できないということがしばしば指摘される。なおイスラム原理主義とは「イスラム法（シャリーア）の古典規定を国法とし、厳格に適用しようとする思想や運動」（飯塚正人）のことで原理主義イコール過激派ではない。

## (2) 経済面

## (イ) 市場経済への移行

マクロ経済の安定はどうか達成してきているものの、安定した経済成長をもたらす経済改革については、中東欧の事例と比べても進歩が遅く、結果もかんばしくない。経済改革を進め、産業の育成をは

かる必要がある。これが失業問題の解決につながる。産業の育成はとくにエネルギー資源非保有国すなわちキルギス、タジキスタン、グルジア、アルメニアでは農業の復興が焦眉の問題である。エネルギー資源保有国にとっても今から石油天然ガスへの依存からの脱却を可能にする産業育成をはかっておかねばならない。

外国からの投資誘致のためには税、関税等の面でもきちんとした法的整備を行うなど、外国企業がより参入しやすい投資環境を作ることが必要となっている。

## (ロ) 陸上輸送網の整備

内陸国たる中央アジアやコーカサス地域の国々にとっては安価で確実な輸送手段が確保できないことには、経済発展は限られたものになる。ちなみに、たとえば東京からロッテルダムへはコンテナを1,000ドルで送れるが、タシケントへは3,000ドル掛かるとの計算があり、なおかつ通常は戻ってくるコンテナがタシケントからは戻ってこないという事例がある。ロシアは、鉄道網の整備を通して、アジアとヨーロッパを結ぶ物流ネットワークをつくることを考えているようであるが、すぐには海運と競争できるようなものはできないであろう。運輸インフラの整備がこの地域の最重要課題の一つである。アゼルバイジャンのアリエフ大統領の提唱で98年にバクーで「歴史的シルクロードの復興に関する国際会議」が開催され、その結果「欧州・コーカサス・アジア輸送回廊計画（TRACECA）」が開始された。この会議には我が国も参加し、運輸分野でODAを行っている。

## 5. シルクロードの民族と文化

この地域への理解を深めるために歴史をさかのぼってみよう。紀元前の昔より草原の道（ステップ・ルート）と、絹の道（オアシス・ルート）は人（民族、軍隊、キャラバン、旅人）と物と文化の交流の大動脈として東西世界の交流に大きな役割を果たした。インドを発祥地とする仏教はオアシス・ルートを通じて中国、朝鮮半島経由で日本に伝えられた。中央アジア・コーカサスは東西交流の大動脈であると同時にこの地域自体が文化の発信地であったことも忘れてはならないと思う。草原の道の遊牧民文化と絹の道の定着農耕民文化という基層文化の上に7世紀以降アラブ人、トルコ人、モンゴル人の進出でイスラム化と言語のトルコ（チュルク）化が進んだ。従って現在中央アジアとアゼルバイジャンの土着住民の大半はイスラム教徒でタジク

人以外はチュルク系の言葉を話す。(ここにトルコ、イランなど近隣諸国が地理的近さと言語・宗教のつながりを利用して進出をはかろうとする素地がある)。そしてこのような過程で幾多の詩人や伝承文学など豊かな文学作品、壮麗なイスラム建築、繊細な細密画と絨毯を生み出してきた。天文学・地理学なども発達していた。15世紀のチムール朝の宮廷文化はその粋を集め、サマルカンドには天文台もあった。その上に、19世紀ロシア帝国に組み込まれて以来のロシア文化が重なった。私もアゼルバイジャンで多彩な文化を充分楽しむことができた。なおアルメニア人とグルジア人は独自の言語と文化を持つ4世紀以来のキリスト教徒で、グルジアでは各地で見事な教会を見ることができた。

16世紀以降東西交流の大動脈の主役は完全に海の道に移り、今日に至っている。交通網の整備により、シルクロードがふたたび東西交流の大動脈となる日も遠くはないことを願わざるを得ない。

## 6. 日本の対シルクロード地域外交

日本政府は中央アジア及びコーカサス地域の諸国と1992年に次々と外交関係を樹立し、この地域が前述のような地政学的重要性、経済的な重要性のほか日本との歴史的、文化的な紐帯を有することに鑑み、これら諸国との関係強化に積極的に努めてきた。このような外交方針は、1997年7月、橋本総理(当時)の経済同友会でのスピーチで「対シルクロード地域外交」と名付けられた。

「対シルクロード地域外交」は次の3つの方向性を持っている。

- (1) 信頼と相互理解の強化のための政治対話
- (2) 繁栄に協力するための経済協力や資源開発協力
- (3) 核不拡散や民主化、安定化による平和のための協力

このような方針の下で日本政府は各国大統領の訪日招待をはじめとして、ハイレベルの相互訪問を通じて、これら諸国との政治対話を進めてきた。2002年7月には杉浦外務副大臣(当時)を団長とし、政・官・財・学をカヴァーする「シルクロード・エネルギーミッション」がカザフスタン、アゼルバイジャン、トルクメニスタン、ウズベキスタン4カ国を訪問し大統領以下相手国要人とエネルギー分野を中心に多角的に実りのある意見交換を行った。

経済協力や資源開発協力については、日本は、民主化・市場経済化のための人材育成と制度造り、経済インフラストラクチャーの整備、保健・医療、教育等の社会セクターへの協力、環境保全に重点をおいた協力をを行い、この地域の多くの国で最大またはそれに近い援助供与国となっている。政治的野心のない真の友情として高く評価さ

れている。2001年9月以降の情勢を踏まえ、ウズベキスタン及びタジキスタンに対しアフガニスタン周辺国としての支援を一層強化させている。

ちなみにアゼルバイジャンやグルジアでも電力分野での円借款のみならず、農業、保健分野の無償資金協力や教育分野を中心とした草の根無償資金協力、ならびに技術協力を進めてきた。アリエフ大統領やシェヴァルナゼ大統領はわが国の経済協力の重要性をよく承知しており、わが国関連プロジェクトの鞅入れ式や完成式典にしばしば出席してくれた。2002年3月アゼルバイジャンの誇るバクー出身の世界的名指揮者、ロストロポーピッチ氏の指揮で、日本の文化無償協力により供与された楽器を使って行われたアゼルバイジャン国立交響楽団のコンサートの夜は、アリエフ大統領の出席も得てまさに「日友友好の夜」となった。

今後の日本の対応のあり方として、私は次のように考える。

まず日本として特に前述の9・11後の国際情勢変化に鑑み、この地域と南及び西アジア地域の情勢の推移に関する一層の情報の収集並びに南及び西アジア地域も視野に入れた中長期的な「対シルクロード地域外交」政策の立案とその実施に努めるべきだろう。この点で前述の「シルクロード・エネルギーミッション」のような政・官・財・学さらにはマスメディア、NGOもカヴァーする協儀、協力体制の拡充がのぞまれる。

次に当該地域との関係で言えばまず政治対話の拡充をはかるべきだろう。今後は政治対話の中で二国間関係のみならず、この地域が直面する難民、麻薬、軍備管理、環境保全といったグローバルな問題についても意見を交換すべきである。また我が国はこれまで中央アジアの包括的安全に関する日本・OSCE会議や中央アジアに関する国際セミナー、シンポジウムなどを開催してきたが、今後は地域全体の問題、平和構築に向けた協力を進めるべきだろう。

日本にとってこの地域はその地政学的重要性も経済的重要性もユーラシア全体の視野に立って考えるべきものである。逆に言えばパワーゲームに参加する必要はない。元々この地域の人たちは非常に親日的な人たちである。これらの国は国連などの場ではほぼ常に日本を支持してくれている。私はこの地域で過去の傷をもたない日本としてはむしろこのような野心のない政治対話や平和構築に向けた協力を拡充することによってより大きな信頼を得ることが日本にとって真の国益であろうと考える。日本にとってこれらの諸国と強固な友好関係を築くことは日本が対中、対口外交を有利に進めるうえでも有効であることはいうまでもな

い。ただしカードとして使いうるといった考え方もあるが、あまりにそれをぎらつかせることは逆効果である。結果としてそうなればよいのだと思う。

ODAや人道支援の継続が必要であることは言うまでもない。陸上輸送整備をはじめインフラ作りのみならず環境保全などにも重点を置き、援助の効率・効果をより重視したODAを行うべきだろう。

私が強調したいのは市場経済化促進に役立つ人材育成のための技術協力である。すでに多くの人材がJICAプログラム等で訪日招待されているが、こういったプログラムを拡大・強化すべきだろう。ちなみに経済改革の面でIMF優等生だったキルギスやカザフスタンに比べ市場経済への段階的移行を進めたウズベキスタンの方が当初よりGNPの落ち込みが少なかったため、ウズベクモデルとして誇っている。これが有効なモデルかどうかは今後のパフォーマンスにかかっているが、日本は経済運営の面でも、親しい友人として、厳しいけれども建設的な提言をしていくことが、この地域の発展につながっていくものと考えられる。マクロ経済の安定化を第一目標にするIMFとは、違った提言が可能であろう。これが同時に親日家・知日家を育てること

になる。民間でも例えば笹川平和財団が中央アジアやアゼルバイジャンの人材に東・東南アジアでの研修プログラムを実施しており、この面でも政府内諸機関のみならずNGOとの連携によりより効果をあげられるだろう。

これら諸国ではエネルギー分野のみならず、非エネルギー分野についても日本からの民間の投資、貿易拡大について強い期待がある。日本側も経済界が各国と2国間経済委員会を作って毎年合同会議を開いたり、また特に貿易額の少ないコーカサスのアゼルバイジャン、グルジア、アルメニアのために、2001年6月にJETRO主催で、東京で「コーカサス3カ国物産展」を開いたりしているがまだ充分とは言えない。我が国企業も是非知恵をしばってがんばってほしいところである。投資受け入れ国側にも問題があることは前述のとおりだが、法的整備の面で日本側の協力の余地があると思う。

日本政府はこれまでも親日的でかつ知的レベルの高いこれらの国々に対し人物交流、広報文化活動を積極的にすすめて来たが、今後もJICAプログラムとならんで国際交流基金の日本語普及、日本研究支援の強化などを通じ親日家・知日家を育成していく必要があるであろう。

## *The Current Status of Central Asian & Caucasian Newly Independent States and Japan's "Silk Road Diplomacy"* (Summary)

Tetsuya Hirose

Former Ambassador of Japan to Azerbaijan and Georgia

### **1. Geopolitical importance of the Central Asian & Caucasian region and destabilizing factors**

Peace & stability in Central Asia and the Caucasus range are indispensable to everyone throughout Eurasia. With the end of the civil war in Tajikistan, Central Asia seems more stable than before.

However, given the network of Islamic extremists extending from Afghanistan and Central Asia to Chechnya and Xinjiang Uighur Autonomous Region in China, not to mention the instability in such areas as Afghanistan, Kashmir and Iraq, stability in Central Asia itself has become a factor essential to the peace of the whole of Eurasia. On the other hand, in the Caucasus region, neither the Nagorno-Karabakh conflict between Azerbaijan and Armenia, nor the conflicts in Abkhazia and South Ozeria in Georgia have been settled as yet.

### **2. Economic importance of the region**

The region is rich in mineral resources and agricultural products such as cotton, as well as energy resources. The petroleum and natural gas in the Caspian off-shore fields has already begun to be explored and exploited using foreign investment, mainly by Majors, despite the fact that no agreement has been reached among the five coastal countries on the legal status of the Caspian Sea. Japanese petroleum companies are also active in Azerbaijan and Kazakhstan.

The selection of pipeline routes to deliver oil to the world market is another big issue for both the countries of the region and importing countries. The Tenghiz (Kazakhstan) ~ Novorossiysk (Russia) oil pipeline started operating in November 2001, while construction began recently on the Baku (Azerbaijan) ~ Tbilisi (Georgia) ~ Ceyhan (Turkey) oil pipeline, which has been strongly

supported by the three countries concerned and by the US, which objected to pipelines to Russia and Iran.

### 3. International power politics

After the NIS countries of Central Asia and the Caucasus gained independence, Russia has played power politics with political and economical interests in an attempt to maintain its traditional influence over these countries, and the US has behaved similarly. West European countries, China and such neighboring regional powers as Turkey and Iran, which have religious and cultural ties with Central Asian countries, and Azerbaijan have also joined the game.

The September 11 terrorist attacks on the US changed the whole situation in Central Asia as well as in Afghanistan. At present, American forces are stationed in Tajikistan, Uzbekistan and Kyrgyz. Russia allowed American troops to enter Central Asia and was rewarded with full membership in G8. However, although Russia and China, which have their own separatist movements in Chechnya and Xinjiang and need security and stability in Central Asia, supported the American anti-terrorism action, they have also strengthened their cooperation in Central Asia within the framework of the Shanghai Cooperation Organization (SCO). For its part, Uzbekistan, which permitted US forces to be stationed on its territory and received economic assistance in return, left GUUAM, a sort of anti-Russia alliance, and joined the SCO.

In the Caucasus, pipelines and political issues are the major focuses of power politics. In short, Azerbaijan and Georgia are pro-Western, while Armenia, which has needed military assistance from Russia in the past, is pro-Russian. Russia is not happy with the US, especially with regard to the issue of Georgia. Russia has accused Georgia of harboring Chechen terrorists and failing to prevent them from launching cross-border attacks. However, the US administration has declared its full support for the independence and territorial integrity of Georgia, and has sent American military personnel to train Georgian soldiers.

### 4. Tasks to be implemented by the governments of the region

When these countries won independence, they inherited various "debts" from the Soviet era, such as environmental pollution and the demolition of the federal economic system. They started to struggle with building their nations and market economies. Generally speaking, internal stability has been maintained in most of these countries under the authoritarian regimes of the presidents of these republics. However, there remain many tasks to be implemented.

a) Political democratization, the elimination of corruption among politicians and public servants, and the realization of social justice.

b) The establishment of national unity, paying special attention to ethnic minorities

c) The solution of ethnic and territorial conflicts, and the resettlement of refugees and internally displaced

persons

d) Control over Islamic extremists through poverty reduction

e) Transition to a full market economy and the development of industries, including the recovery of agriculture

f) The construction of railroads and highway networks, which is vital for the economic development of landlocked countries.

### 5. Rich cultural inheritance and restoration of the historic Silk Road

The peoples of the region boast colorful cultures based on both sedentary and nomadic traditions and enriched by Islamic and Eastern Christian civilizations.

Historically, the Silk Road consisted of steppe routes and oasis routes, and played a major role in the traffic of peoples, goods and cultures between Eastern Asia and Europe. International efforts aimed at the reconstruction of the Silk Road started recently under the TRACECA project.

### 6. Japan's Silk Road diplomacy

Given the geopolitical and economic importance of the Caucasian and Central Asian countries, the government of Japan is pursuing active diplomacy in order to strengthen relations with these countries under a policy named "Silk Road Diplomacy", which has three concrete objectives. The enrichment of bilateral dialogue for increasing mutual reliance and also for deepening mutual understanding is the first objective. The second is economic cooperation for prosperity as seen in the case of developing natural resources. The third objective is cooperation for peace by realizing democracy and political stability in the region.

Japan is the largest ODA donor to the region. Japan's assistance, in the form of loans, grant aid for agriculture, health and education, and technical cooperation, as well as support for refugees, has contributed to the economic development and social welfare of these countries and is appreciated by the governments and people as real friendship without political ambition. Economic relations in the private sector have also been activated, although the trade volume is not yet satisfactory. In line with these directions, Japan should and will continue to make efforts in various fields to intensify relations with the countries in the region.

I think that Japan should expand its political dialogue to include not only bilateral matters but also global issues faced by the countries of the region, such as problems relating to refugees and internally displaced persons, narcotics smuggling, arms control including landmines, and environmental control. Japan need not be a player of power politics but can play stronger role in the political arena as a real friend of the people of the region. ODA should be continued or even expanded, with an emphasis on training young experts in the region to implement administrative and economic reforms.

# WTO加盟後の食糧・農業における中日間の交流と協力 中国黒龍江省を中心にして

ERINA調査研究部客員研究員 劉家磊

## 1. はじめに

黒龍江省は中国東北部に位置し、湿潤な気候、肥沃な土壌、広大な耕地資源を有している。こうした恵まれた自然環境のもと、中国の主要な農業生産地となっている。中でも、黒龍江省の三江平原は、中国では数少ない機械化が実現している食糧生産基地であり、主な作物にトウモロコシ、大豆、水稲、小麦、亜麻、甜菜、煙草などがある。こうした黒龍江省の豊富な農産物は国内外の市場に供給されている。黒龍江省は「大豆の里」と呼ばれることもある。大豆を日本や韓国に大量に輸出しており、かつてはこれが同省の主要な外貨収入源になっていたほどである。この背景には1970年代末期以来、食糧・農業分野において、日本政府関係機関（JICA、JBIC）地方自治体（北海道、新潟県）民間企業（ニチメン、丸紅）NGO（新潟県日中友好協会）から広範囲にわたる資金協力、技術協力を受け、人的交流を実施してきたことがある。

しかし、1990年代後半における余剰食糧の発生をきっかけに、中国の食糧供給はそれまでの「不足の時代」から「過剰の時代」へと転換した。これに伴い、黒龍江省の農業が抱える問題は、食糧供給がその需要に応じきれないといった問題から、食糧価格の低迷、農民所得の伸び悩み等の問題へと移行した。

WTO加盟後は、農産物の輸入増加を招き、黒龍江省は余剰食糧と農民所得の伸び悩みといった二重の矛盾がさらに厳しい状況に陥るものと予想される。

一方、現在の日本は、穀物などにおける極端な内外価格差、米の消費量の減少と慢性的な過剰生産、食糧自給率の大幅な低下、農業従事者の高齢化などの問題を抱え込んでいる。

本稿では中日両国における農業問題の解決方法として、黒龍江省と日本との食糧・農業面における交流・協力を着目し、その歴史、現状を整理し、WTO加盟が同省に与える影響などを踏まえた上で、今後の望ましい交流・協力のあり方を検討する。

## 2. 食糧・農業分野における黒龍江省と日本との交流・協力の歴史と現状

### 2.1 黒龍江省と日本政府関係機関の資金・技術協力

今まで、黒龍江省の三江平原農業開発プロジェクトは、黒龍江省と日本の間で資金・技術協力がなされたものとして、最大規模であり、かつ効果が最も高かったものとして知られている。三江平原は黒龍江、松花江、ウスリー江に囲まれた大湿地帯である。総面積1,500万ヘクタールで、

表1 日本の対中国黒龍江省ODAの年度別・形態別実績

単位：億円

年度	有償資金協力	無償資金協力	技術協力
1 1984～91		三江平原開発調査事業	黒龍江省木材総合利用研究事業
2 1985～93			黒龍江省三江平原農業総合試験場
3 1987		黒龍江省大興安嶺森林火災復興計画（13.14）	
4 1988	輸出基地開発計画（28.55）		
5 1990		ハルビン工業大学機材整備計画（4.52）	
6 1992	黒龍江省チチハル嫩江大橋建設計画（21）		
7 1992	北京・瀋陽・ハルビン長距離電話網建設計画（1期）（31.45）		
8 1993	北京・瀋陽・ハルビン長距離電話網建設計画（2期）（40.55）	黒龍江明水県人民医院施設整備計画	
9 1995		黒龍江省林甸県人民医院医療設備整備計画 黒龍江省方正県県民生活向上計画 黒龍江省尚志市一面坡鎮教育施設整備計画	
10 1996	黒龍江省三江平原商品穀物基地開発計画（1期）（149.1） 黒龍江省三江平原龍頭橋ダム建設計画（30.00）	黒龍江省同江市人民医院医療設備整備計画	
11 1997	黒龍江省三江平原商品穀物基地開発計画（2期）（27.92）	黒龍江省泰来県県民生活向上計画 黒龍江省漠河県県民生活向上計画	
12 1998	黒龍江省松花江流域環境汚染対策事業計画（従属プロジェクト11件）（105.41）	黒龍江省依安県農業用水路緊急復旧計画 黒龍江省竜江県蕭江鎮小学校建設計画 黒龍江省杜鰲県緊急医療設備整理計画 黒龍江省林甸県四合鎮小学校建設計画	
13 1999	ハルビン電力網拡充計画（60.70）	黒龍江省青岡県教育機材整備計画	
14 2000	黒龍江省黒河-北安道路建設事業計画（126.08）	黒龍江省北安市二井鎮人民医院建設計画 黒龍江省東寧県医院機材計画 黒龍江省萝北県医療・教育・環境改善計画	

出所：『日本政府開発援助白書』各年版より作成。

うち耕地として利用可能な面積は500万ヘクタールに達する。上述の三大河川のほかに、百本にも上る中小の河川も流れていることから、雨季になると、水害に見舞われる可能性が極めて高かった。

1976年以後、湿地整備・改良の専門家である新潟県亀田郷土地改良区前理事長で、新潟県日中友好協会前会長、環日本海経済研究会前会長でもあった佐野藤三郎氏が亀田郷の農業代表団を引率して何度も中国を訪れ、三江平原の現地調査に赴いた。帰国後、日本の農林水産省などの関係機関に積極的に働きかけ、日本政府の三江平原開発への参与を促した。こうした活動によって、日中両国政府の関係部門は1980年に三江平原総合開発協力調査に関する協定に調印するに至った。これを基に、1981～1984年にかけて、JICAは相次いで4回の調査団を派遣し、三江平原の現地調査を実施した。

1990年代に入ると、三江平原の農業部門への投資が水稻を中心に展開された。1995年には、日中技術協力プロジェクト事業である「三江平原農地開発訓練用機材」への協力として、日本から5億円余の農業資材が提供された。また、1996年12月には日本政府の対中償資金協力事業で「黒龍江省三江平原商品穀物基地開発計画（1期）」に149.1億円、「三江平原龍頭橋ダムの建設」に30億円、さらに1997年9月には「黒龍江省三江平原商品穀物基地開発計画（2期）」に27.9億円の資金提供が行われた。

一方、1993年から日本政府は黒龍江省農村医療整備の改善、人材の育成、農民生活の向上のために、無償資金協力である草の根無償援助の形で、黒龍江省の15の県（市）の医院、小学校、住民生活公共設備に無償資金を提供した（表1）。

黒龍江省側の統計によると、2001年末までに中国中央政府の認可を受けた黒龍江省の円借款プロジェクトは28件に上る。このうち、契約件数は24件、合計金額9.16億ドルである。これは同省の海外借款全体の29%を占める。また、実行ペースでは20件、5.64億ドル（同省の実行貸付額全体

の20%）であった。食糧・農業における案件は同省円借款の実行貸付額の34.6%を占めた。

## 2.2 黒龍江省と日本地方自治体との交流と協力

黒龍江省は北海道や新潟県などの地方自治体との間で、寒冷地稲作栽培技術の移転、大豆品種の改良、春小麦の試験栽培、農業人材の育成、淡水魚の相互移植などの分野において広範囲にわたる交流・協力を実施してきており、良い成果も収めている。

黒龍江省における稲作技術の改善においては、岩手県沢内村の藤原長作氏が1981年に方正県の農家に対して畑苗による保温苗代技術を始めるなど、技術指導面で大きな役割を果たした。1982年には、黒龍江省と北海道との間で技術交流協定が結ばれ、専門技術員の原正市氏が派遣された。藤原氏と同様に保温苗代技術普及に尽力し、大きな成果を上げた。中国の統計によると栽培技術の導入によって、1984年黒龍江省の方正、慶安、肇東、通河及び木蘭各県1ヘクタール当りの水稻の平均生産量は技術導入前の30%～50%増となった。黒龍江省の稲作面積は1983年の30万ヘクタールから1994年には75万ヘクタールへと増大し、2000年には164万ヘクタールまで拡大した。また、水稻生産量も1983年の91.5万トンから、2000年には1,042万トン（籾ベース）へと11倍に伸びた。その他にも数々の協力事業が行われた（表2）。

## 2.3 黒龍江省と日本民間企業との農産品貿易交流及び新品種共同開発協力

中国産大豆は、味噌、納豆などの日本伝統食品の原料に適していることから、日本市場に根強い需要がある。日本が輸入する中国産大豆のうちの一部は吉林省産であるが、80%以上が黒龍江省産である。

黒龍江省は1959年1月に政府の大豆輸出生産基地として指定され、同省の牡丹江と合江の22の国営農場が中国糧油進出口公司黒龍江省分公司と「大豆輸出契約」を締結した。

表2 黒龍江省と日本地方自治体との農業交流・協力

事業年度	事業名	団体名	事業概要
1986～97	黒龍江省と北海道と農業技術交流促進事業	北海道	1986年、黒龍江省と北海道が友好提携を結んだ後、相互の農業分野の交流促進に向け、黒龍江省農業科学院と道立農業試験場との間で研究員の派遣と受入により水稻と大豆の品種改良の共同研究を実施。
1991～95	黒龍江省・北海道・アルバータ州三地域間農業技術交流促進事業	北海道・アルバータ(カナダ)	中国黒龍江省・日本北海道・カナダアルバータ州三地域の小麦研究員が1991年度から各地域の春小麦の現地栽培試験を実施して、品種改良を図った。
1982～90	寒地水稻栽培技術移転事業	北海道	寒地で水稻の出来ない黒龍江省に北海道の寒地での栽培技術を移転したことによって、黒龍江省の水稻生産量を増大させるなど農業生産を支援。
1993～2001	黒龍江省と新潟県水産研修生相互派遣事業	新潟県	黒龍江省と新潟県の淡水魚の相互移植を促進させ、双方の養殖技術の発展をいっそう促進させるため、1993年から、水産研究員の相互派遣といった交流・協力を開始。2001年までに相互派遣された両国の水産技術員は31名。
1984～	新潟県の黒龍江省農業研究生受入事業	新潟県	1983年、黒龍江省と新潟県は友好関係を締結した。翌年、黒龍江省農業人材育成のために、県立新潟大学農学部、県農業試験場は不定期に黒龍江省の農業研究生の受入を開始。現在まで10名を受入。

出所：『地域国際化事例集』1996年。

1959年と1960年の2年間に、黒龍江省の国営農場が輸出用大豆6.5万トンを提供したことをきっかけに、次第に中国の最も重要な大豆生産・輸出省としての地位を築いていった。

1980年1月にニチメンが中国農業開墾部と契約し、補償貿易という方式で三江平原の開発に協力することに合意した。双方が調印した契約内容は国際融資、機械設備、大豆取引が中心となっている。ニチメンが30億円の融資を提供し、中国側は6年でこれを返済する。開発に必要な農業機械、通信、土木機械などはニチメンが提供する。そして生産された大豆を融資の返済分に合わせて年間10,000～14,000トン引き取る。またこの契約によって、中国側もインフラ設備のため、借款と同額あるいはそれを上回る国内資金を投入することになった。それらの資金で米国製の新鋭農業機械を導入し、主に大豆と小麦を栽培する2万ヘクタールの新しい農場（洪河農場）を創設した。新農場では大豆1ヘクタール当たり3トンの生産量を目標としていた。これらの協力によって、三江平原開発事業は順調に進み、1986年には既に14.6万ヘクタールの耕地が開墾され、31万トンの食糧・豆類が生産された。

また、1996年に黒龍江省農業科学院大豆研究所と新瀋陽市味噌工業協同組合連合会及び新瀋陽市食品研究所との間に交流・協力関係が構築された。1997年、双方は味噌及び納豆用大豆の新品種を共同出資して研究開発するという協定に調印した。双方の協議により、1998～2000年の3年間に、黒龍江省農業科学院大豆研究所は日本側の求める技術要求及び基準に基づいて、30品種（味噌用26品種、納豆用4品種）の大豆を相次いで開発した。最終的に、双方の評価を経て、30品種中の4品種（味噌用と納豆用それぞれ2品種）の開発を拡大し、新瀋陽市へ輸出することで合意した。2000年時点で、新瀋陽市へ輸出された味噌製造用大豆は155トンに上った。黒龍江省農業科学院は新瀋陽市味噌工業協同組合連合会との協力強化に向けて準備を進めている。つまり、

同院は2001～2006年の間に納豆用大豆の新品種を育成し、新瀋陽市への輸出を拡大する計画である。

さらに、1997年には黒龍江省農業開墾総局、新華農場及びニチメンの連携により、「新綿精米加工公司」が設立された。同社は1998年から操業し始め、精米生産能力は計画通り年間25,000トンでスタートした。精米ラインは3本で、それらは佐竹製作所製である。日本の民間企業による三江平原の水稻栽培協力事業の展開と共に、日本のクボタ、イセキなどの農業用機械メーカーも黒龍江省で合弁企業を設立し、田植え機やコンバインなどの生産を開始した。

### 3．黒龍江省農業が抱える問題点

#### 3．1 食糧余剰問題

統計によると、1998年末の時点で、黒龍江省の国有食糧買付販売企業の食糧在庫量は初めて3,000万トンを突破し、最大貯蔵能力を500万トン上回った。また、350万トンは民間の倉庫を借りて貯蔵する必要があった。1999年1月から4月まで、黒龍江省国有食糧の買付販売企業の赤字は5.93億円で、前年より74.8%減少したものの、中国国有食糧買付販売企業赤字の全体の19%を占めていた。1999年9月の時点、黒龍江省在庫食糧には1998年以前の大豆250万トン、大豆粕50万トンが貯蔵された。これらはコストが市場より高く、販売も難しく、年間の保管費用だけで5.66億元が必要で、食糧企業の赤字の重要な原因となっていた。

#### 3．2 食糧価格の低迷と農民所得の伸び悩み

余剰食糧の発生に伴い、1997年から2000年までの3年間、大豆、米、トウモロコシなどの食糧の国有商業部門買付価格は平均して19%以上下落した（表3）。さらに、こうした食糧価格の低迷と同時に、食糧をはじめとする農産物の「売難買難」（質が悪くて売れず、品質の良いモノは足りない）の問題も発生した。これらの影響を受け、農民の純収入は減少する一方であった。1998～2000年の農民純収入は

表3 中国の穀物価格の推移

	国営商業部門買入れ価格											
	大豆				米				トウモロコシ			
	国家買付価格		協議買付価格		国家買付価格		協議買付価格		国家買付価格		協議買付価格	
	元/kg	指数 (1992=100)	元/kg	指数 (1992=100)	元/kg	指数 (1992=100)	元/kg	指数 (1992=100)	元/kg	指数 (1992=100)	元/kg	指数 (1992=100)
1992	0.91	100.0	1.48	100.0	0.55	100.0	0.65	100.0	0.42	100.0	0.55	100.0
1993	1.04	114.3	1.84	124.3	0.62	112.7	0.74	113.8	0.46	109.5	0.64	116.4
1994	1.54	169.2	2.13	143.9	0.89	161.8	1.14	175.4	0.69	164.3	0.90	163.6
1995	1.81	198.9	2.42	163.5	1.09	198.2	1.72	264.6	0.86	204.8	1.38	250.9
1996	1.95	214.3	2.92	197.3	1.33	241.8	1.71	263.1	1.06	252.4	1.39	252.7
1997	2.28	250.5	3.09	208.8	1.48	269.1	1.45	223.1	1.23	292.9	1.10	200.0
1998	2.23	245.1	2.82	190.5	1.46	265.5	1.34	206.2	1.23	292.9	1.17	212.7
1999	2.10	230.8	2.17	146.6	1.33	241.8	1.23	189.2	1.14	271.4	1.05	190.9
2000	2.03	223.1	-	-	1.13	205.5	-	-	0.96	228.6	-	-

注：買付価格は人民元表示。  
出所：『中国農業発展報告2001』より作成。

表4 黒龍江省農民と都市住民の所得

(単位: 1人あたり・元/年)

	1980	1985	1987	1990	1993	1995	1996	1997	1998	1999	2000
A 農民(純収入)	208	398	475	760	1,028	1,766	2,182	2,308	2,253	2,166	2,148
B 都市住民(可処分所得)	N.A	742	889	1,211	1,960	3,375	3,768	4,091	4,269	4,595	4,913
B/A 倍	-	1.86	1.87	1.59	1.9	1.91	1.73	1.77	1.89	2.12	2.28

出所:『黒龍江統計年鑑2001』より作成。

それぞれ前年同期比 2.4%、3.9%、0.9%と減少の一途を辿っている。それによって、1998~2000年の黒龍江省都市住民の可処分所得と農民の純収入の格差は1.89倍から2.28倍となった(表4)。

通常、中国の食糧調達方法には契約買付(公道価格で買付ける)、協議価格買付(農民の希望に応じて保護価格で無制限に買付)、自由市場買付(農民が自由市場で売却する市場価格)の3つがある(表5)。これらの価格はそれぞれ異なっており、一般的には、市場価格>協議価格>契約価格となっている。これは、農民は品質の悪いものを契約買付或いは協議買付制度の下で政府に供出し、品質の良いものを市場で販売する傾向があるためである。このことにより、政府在庫は常にデッドストック化傾向に陥っている。ただし、ここ2~3年の間は、市場での供給過剰によりしばしば市場価格が政府価格を下回るといった現象も見られている。このことは、デッドストックが政府在庫に留まらず市場全体に溢れている事態を物語っているといえよう。

#### 4. 黒龍江省農業構造の調整

農業構造調整とは「農業、畜産業、水産業、副業間のバランスを取る」ことである。特に農業の構造調整が最も重要な課題となっている。2000年は黒龍江省の農業構造調整実施の第一年目であった。水稻・大豆などの食糧作物面積は前年より4.2%減少し、亜麻などの工芸作物は前年より18.4%増加した。また飼料・飼草の作付面積も前年比127.1%増となった。食糧、亜麻、飼料飼草などの作付面積比率は1999年の83.1:16.5:0.4から2000年には78.9:19.2:1.0に調整された。食糧作物の中では水稻と大豆の作付面積が前年より増加し、小麦とトウモロコシが減少した。亜麻などの工芸作物では、搾油用の原材料、亜麻、甜菜の作付面積は増加し、葉タバコの作付面積が減少した(表6)。

#### 5. 黒龍江省の食糧貿易とWTO加盟の影響

##### 5.1 黒龍江省の食糧貿易

中国の食糧輸出において、黒龍江省は重要な役割を果たしている。輸出货量からみると、2000年の黒龍江省の大豆、米、トウモロコシ輸出货量実績はそれぞれ中国全体の79.0%、11.9%、9.1%を占めた。また、黒龍江省の輸出額において

表5 中国の農産品価格政策

買主	契約買付 国	協議買付 国	自由市場買付 仲買人、食糧公司 小売業者
強制度	義務	自由	自由
財源負担	国家中央政府	国家中央政府 一部地方政府	買主
主目的	都市部消費者の 食料供給保障	飼料・加工用食糧 供給、国家食糧貯蔵	余剰食糧の販売 (市場性食糧の販売)
平均価格比	100	170	200

出所:OECD『中国の食糧需給の見通しと農業開発政策への提言』1995年。

表6 黒龍江省農作物生産構造調整状況

(単位: 万ha)

耕種構造の調整			食糧品種の調整			
食糧	工芸作物	飼料・飼草	大豆	米	トウモロコシ	小麦
785	65	N・A	287	161	180	59
(97.0)	(123.0)	(127.0)	(133.0)	(100.5)	(67.9)	(61.9)

出所:『黒龍江年鑑2001』より作成。

は、1999年は米、大豆、トウモロコシがそれぞれ全体の7.3%、3.5%、2.7%を占め、2000年にはトウモロコシが8.5%、米が5.0%を占めるなど、食糧が同省の主要輸出品目となっている(表7)。

##### 5.2 黒龍江省の食糧貿易におけるWTO加盟の影響

###### (1) 大豆

WTO加盟後、中国の大豆輸入は数量的な制限がなくなり、関税も3%以下に下げられる。大豆油の関税割当は初年度が170万トンで、2005年には330万トンまで増加する。また民間企業の関税割当率も50%から70%まで上昇し、税率も現時点の3%から9%まで高まる。中国大豆の油分率を15%として換算すると、輸入枠である大豆油330万トンは、2,200万トンの大豆を輸入することに相当する。この量は中国の大豆の総生産量を超えるものであり、黒龍江省、ひいては中国に多大なショックを与えるに違いない。

黒龍江省大豆のメリットとしては次の4点が挙げられる。自然条件に適している。黒龍江の大豆主産地はおよそ北緯44°~47°に集中している。地形が比較的平坦で、土質も肥沃である。また、比較的寒冷な地帯では、成長時間が長いことから、良質の大豆が取れる。品質が良い。黒龍江省産大豆の成分は低タンパク質、低脂肪、高糖分型であり、日本の味噌の原料として独特の適性がある。地理的に距離が近く、日本、韓国など周辺国向け輸出の場合は、米国産より輸送時間・コストの節約ができる。遺伝



子組換えの恐れがない。

デメリットは米国産より生産コストが高く、水分、混入物が若干多いことである。

## (2) トウモロコシ

WTO加盟後、2000年から中国トウモロコシの輸入割当は450万トンまでで増加し、税率は1%、民間企業の関税割当が50%を占めることとなっている。そして、輸出補助金が禁止される。黒龍江省のトウモロコシ輸出は、国外(米国)と国内(山東省、吉林省)の二重の圧力に直面することになる。

黒龍江省産トウモロコシのメリットとしては、省内の消費の拡大が挙げられる。今後、黒龍江省が牧畜業の拡大が見込まれていることから、トウモロコシの飼料への転化は年間600万トンに達すると予測される。また、「北出南進」から生まれる輸出のチャンスも挙げられる。「北出南進」とは長江以北の山東省、吉林省、黒龍江省などのトウモロコシが豊富な地域は輸出を行い、長江以南の沿岸部の牧畜業が盛んな地域は国外から輸入することを指している。

デメリットは、インフラ整備が不足していること。例えば、食糧貯蔵の倉庫の不足。非近代的な流通制度などから流通のコストが高く、輸出価格が国際価格を上回っていること。例えば、食糧買付、輸出のシステムに複雑である。専門品種が少ないこと(米国産と比較して油分の多い品種やでんぷんが多い品種が少ない)が挙げられる。

## (3) 小麦

小麦の輸入関税割当は初年度が730万トン、2004年までに930万トンに増加する。民間企業の関税割当が10%を占める必要がある。中国では軟質小麦しか生産できないため、近年、主にパン、マカロニなどの原料となる硬質小麦の輸入が拡大しているが、小麦の全輸入量は国内小麦生産量の6%に過ぎず、大きなショックを与えないであろう。黒龍江省においてもこれまで輸入小麦のシェアはそれほど高く

ないため、WTO加盟後も小麦の輸入の圧力はそれほど大きくないものと予測される。

## (4) 米

米の輸入関税割当はWTO加盟初年度が260万トン、2004年までに530万トンに増加する。これは中国国内生産量の2%に相当するものである。また、民間企業の関税割当が50%を占める必要がある。近年、中国の米の生産量は年間2%を超える増加率となっていることから、米の輸入量は国内市場には大きな影響を与えないであろう。

黒龍江省産米のメリットは、品質の良さ、コストの低さである。同省の米価格は割安であり、さらに価格を引き下げる余力がある。デメリットとしては生産拡大の際の水不足や作付面積の拡大に限度があるといった問題が挙げられる。

## 6. 食糧、農業に於ける黒龍江省と日本との交流協力の基本方向と具体的方策

### 6.1 日中農業交流協力の基本視点

これまでの中日間の食糧・農業分野における交流と協力の方法は多様であるが、最も多いのは中国国内の農業生産力の増強策を反映した技術交流・協力であった。多くの場合は日本の国や各県の公設農業技術機関の中国人技術研修生の受入であった。日本の大学の先生や研究者が中国の農業の実態を研究し、中国の技術を学ぶ場合もあった。

今後の中日農業交流協力を展望する際、以下のような認識は極めて重要であると考えている。

(1) 長期的交流、人的交流を重視するという認識が欠かせない。中日両国の農業を背負って立つ人材の育成という点で、中日両国の若者に互いに農業交流を体験させ、明日の農業への自信を育むなど、農業後継者の育成も重要である。それをさらに拡大し、両国の元気な高齢者、消費者グループなども加えた幅広い、且つ継続的な草の根交流を実施していくことも重要な意義を持つ。

(2) 中日両国の農業では環境と調和した持続的可能な農業生産を定着させることが重要である。農業生産の多様化、単に米からほかの一つの商品作物に転換するというだけでなく、所得と就業機会の確保、持続的農業生産の定着、農村社会の活性化などの総合的な目標を持ったものにしていく必要がある。

### 6.2 黒龍江省と日本との交流協力の具体的方策

前項の基本認識を踏まえて、以下では黒龍江省と日本との農業交流協力について提案したい。

(1) 農産品加工工業分野の協力を力を入れる

表7 黒龍江省農産品の輸出入の動向

	1991	1992	1993	1997	1999	2000	
大豆	生産	310	349	492	576	447	450
	輸出	89	70	20	15	17	17
	輸入	0	0	0	0	6.1	5.3
トウモロコシ	生産	1,008	1,043	957	1,166	1,228	791
	輸出	N.A	75	97	18	42	125
	輸入	0	0	0	0	0	0
米	生産	316	377	388	861	944	1,042
	輸出	N.A	1	3	5	20	27
	輸入	0	0	0	0	0	0
小麦	生産	381	425	340	328	284	96
	輸出	N.A	N.A	N.A	N.A	0.002	0.240
	輸入	N.A	N.A	N.A	N.A	0	0

出所:「黒龍江省統計年鑑」各年版より作成。

農産品加工工業の科学技術の協力を加速させ、黒龍江省をはじめとする食糧基地建設を推進、生産の大規模化と技術設備の現代化を実現させることは、資源総合利用率と農産品の付加価値を大幅に増大させる。

## (2) 共同協力によるグリーン食品の開発

黒龍江省のグリーン食品産業の優位性はもっと大きな潜在力を持っているので、日本が関連の専門家を黒龍江省に派遣して現地調査を行い、共通協力によりグリーン食品産業を開発するよう望まれる。例えば、栽培業の分野では、賃貸、請負などの方式で、食糧作物、工業原料作物、山菜の栽培及び薬材開発などを発展させる。そして、大豆や小麦、トウモロコシ、ジャガイモ、野菜、果物などの生産基地を設け、黒龍江省の特色のあるグリーン食品、有機食品を開発する。それと同時に、共同で農業科学技術或いは農業科学技術基地を設けて、グリーン食品開発、研究製造などの分野で存在する問題を研究して、科学技術面の難点を解決する活動を行う。さらに日本の進んだ技術を導入し、

新しい品種を開発して、グリーン食品産業をより高いレベルに到達させる。

## (3) 双方の農業技術人材の育成と交流を深める

日本は国際的にも進んだ技術と設備及び人材を持っている。双方は常に農業科学技術員の研修、学会会議など専門の育成に参加させ、交流、訪問活動を行い、それによって、お互いの理解を深めるべきである。同時に、共同で科学研究課題を解決する活動を行い、科学技術人員のレベルを高めるべきである。

## 参考文献：

彭介林：「黒龍江省における主要農産品競争力の分析及び対策研究」『学术交流』2002年1期（中国語）。

王楽平：『中国食糧貿易の展開条件』お茶の水書房、1999年。

『日本政府開発援助白書』各年版。

『地域国際化事例集』1996年。

---

# *Sino-Japanese Exchange and Cooperation in Food and Agriculture Since China Entered the WTO*

## *An Overview Focusing on Heilongjiang Province (Summary)*

Jialei Liu

Visiting Researcher, Research Division, ERINA

Heilongjiang Province is one of China's important agricultural production areas. The province's Sanjiang Plain is one of the few food production hubs where mechanization has been achieved. Since the late 1970s, wide-ranging human exchange, and financial and technical cooperation between Heilongjiang Province and Japanese governmental institutions (JICA, JBIC), local authorities (Hokkaido, Niigata Prefecture, etc.), private companies (Nichimen, Marubeni), and non-governmental organizations (Niigata Prefecture Japan-China Friendship Association) has taken place in the field of food and agriculture. In Heilongjiang, significant achievements have been made in terms of the development of technology for rice cultivation in cold areas, the upgrading of agricultural water supply and food facilities, and improvements in medical facilities in farming communities, not to mention an improvement in the standard of living in such communities. With the occurrence of surplus food production in the latter half of the 1990s, China's food supply has been shifting from the "era of shortages" that prevailed hitherto, to an "era of surfeit". Due to this, the problems faced in agriculture in Heilongjiang Province

have already changed from that of the supply of food being unable to meet demand to such issues as a downturn in food prices and sluggish growth in the incomes of farming families. China's membership of the WTO will result in an increase in imports of agricultural produce, and the double trade-off between surplus food and agricultural incomes will become more severe in Heilongjiang, which is a hub for food production. Attention has focused on exchange and cooperation between Heilongjiang Province and Japan in the field of food and agriculture, as a means of solving the province's agricultural problems, and desirable approaches to this exchange and cooperation will be studied in the future.

The following are extremely important in terms of Sino-Japanese agricultural exchange in the future.

- (1) Establishing an awareness of the importance of long-term human exchange.
- (2) Establishing an awareness of the importance of ensuring that sustainable agricultural production in harmony with the environment takes root in the agricultural practices of both China and Japan.

# 朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状(3)

ERINA調査研究部研究員 三村光弘

## はじめに

朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮とする）では、1999年2月26日に、主要な対外経済関係法の改正が行われた<sup>1</sup>。この改正では、海外直接投資の類型に関して規定する「合弁法」、「合作法」および「外国人企業法」が改正された。その後、2000年3月11日に「合弁法施行規定」および「合作法施行規定」が改正され、同年10月27日には「外国人企業法施行規定」が改正された。

今回は、改正された諸法令によって規定されている北朝鮮の海外直接投資の企業類型と中国のそれについての比較を行ってみることとする。

## 北朝鮮と中国の法的環境の違い

北朝鮮と中国は、合弁、合作、外国人100%出資企業という3つの投資類型を持っていることで共通している。これは、北朝鮮が合弁法を立法するにあたって、中国の制度を参考にしたことが大きな理由である<sup>2</sup>。北朝鮮と中国の対外経済関係法は、基本的な制度では類似点が多いが、中国の対外経済開放は、北朝鮮のそれと比べてはるかに先行している。

北朝鮮と中国の法に関しては、法が持っている社会的背景に大きな違いがある。中国では、ほぼすべての分野での実定法の立法作業が完了している。また、法規や判例の公開に関して、法規は基本的にすべて、判例についてもかなりの程度が公開されている<sup>3</sup>。これに対して、北朝鮮では、1990年代前半に民法、家族法、都市経営法、刑事訴訟法、民事訴訟法、対外民事関係法などが立法され、1990年代後半から現在までに発明法、人民経済計画法、農業法、養魚法、国土計画法などが立法されているのみである。もちろん、これらが立法されたことは、進歩ではあるが、量的な面でも質的な面でも、中国とは大きく異なる。また、法規が公開されていないということも非常に多く、判例は公開されていない。日本や西側諸国に比べれば法的な不備が目立つという中国でさえ、北朝鮮との比較で見れば、法が社会をコントロールする手段として相当程度確立してい

るといえるのである。北朝鮮では、対外経済関係法で規定されていない事項を規定している法規がないか、公開されていないため、参照できないことが多い。それに対して、中国の場合はその規定の具体性や有効性はともかくとして「有法可依」（依拠する法律がある）が実現されているといえる。

このような現状があるため、北朝鮮の対外経済関係法と中国のそれを比較する際には、条文だけではなく、背景となっている投資環境や経済政策の違いを念頭に置かなければならない。

北朝鮮と中国の対外経済関係法には、基礎となる法律の規定が詳細ではないという共通の特徴がある。そのため、行政法規である施行規定ないしは実施細則が充実している。これらの細則には、これまでの事業の経験が生かされており、法律には書かれていない項目が盛り込まれていることも多い。行政法規でありながら、実際には法律よりも重要であるといった点も共通している。本稿では、できるだけこれらの点に配慮しながら、以下、北朝鮮と中国の投資類型を規定する法規についての比較を行う。

## 北朝鮮と中国の投資類型ごとの規定の違い

### （1）合弁企業

合弁企業は、北朝鮮でも中国でも対外経済開放を行った時に最初に投資の類型として立法化された。北朝鮮の合弁法では、投資を行うことのできる業種、推奨業種、制限業種、禁止業種を合弁法およびその施行規定で規定しているが、中国の場合、対外開放が進んでおり、外資が参入できる業種が幅広く、また制限、禁止される業種についても細分化されているため、行政法規である外国企業投資方向指導規定と外国企業投資産業指導目録でそれらを定めている<sup>4</sup>。

合弁企業の設立を審査、承認する機関は、北朝鮮が中央政府に限られているのに対して、中国では地方への大幅な権限の移譲がなされているのが特徴である。中国の場合、全国的な計画との調整が必要な業種を除いては、基本的に地方に審査、承認の権限があるのに対して、北朝鮮では、

<sup>1</sup> 詳しくは拙稿「朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状(1)」『ERINA REPORT』第48号（2002.10）15～19頁を参照。

<sup>2</sup> 北朝鮮は、自国の対外経済関係法が、中国の法をモデルにしたものであるという表現を嫌うが、実際には隣国の対外経済開放の成果を参考にしている。北朝鮮の専門家と話をした時に「中国の制度も参考にしたか」と聞くと「もちろん」という答えが返ってきた。

<sup>3</sup> 中国では法律情報の提供は商業化されており、インターネットを通じて最新の情報を収集することができる。例えば、<http://www.chinalawinfo.com/> では、基本的な情報は無料で、詳細な情報は有料で提供されている。

経済特区である羅先市にもそのような権限はない<sup>5</sup>。これは北朝鮮と中国との大きな違いである。

外国当事者の出資比率については、中国は25%を下らないという規定があり、25%を下回ると、外国投資企業ではなく、国内企業として扱われる。北朝鮮では、このような規定はないが、実際の取り扱いでは、何らかの指導が入るようである<sup>6</sup>。

企業の存続期間については、北朝鮮が合弁契約において定めるようにしているのに対して、中国の場合、業種によっては、存続期間を定めなくてもよい規定になっている。また、利益分配については、北朝鮮では、出資分に比例して行うことを基本としながらも、下位の行政法規では合弁契約に従った分配をも認めている。この条項を使えば、外国側が外貨や設備など、書類上の出資分には表現されない北朝鮮側よりも有利な条件を持っている場合に、より多くの分配を受けるような柔軟な契約が可能なのであろう<sup>7</sup>。

合弁企業を設立できる地域について、中国は特段の規定を置かず、全国での設立を認めている。これに対して北朝鮮は、羅先経済貿易地帯での創設を基本にしている。必要に応じて他の地域でも行えるとしているが、1999年の改正でこの条項が生まれたことを考えると、外国人の投資の場合、特別なケースでない限り、羅先市以外での設立は難しそうである。

投資優遇に関しては、北朝鮮が推奨対象、一定の地域（羅先）に創設された合弁企業、北朝鮮籍を有する海外朝鮮同胞と規定している。中国は、特定の地域（経済特区等）での優遇の他、華僑、香港・マカオ同胞、台湾同胞に対して、投資優遇を行う法規を制定している。北朝鮮は、大韓民国（以下、韓国とする）からの投資に対して、今のところ特別の投資優遇立法を行ってはいないが、2002年11月には軍事境界線近くに開城工業地区を設立するなど、韓国からの投資を受け入れる準備が行われている。

【表1】合弁企業における北朝鮮と中国の規定の違い

比較項目	合弁企業	
	北 朝 鮮	中 国
国別		
準拠法	合弁法	中外合資経営企業法
準拠法の施行	1999.2.26改正	2001.3.15改正
形式	法人（第6条）	有限責任会社（第4条）
業種	科学技術、工業、建設、運輸をはじめとする各部門（第3条）	先進的な技術と設備（第5条第2項）
推奨業種	科学技術、電子、自動化、機械製作、金属、最終、動力、建材、製薬、化学工業、建設、運輸、金融をはじめとする諸部門（施行規定第8条）	詳しくは、外国企業投資方向指導規定および外国企業投資産業指導目録で規定
制限業種	先端技術導入、国際市場で競争力が高い製品の生産、インフラ建設、科学研究、技術開発（第3条）	外国企業投資方向指導規定および外国企業投資産業指導目録で規定
禁止業種	環境保護基準超過、経済技術的に後れている、天然資源を加工せずに輸出、経済的効果が少ない（施行規定第12条）	同上
審査承認	国家が別途に定めた部門、国の安全と社会共同の利益を阻害する対象（施行規定第11条）	同上
審査承認	中央貿易指導機関（第9条）	対外貿易主管部門（第3条）ただし、条件により、省、自治区、直轄市人民政府、国务院関係部門（実施条例第6条第2項）実際には一級行政区人民政府に大きな権限
外国当事者の出資比率	-	25%を下らない（第4条第2項）
出資	貨幣、現物、財産権（工業所有権、著作権、土地利用権等）、ノー・ハウ（施行規定第30条）	現金、現物、工業所有権など（第5条）中国側は土地使用権も含めることができる。（第5条第2項）
北朝鮮側当事者	機関、企業所及び団体	会社、企業またはその他の経済単位（第1条）
経営機関	理事会（第16条）	董事会（第6条）
存続期間	合弁契約で定める（施行規定第14条）	業種による（第13条）
期限満了時の財産分配	出資分に従い分配（施行規定139条）	法規、契約、定款に規定のある場合を除き、出資分に従い分配（外国投資企業清算規則第26条）
利益分配	出資分に比例（外国人投資法第2条） 出資分に関係なく、合弁契約に従うことも可能（施行規定第119条）	登録資本の比率に従い分配（第8条）
租税関係	企業所得税	企業所得税
設立できる地域	羅先経済貿易地帯を基本とし、必要に応じてその他の地域でも可	全国
優待対象	推奨対象、海外朝鮮同胞、一定の地域に創設された合弁企業（第7条） 推奨対象、共和国国籍を有する海外朝鮮同胞と行う場合、羅先（施行規定第10条）	華僑、香港マカオ同胞、台湾同胞 特定地域
優待内容	税金の減免、有利な土地使用条件の提供	税金の減免、有利な土地使用条件の提供
紛争解決	協議、共和国の裁判機関又は仲裁機関、第三国の仲裁期間（第47条） 協議、共和国の裁判機関又は仲裁機関、合弁当事者間の合意があれば第三国の仲裁期間も可（施行規定146条）	友好的協議若しくは調停又は仲裁若しくは訴訟（実施条例第97条）

【出所】条文を参考に筆者が作成

<sup>4</sup> 「外国企業投資方向指導規定」は2002年2月21日に公布され、2002年4月1日に施行された。また、「外国企業投資産業指導目録」も2002年4月1日に施行された。後者は推奨、制限、禁止の3つに分けて、業種が羅列されている詳細なリストである。日本語訳は、日中経済協会合作合弁相談所編『2001/2002中国投資ハンドブック - 戦略と実務』（日中経済協会、2002）254～266頁を参照。本稿執筆にも、中国語の条文の他、前掲書の日本語訳を参考にした。

<sup>5</sup> 1999年2月26日の改正以前には特区当局に一定の審査、承認の権限があったが、改正後すべて中央政府がコントロールするようになった。

<sup>6</sup> 詳しくは、拙稿「朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状(2)」『ERINA REPORT』第49号（2002.12）39頁参照。

<sup>7</sup> 中国の場合、外国側が有利な条件を持っている場合には、出資分が増えることになるので、そのような規定は不要なのであろう。

紛争解決については、北朝鮮が協議、北朝鮮の裁判機関または仲裁機関、仲裁合意がある場合には第3国の仲裁機関となっているが、中国の規定では、仲裁については、事前又は事後の合意で第3国の仲裁を行うこともできるようになっている。北朝鮮の裁判制度は民事訴訟法に、仲裁制度は対外経済仲裁法に規定されてはいるものの、その実態はよくわかっていないので、外国側当事者としては、第3国での仲裁が安心であろうが、北朝鮮の場合、北朝鮮側の当事者が出国するための手続や費用の負担が重いこともあってか、合弁契約で仲裁条項を持っていない場合、第3国での仲裁が不可能であることに留意する必要がある<sup>8</sup>。

## (2) 合作企業

合作企業は、比較的新しい投資類型で、北朝鮮では1992年に、中国では1988年に登場した。合弁と合作の違いは、前号を参考にさせていただきたい。

合弁と同じく、北朝鮮では設立できる業種、推奨業種、制限業種、禁止業種を合弁法およびその施行規定で規定している。合弁と異なり、先端技術、輸出志向の強い規定となっている。中国では、業種についての規定は特になく、

推奨、制限、禁止については、他の2つの類型と同じく、外国企業投資方向指導規定及び外国企業投資産業指導目録で規定されている。

合作企業の設立を審査、承認する機関は、北朝鮮が中央政府に限られているのに対して、中国では地方政府への大幅な権限の移譲がなされている。このあたりの事情は合弁と同じである。

中国では、合作企業は法人又は非法人の2つのパターンが存在するが、北朝鮮では、合作企業は必ず法人となる。

外国当事者の出資比率については、北朝鮮は30%以上という規定があるが、中国にはこのような規定はない。企業の存続期間については、北朝鮮、中国双方が合弁契約において定めるようにしている。利益分配についても、北朝鮮、中国共に合作契約で定めることになっている。

合作企業を設立できる地域について、中国は特段の規定を置かず、全国での設立を認めている。これに対して北朝鮮は、羅先経済貿易地帯での創設を基本にしている。必要に応じて他の地域でも行えるとしているが、合弁と同じく1999年の改正でこの条項が生まれたことを考えると、羅先市以外での設立は簡単ではなさそうである<sup>9</sup>。ただし、委

【表2】合作企業における北朝鮮と中国の規定の違い

比較項目	合作企業	
	北 朝 鮮	中 国
国別		
準拠法	合作法	中外合資経営企業法
準拠法の施行	1999.2.26改正	2000.10.31改正
形式	法人（外国人投資法第14条）	法人又は非法人（第2条第2項）
業種	輸出することのできる製品、先進技術が導入された製品の生産を基本。観光、サービスにも創設可（第3条）	規定なし
推奨業種	現代的な設備及び先端技術の投資、国際市場で競争力の高い製品の生産部門（第4条）	外国企業投資方向指導規定および外国企業投資産業指導目録で規定
制限業種	環境保護基準超過、経済技術的に後れている、天然資源を加工せずに輸出、経済的効果が少ない（施行規定第7条）	同上
禁止業種	国の安全及び社会の利益に支障となる対象、国家が別途に定めた対象。（施行規定第7条）	同上
審査承認	中央貿易指導機関（第7条）	対外貿易主管部門、國務院から授權を受けた部門、地方政府（第5条）
外国当事者の出資比率	外国側が30%以上（施行規定第37条）	規定なし
出資	貨幣、現物、工業所有権、ノー・ハウ、知的所有権等（施行規定第38条）	現金、現物、土地使用権、工業所有権、非特許技術及びその他の財産権（第8条）
北朝鮮側当事者	機関、企業所及び団体（第7条）	企業またはその他の経済単位（第1条）
経営機関	共同協議機構（第16条）	董事会または共同管理機関（第12条）
存続期間	合作契約で定める（施行規定第16条）	合作企業契約で定める（第24条）
期限満了時の財産分配	合作契約で定める（施行規定第16条）	同上（第23条）
利益分配	償還と利益分配は合作製品が基本（第13条）。契約に従い、外国側の早期回収を認める（第14条）	同上（第21条） 契約に従い、外国側の早期回収を認める（第21条）
租税関係	企業所得税	企業所得税（法人型） 合作参加者がそれぞれ納税（非法人）
設立できる地域	羅先経済貿易地帯を基本とし、必要に応じてその他の地域でも可	全国
優待対象	推奨対象、海外朝鮮同胞、一定の地域に創設された合作企業（第6条） 推奨対象、共和国国籍を有した海外朝鮮同胞、羅先等の特殊経済地帯（施行規定第6条）	華僑、香港マカオ同胞、台湾同胞
優待内容	税金の減免、有利な土地使用条件の提供	同左
紛争解決	協議、朝鮮民主主義人民共和国が定めた仲裁又は裁判手続（第21条） 協議、共和国の裁判機関又は仲裁機関、合弁当事者間の合意があれば第三国の仲裁期間も可（施行規定128条）	友好的協議若しくは調停又は中国又はその他の仲裁、事前又は事後の仲裁合意がない場合には訴訟（第25条）

【出所】条文を参考に筆者が作成

<sup>8</sup> 北朝鮮の事情を考えると、これはある意味合理的な規定で、容易に出国できるよう力のある北朝鮮側当事者なら、第3国仲裁を予定した条項にも契約段階で合意できるはずであり、そのような力のない当事者の場合、事後の第3国での仲裁合意というのは実質的に難しいため、このような規定になっていると考えられる。

<sup>9</sup> ただし、平壤市内などにも合作企業は多数あることを考えると、北朝鮮側に経営権がある合作の場合は、合弁よりも羅先以外での設立が簡単なのかも知れない。

託加工については、外国人投資法とは異なる系統に属する加工貿易法で規定されているので、地域に関係なく行うことができるし、平壤市内にもそのような工場が存在する<sup>10</sup>。

投資優遇に関しては、合併と同じである。紛争解決については、北朝鮮が協議、北朝鮮の裁判機関または仲裁機関を基本とし<sup>11</sup>、施行規定には、仲裁合意がある場合には第3国の仲裁機関も利用できることになっている。中国は、事前又は事後の仲裁合意があれば、中国もしくはその他の仲裁または裁判を利用することができるようになっている。

### (3) 外国側が100%出資を行う企業

外国側が100%出資を行う企業は、北朝鮮では「外国人企業」、中国では「外資企業」と呼ばれる。企業は、北朝鮮でも中国でも対外経済開放を行った時に最初に投資の種類として立法化された。北朝鮮の外資企業法では、投資を行うことのできる業種、推奨業種、制限業種、禁止業種が外国人企業法およびその施行規定で規定されている。中国では外資企業法実施細則に規定があり、合併、合作の場合よりも制限が厳しいのは共通した特徴である。中国では、合併、合作と同じく、外国企業投資方向指導規定と外国企

業投資産業指導目録により具体的な推奨、制限、禁止項目が定められている。

外国人企業ないし外資企業の設立を審査、承認する機関は、北朝鮮の場合、中央政府に限られている。中国では対外貿易主管部門又は国務院が権限を与えた機関となっている。

合併企業を設立できる地域について、中国は特段の規定を置かず、全国での設立を認めている。これに対して北朝鮮は、羅先経済貿易地帯でのみ創設が許される。これは北朝鮮と中国の大きな違いである<sup>12</sup>。

投資優遇に関しては、北朝鮮の場合、羅先において創設され、かつ推奨対象となるものでなければ、外国人企業を設立できないため、すべて優遇の対象となる。中国は、合併や合作と同じである。

紛争解決については、北朝鮮が協議、北朝鮮の裁判機関または仲裁機関としており、中国は特段の規定を置いていない。これは中国には外資企業を法的に救済するシステムがないというわけではなく、一般法で救済が受けられるためである。行政訴訟法、国家賠償法など、国家の不法行為について救済を受けられるシステムも一応存在する。これ

【表3】外国側が100%出資を行う企業における北朝鮮と中国の規定の違い

比較項目	外国側が資本の100%を投資する企業	
	北 朝 鮮	中 国
準拠法	外国人企業法	外資企業法
準拠法の施行	1999.2.26改正	2000.10.31改正
形式	法人（外国人投資法第14条）	有限責任会社（実施細則18条）
業種	電子工業、自動化工業、機械製作工業、食品加工工業、被服加工工業、日用品工業、運輸及びサービスをはじめとする各部門（第3条）	中国の国民経済の発展に役立ち、顕著な経済的効果を得られるもの（実施細則第3条）
推奨業種	現代的な設備及び先端技術の投資、国際市場で競争力の高い製品の生産、生産製品の質を世界的水準に高める（施行規定第10条）	外国企業投資方向指導規定および外国企業投資産業指導目録で規定
制限業種	推奨業種ではないもの（施行規定第10条）	同上
禁止業種	国の安全及び社会の利益に支障となる対象、人民の健康保護、国土、資源に被害を与えるおそれ、設備及び生産工程が経済技術的に立ち後れている、生産製品の需要がない、業種及び経営方法が人民の健全な思想感情及び生活気風にそぐわず、又は否定的影響を及ぼすおそれのある場合（施行規則第11条）	同上
審査承認	中央貿易指導機関（第19条）	対外貿易主管部門又は国務院が権限を与えた機関（第6条）
外国当事者の出資比率	100%	同左
出資	貨幣、現物、ノー・ハウ、工業所有権等（施行規則第32条）	交換可能通貨、機械設備、工業所有権及びノウハウ等（実施細則第25条）
北朝鮮側当事者	-	-
経営機関	-	-
存続期間	企業創設承認文書で定める（施行規則第70条）	外国投資家の申請に基づいた審査・認可機関の認可による（第20条）
期限満了時の財産分配	清算後、外国送金可能（外国人投資法第20条）ただし、準拠法令である外貨管理法施行規定の最新版が確認できず	清算後、外国送金可能（第19条）
利益分配	-	-
租税関係	企業所得税	企業所得税
設立できる地域	羅先経済貿易地帯	全国
優待対象	（優待対象でしか設立を許可されないため、自動的に優待される）	華僑、香港マカオ同胞、台湾同胞
優待内容	輸出入物資に対する関税免除、税金の減免、低税率（外国人投資法第9条）	同左
紛争解決	協議、朝鮮民主主義人民共和国が定めた仲裁又は裁判手続（第31条）	規定なし、但し行政訴訟法、国家賠償法など関連法規多数あり

【出所】条文を参考に筆者が作成

<sup>10</sup> 拙稿「平壤国際経済技術・インフラ展覧会および平壤視察」『ERINA REPORT』第49号（2002.12）75頁に委託加工を行った工場を訪れた時のコメントを掲載してあるので、ご一読いただきたい。

<sup>11</sup> 合作法の規定ではこれだけが規定されていない。

<sup>12</sup> ただし、北朝鮮も新義州特別行政区や2002年10月に設置された金剛山観光地区でのソフトウェア産業の誘致など、外国人投資法や合併、合作、外国人企業といった枠組み以外で、特に韓国との関連において、資本の導入を進めている。

に対して、北朝鮮では外国人企業が法的救済を得られる道は不透明であり、国家機関の不当な行為に対抗する手段も、申訴<sup>13</sup>があるのみである。

#### おわりに - 北朝鮮と中国の対外経済関係法の違いと北朝鮮の進む道 -

これまで見てきたように、北朝鮮と中国の対外経済関係法には、様々な違いがあるものの、投資類型が共通であるほか、規定されている内容には類似点がかかなり大きいこと

が明らかになった。しかし、海外直接投資を取り巻く法的環境は、北朝鮮と中国では大きく異なり、中国では周辺分野での立法が多く行われているのに対して、北朝鮮では規定のないまたは公開されていない部分が多い。中国の対外経済開放のスケールは大変大きく、北朝鮮の現状とは隔たりがあるのは事実であるが、今後、北朝鮮が外国からの資本導入を真剣に誘致したいのであれば、これまで公開されてこなかった法規を公表し、外国側当事者に法的リスクが算定できる状況を作ることが重要である。

<sup>13</sup> 申訴が何であるのかについては、拙稿「朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状(2)」『ERINA REPORT』第49号41頁の脚注13番を参照されたい。

## *Recent Amendments to Foreign Investment Related Laws in the DPRK (3) (Summary)*

Mitsuhiro Mimura

Researcher, Research Division, ERINA

The Democratic People's Republic of Korea (hereafter the DPRK) revised its major foreign investment related laws on February 26, 1999. Amendments were made to the Law of the DPRK on Equity Joint Ventures, the Law of the DPRK on Contractual Joint Ventures and the Law of the DPRK on Wholly Foreign-Owned Enterprises, all of which regulate modes of foreign direct investment (FDI) in the DPRK. On March 11, 2000, Implementation Regulations for the Law on Equity Joint Ventures and Implementation Regulations for the Law on Contractual Joint Ventures were amended. The Regulations for the Implementation of the DPRK Law on Wholly Foreign-Owned Enterprises were also modified on October 27, 2000.

This article will focus on a comparison of modes of investment in the DPRK and China. Both have the same modes of foreign direct investment: equity joint ventures, contractual joint ventures and wholly foreign-owned enterprises. This is mainly because the DPRK referred to Chinese laws during the process of formulating its own legislation. Whilst it has similar laws to the DPRK, the condition of foreign direct investment in China is far more advanced than in the DPRK.

China has already enacted most of the laws required for regulating the society. Almost all laws and regulations in China are open to public scrutiny and case law is increasingly available. In contrast, in the DPRK, laws are very inaccessible to the people. During the 1990s, much legislation was enacted, but there are many laws and regulations that are not open, while case law is almost entirely hidden from the public.

Although there are many differences in the

background of the laws in the DPRK and China, there are many common points between the laws and regulations that regulate the three modes of FDI. In both the DPRK and China, the laws regulating modes of FDI are simple, while the implementing regulations for these laws are long and complicated. It should however be noted that the regulations are not actually laws, just regulations established by administrative organs.

Equity joint ventures are the longest-established mode of FDI in both countries. In China, where the market is comparatively open to foreign investors, they have a long list of the industries in which foreign investment is recommended, restricted or prohibited. The DPRK simply regulates the same thing in the laws of equity joint ventures and relevant practical regulations.

Contractual joint ventures are a comparatively new mode of FDI, having begun in the DPRK in 1992 and in China in 1988. In the DPRK, a contractual joint venture enterprise must be a corporate body, whereas this is not compulsory in China.

The DPRK has very strict regulations governing wholly foreign-owned enterprises. It is only permitted to found this kind of enterprise in the Rason Economic Trade Zone, whereas they can be established anywhere in China as long as they meet the relevant requirements.

As stated above, China's open-door policy is in full bloom while that of the DPRK is still in bud. To turn this bud into a beautiful blossom, it is recommended that the DPRK establish a legal environment in which foreign investors can estimate the legal risks they may incur.

## 資料（筆者による翻訳）

## 1. 合弁法施行規定

旧条	旧条文	新条	新条文
	<b>第一章 一般規定</b>		<b>第一章 一般規定</b>
1	本規定は、『朝鮮民主主義人民共和国合弁法』に従い、合弁事業において制度と秩序を確立し、世界各国との経済技術協力と交流を拡大発展させるために制定する。	1	本規定は、『朝鮮民主主義人民共和国合弁法』に従い、合弁事業において制度と秩序を確立し、世界各国との経済技術協力と交流を拡大発展させるために制定する。
2	機関、企業所、団体及び外国の法人、個人、共和国領域外に居住する朝鮮同胞は、共和国領域内に合弁企業を創設することができる。 合弁企業は、機関、企業所、団体（以下、共和国投資家とする。）及び外国の法人、個人、共和国領域外に居住する朝鮮同胞（以下、外国投資家とする。）が共同で投資し、創設し、共同で運営し、出資分に従い利潤を分配する企業である。	2	共和国の機関、企業所、団体（以下、共和国側投資家とする。）は外国の法人、個人及び海外朝鮮同胞（以下、外国側投資家とする。）と企業を合弁することができる。 合弁企業は、羅先経済貿易地帯（以下、地帯とする。）で創設し運営することを基本とする。 必要な場合には、地帯外の共和国領域内で合弁企業を創設することもできる。
3	合弁企業は、当事者が出資した財産に対する所有権を有し、独自に企業活動を行い、企業債務に対して自己の所有財産の範囲内で責任を負う。 合弁当事者は、合弁企業の債務に対して、自己の出資額の範囲内でのみ責任を負う。	3	合弁企業は、共和国側投資家及び外国側投資家が共同で投資して創設し、共同で運営し、出資分に従い利潤を分配する企業である。 合弁企業は投資当事者が出資した財産に対する所有権を持ち、独自に経営活動を行い、企業の債務に対しては自己の所有財産の範囲内で責任を負う。
4	合弁企業の財産は国有化又は収用せず、合弁企業と合弁当事者の合法的権利と利益は、国家の法的保護を受ける。 合弁企業と合弁当事者は、共和国の法及び規定を尊重し、徹底して守らなければならない。	4	合弁企業の財産は国有化又は収用せず、合弁企業と合弁当事者の合法的権利と利益は、国家の法的保護を受ける。 合弁企業の労働力と財産はやむを得ない場合を除き、他の仕事に動員しない。 合弁企業と合弁当事者は、共和国の法及び規定を尊重し、徹底して守らなければならない。
5	合弁事業に対する統一的な掌握及び指導は、政務院対外経済機関が行う。 自由経済貿易地帯の市行政経済委員会（以下、地帯当局とする。）は、自由経済貿易地帯（以下、地帯とする。）内にある合弁企業と関連した事業を掌握指導する。	5	合弁事業に対する統一的な掌握及び指導は、貿易省（以下、中央貿易指導機関とする）が行う。
6	合弁企業のすべての文書は、朝鮮語で作成しなければならない。 合弁当事者が合意して外国語で作成する場合には、朝鮮語による翻訳文を添付しなければならない。	6	合弁企業の文書は、朝鮮語で作成しなければならない。 合弁当事者が合意して外国語で作成する場合には、朝鮮語による翻訳文を添付しなければならない。
7	共和国領域内での合弁企業の創設と運営は、本規定に従い行う。 本規定に規定されない事項は、共和国の当該法と規定に準じる。	7	共和国領域内での合弁企業の創設と運営は、本規定に従い行わなければならない。 本規定に規定されない事項は、共和国の当該法と規定に準じる。
	<b>第二章 合弁企業の創設</b>		<b>第二章 合弁企業の創設</b>
8	合弁は、科学技術部門と電子、自動化、機械製作、金属、採取、動力、建材、製薬、化学工業、建設、運輸、金融、観光、サービス部門をはじめとする諸部門に組織することができる。	8	合弁は、科学技術部門と電子、自動化、機械製作、金属、採取、動力、建材、製薬、化学工業、建設、運輸、金融部門をはじめとする、諸部門に組織することができる。
9	先端技術をはじめとする現代的技術を受け入れる対象、国際市場で競争力が高い製品を生産する対象、科学研究及び技術開発対象、資源開発及びインフラ建設対象に対する合弁は、奨励する。	9	先端技術等の現代的技術を受け入れる対象、国際市場で競争力が高い製品を生産する対象、科学研究及び技術開発対象、地下資源開発及びインフラ建設対象に対する合弁は、奨励する。
10	奨励する対象の合弁企業、共和国領域外に居住している共和国国籍を有する朝鮮同胞と行う合弁企業、一定の地域に創設された合弁企業は、共和国の当該法規範に従い、税金の減免、有利な土地利用条件の提供等の優待を受けることができる。	10	奨励する対象の合弁企業、共和国国籍を有する海外朝鮮同胞と行う合弁企業、地域等の特殊経済地帯に創設し運営される合弁企業は、共和国の当該法規範に従い、税金の減免、有利な土地利用条件の提供等の優待を受けることができる。
11	国家が別途に定めた部門の対象、国の安全と社会共同の利益を阻害する対象に対する合弁は、禁止する。	11	国家が別途に定めた部門の対象、国の安全と社会共同の利益を阻害する対象に対する合弁は、禁止する。
12	環境保護基準を超過する対象、設備と生産工程が経済技術的に立ち遅れた対象、共和国の資源を加工しないでそのまま輸出する対象、経済的効果が少ない対象に対しては、合弁企業の創設を制限する。	12	環境保護基準を超過する対象、設備と生産工程が経済技術的に立ち遅れた対象、共和国の資源を加工しないでそのまま輸出する対象、経済的効果が少ない対象に対しては、合弁企業の創設を制限する。
13	合弁企業を創設しようとする共和国投資家は、外国投資家と合弁契約書草案を作成し、関係機関の意見を受け入れなければならない。	13	合弁企業を創設しようとする場合、共和国側投資家は、外国側投資家と共に合弁契約書文書、企業の定款及び経済技術見積文書の草案を作成しなければならない。
14	共和国投資家は、外国投資家と合弁契約を締結した後、合弁企業の定款と経済技術見積書を作成しなければならない。		
15	合弁契約書には、次の各号に掲げる内容が含まれなければならない。 1. 企業名、所在地 2. 契約当事者の氏名、所在地 3. 企業の組織目的、業種及び経営範囲並びに規模及び存続期間 4. 総投資額、登録資本及び出資分並びに出資額、出資明細、出資期間及び出資分の譲渡 5. 理事会の組織及び運営 6. 経営管理機構の定員、職能、従業員数（そのうち外国人数）及び労働力管理 7. 職業同盟組織 8. 生産物の処理、設備、原料、資材の購入、技術移転 9. 財政簿記及び外貨管理 10. 決算、利潤分配並びに基金の創設及び利用 11. 解散及び清算 12. 契約違反に対する責任及び免除並びに紛争解決 13. 契約内容の修正、補充及び取消並びに保険、不可抗力事由、準拠法 14. 契約の効力 15. その他必要な内容	14	合弁契約書には、次の各号に掲げる内容が含まれなければならない。 1. 企業の名称、所在地 2. 契約当事者名、所在地 3. 企業の組織目的、業種及び存続期間 4. 総投資額、登録資本、出資分及び出資額、出資分の譲渡 5. 契約当事者の権利及び義務 6. 経営管理機構及び労働力管理 7. 技術移転 8. 基金の形成及び利用並びに決算及び分配 9. 契約違反に対する責任及び免除条件並びに紛争解決 10. 契約内容の修正、補充及び取消並びに保険、準拠法 11. 解散及び清算 12. 契約の効力 13. その他必要な内容



旧条	旧条文	新条	新条文
16	<p>定款には、次の各号に掲げる内容が含まれなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 企業名、所在地</li> <li>2. 合併当事者の氏名、所在地</li> <li>3. 企業の組織目的、業種、生産品種及び規模、存続期間</li> <li>4. 総投資額、登録資本、出資分、出資内容、出資期間、出資分の譲渡</li> <li>5. 理事会の構成及び任務、理事会の運営方式、通知方法、企業の法定代表</li> <li>6. 経営管理機構並びに管理成員及びその任務</li> <li>7. 財政簿記、労働力管理</li> <li>8. 決算及び分配並びに基金</li> <li>9. 解散及び清算</li> <li>10. その他必要な内容</li> </ol>	15	<p>定款には、次の各号に掲げる内容が含まれなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 企業の名称、所在地</li> <li>2. 出資者名、所在地</li> <li>3. 企業の組織目的、業種、経営活動範囲、規模、存続期間</li> <li>4. 総投資額、投資段階及び期間、登録資本、出資分、出資免除、出資期間、出資分の譲渡</li> <li>5. 理事会の構成及び任務、理事会の運営方式、通知方法、企業の最高決議機関代表者</li> <li>6. 経営管理機構並びに管理成員及びその任務、企業の責任者（そのうち外国人の数）</li> <li>7. 計画及び清算（営業を含む）組織、生産物処理、設備、原料、資材の購入</li> <li>8. 職業同盟組織の活動条件</li> <li>9. 財政簿記、労働力管理</li> <li>10. 決算及び分配、基金の形成及び利用</li> <li>11. 解散及び清算</li> <li>12. 定款の修正補充</li> <li>13. その他必要な内容</li> </ol>
17	<p>経済技術見積書には、投資関係、建設と関連した資料、生産及び生産物処理と関連した資料、労働力、原料、資材、資金、動力、用水の需要量とその保障対策、段階別収益性見積資料、技術的分析資料、環境保護、労働安全及び衛生と関連した資料、その他必要な内容を明らかにしなければならない。</p>	16	<p>経済技術見積書には、投資関係、建設と関連した資料、生産及び生産物処理と関連した資料、労働力、原料、資材、資金、動力、用水の需要量とその保障対策、段階別収益性見積資料、技術的分析資料、環境保護、労働安全及び衛生と関連した資料、その他必要な資料が含まれなければならない。</p>
18	<p>合併企業創設に対する審査承認は、政務院対外経済機関又は地帯当局（以下、政務院対外経済機関、地帯当局を企業創設審査承認機関とする。）が行う。</p> <p>政務院対外経済機関は、地帯外に創設される合併企業と地帯内の総投資額2,000万ウォン以上となるインフラ建設対象、インフラ建設対象外の対象の中で総投資額1,000万ウォン以上となる合併対象を審査承認する。</p> <p>地帯当局は、地帯内において総投資額2,000万ウォンまでのインフラ建設対象とインフラ建設対象外の対象の中で1,000万ウォンまでの対象を審査承認する。</p>		19条参照
19	<p>共和国投資家は、外国投資家と合併契約を締結した後、合併企業創設申請書を企業創設審査承認機関に提出しなければならない。</p> <p>合併企業創設申請書には、次の内容を明らかにし、合併企業の定款、合併契約書、経済技術見積書、合併当事者の取引銀行信用確認資料等の文書を添付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 企業名、所在地</li> <li>2. 合併当事者の氏名、所在地</li> <li>3. 創設目的及び有益性</li> <li>4. 総投資額、登録資本、出資分及び出資額、出資及び投資の段階及び期間</li> <li>5. 契約日、企業の存続期間、操業予定日</li> <li>6. 業種、経営範囲</li> <li>7. 生産能力及び生産製品の輸出比率</li> <li>8. 敷地面積及び位置</li> <li>9. 年間予定利潤及び分配</li> <li>10. 管理機構定員及び従業員数（そのうち外国人数）</li> <li>11. その他必要な内容</li> </ol>		21条参照
20	<p>地帯当局は、政務院対外経済機関の審議対象に属する企業創設申請書を受理した日から10日以内に検討し、意見を付し、政務院対外経済機関に送付しなければならない。</p>		22条参照
21	<p>企業創設審査承認機関は、合併企業創設申請書の内容を明らかにした合意依頼書を関係機関に送付し、合意しなければならない。</p> <p>関係機関と合意する内容は、次の各号に掲げる通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 計画機関とは総投資額、現物投資、生産及び生産物処理、所要条件並びに段階別収益性見積資料</li> <li>2. 財政機関とは総投資額、現物及び現金投資額、資金源並びに段階別収益性見積資料</li> <li>3. 科学技術行政機関とは現物及び技術投資の技術分析資料</li> <li>4. 建設監督機関及び国土管理機関とは建設及び土地と関連した資料</li> <li>5. 環境保護機関とは環境保護と関連した資料</li> </ol>	17	<p>共和国側投資家は、合併企業創設申請書の内容を明らかにした合意依頼文書を当該関係機関に送付し、合意しなければならない。</p> <p>関係機関と合意すべき内容は次の各号に掲げるとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国家計画機関とは、総投資額及び出資する現物財産名、労働力、資材、原料、動力、用水の保障条件、清算及び生産物処理、段階別収益性見積資料</li> <li>2. 中央財政機関とは、総投資額、現物及び現金出資額、資金源泉、段階別収益性見積資料</li> <li>3. 中央科学機関とは、現物及び技術投資の技術分析、技術移転と関連した資料</li> <li>4. その他関係機関との該当する資料</li> </ol>
22	<p>合意依頼書を受け取った機関は、それを15日以内に検討し、意見を明らかにした合意書を企業創設審査承認機関に送付しなければならない。この期間内に該当する合意書を送付しない場合には、合意したものと認定する。</p>	18	<p>合意依頼文書を受け取った当該機関は、その文書を15日以内に検討し、意見を明らかにした合意文書を依頼者に送付しなければならない。</p> <p>中央貿易指導機関は、当該機関から合意結果を直接に通知を受けることもできる。</p>
		19	<p>合併企業創設に対する審査承認は中央貿易指導機関が行う。</p>
		20	<p>共和国側投資家は、外国側投資家と合併契約を締結した後、合併企業創設申請書を中央貿易指導機関に提出しなければならない。</p> <p>地帯外の機関、企業所が、地帯内の合併企業を創設する場合には、羅先市人民委員会（以下、地帯管理機関とする。）の意見を受けた後、合併企業創設申請書を中央貿易指導機関に提出しなければならない。</p>

旧条	旧条文	新条	新条文
	19条参照	21	<p>合併企業創設申請文書には、以下の各号に掲げる内容を明らかにしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 企業の名称、所在地</li> <li>2. 契約当事者名、所在地</li> <li>3. 創設目的及び有益性</li> <li>4. 総投資額、投資段階及び機関、登録資本、出資分及び出資額、出資期間</li> <li>5. 契約日、企業の存続期間、操業予定日</li> <li>6. 業種、経営活動範囲</li> <li>7. 口座を開設する銀行</li> <li>8. 生産能力及び生産する製品の輸出比率</li> <li>9. 敷地面積及び位置</li> <li>10. 年間予定利潤及び分配</li> <li>11. 管理機構及び従業員数（そのうち外国人数）</li> <li>12. その他必要な内容</li> </ol> <p>合併企業創設申請文書には合併契約文書、企業の定款、経済技術見積文書、当該機関の合意文書、合併当事者の取引銀行信用確認資料等の文書を添付しなければならない。</p>
	20条参照	21	<p>地帯管理機関は、地帯内にある共和国側投資家の企業創設申請文書を受理した日から10日以内に検討した後、意見を付して中央貿易指導機関に提出しなければならない。</p>
23	<p>企業創設審査承認機関は、合併企業創設申請書を受理した日から50日以内に審議し、企業創設を承認又は否決する決定を行い、申請者に合併企業創設承認書又は否決通知書を送付しなければならない。</p> <p>合併企業創設承認書には、企業名及び所在地、合併当事者の氏名、総投資額及び登録資本、当事者の出資分及び出資額、出資期間、企業の存続期間、操業予定日、業種及び経営範囲、管理機構及び従業員数（そのうち外国人数）、その他必要な内容を明らかにし、否決通知書には否決根拠、勧告する内容を明らかにしなければならない。</p>	23	<p>中央貿易指導機関は、合併企業創設申請書を受理した日から50日以内に審議し、企業創設を承認又は否決する決定を行った後、申請者に合併企業創設承認書又は否決通知書を送付しなければならない。</p> <p>合併企業創設承認書には、企業名及び所在地、合併当事者名、総投資額及び登録資本、合併当事者の出資分及び出資額、出資期間、企業の存続期間、操業予定日、業種及び経営範囲、口座を開設する銀行、管理機構及び従業員数（そのうち外国人数）、その他必要な内容を明らかにしなければならない。</p> <p>否決通知書には否決根拠、勧告する内容を明らかにしなければならない。</p>
		24	<p>合併当事者は、合併企業創設申請が承認された場合、当該法規に従い、企業創設承認文書に指摘された名称通りに、企業の公印を作成し、登録し、取引する当該銀行に口座を開設しなければならない。</p>
24	<p>合併当事者は、合併企業創設承認書を受け取った日から30日以内に、企業所在地の道行政経済委員会又は地帯当局（以下、企業登録機関とする。）に企業を登録しなければならない。</p>	25	<p>合併当事者は、合併企業創設が承認された日から30日以内に、当該道人民委員会（地帯内では地帯管理機関）に合併企業登録申請文書を提出した後、企業登録証の発給を受けなければならない。</p> <p>合併企業を登録した日は、合併企業の創設日となり、この日から合併企業は共和国の法人となる。</p>
25	<p>企業を登録しようとする場合には、企業登録申請書を提出しなければならない。</p> <p>企業登録申請書には、次の各号に掲げる内容を明らかにし、企業創設承認書写本、企業の定款、企業の印章（サイン）等の文書を添付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 企業名、所在地</li> <li>2. 合併当事者の氏名及び所在地、出資分及び出資額、出資期間</li> <li>3. 企業の法定代表及び企業責任者の氏名、住所</li> <li>4. 総投資額及び登録資本並びに投資期間</li> <li>5. 存続期間及び操業予定日</li> <li>6. 経営活動内容及び範囲</li> <li>7. その他必要な内容</li> </ol>		
26	<p>企業登録機関は、企業を登録した後、企業登録証を発給しなければならない。</p> <p>企業登録証を発給した日が合併企業の創設日となり、この日から共和国の法人となる。</p>		
27	<p>合併企業は、企業を登録した日から20日以内に、当該財政機関（以下、税務機関とする。）に税務登録を行わなければならない。</p>	26	<p>合併企業は、企業を登録した日から20日以内に、当該税務機関に税務登録を行わなければならない。</p> <p>税務期間は税務登録を行なった後、税務登録証を発給しなければならない。</p>
28	<p>税務機関は、税務登録を行なった後、税務登録証を発給しなければならない。</p>		
29	<p>合併企業は、企業を登録した日から20日以内に、当該税関に税関登録を行わなければならない。</p>	27	<p>合併企業は、企業を登録した日から20日以内に、当該税関に税関登録を行わなければならない。</p>
30	<p>合併企業は、共和国領域内又は外国に支社を設けることができる。</p> <p>共和国領域内に支社を設けようとする場合には支社設立申請書を企業創設審査承認機関に、外国に支社を設けようとする場合には支社設立申請書を政務院対外経済機関に、各々提出し、合意を得なければならない。</p> <p>支社設立申請書には、支社の設立根拠、活動内審、機構、設立しようとする場所等を明らかにし、支社の居住承認文書又は企業創設承認書写本を添付しなければならない。</p> <p>共和国領域内に設立された合併企業の支社は、共和国の法人とならない。</p>	28	<p>合併企業は、共和国領域内又は外国に支社、代理店、出張所（以下、支社とする。）等を設けることができる。</p> <p>支社を設けようとする場合には支社設立申請文書を中央貿易指導機関に、提出し、審査承認を受けなければならない。</p> <p>支社設立申請書には、支社の設立根拠、活動内審、機構、設立しようとする場所等を明らかにし、企業創設承認書写本を添付しなければならない。</p>
<b>第三章 出資</b>		<b>第三章 出資</b>	
		29	<p>合併当事者は、中央貿易指導機関が承認した合併契約文書に従い、出資しなければならない。</p>
31	<p>合併企業に出資する割合は、合併当事者が合意して定める。</p> <p>出資は、貨幣財産、現物財産と財産権、ノー・ハウ等で行うことができる。</p> <p>財産権には、工業所有権、著作所有権、土地利用権等が含まれる。</p>	30	<p>出資は、貨幣財産、現物財産と財産権、ノー・ハウ等で行うことができる。</p> <p>財産権には、工業所有権、著作所有権、土地利用権等が含まれる。</p>
32	<p>朝鮮ウォンと原料、資材の出資は、企業を操業した後、一回転分の流通及び生産に使用することができる範囲で行うことができる。</p>		

旧条	旧条文	新条	新条文
33	<p>現物財産（土地は除外）の出資は、次の条件に適合しなければならない。            合弁企業の生産に必須的で不可分離的なものでなければならず、共和国領域内にないもの又は共和国領域内で生産しても、質的及び量的需要を充足させることができないものでなければならぬ。            出資する現物財産の価格は、国際市場価格より高くしてはならない。</p>	31	<p>外国投資家が出資する現物財産は、投資家の所有するものであるとともに、合弁企業の生産に必須的で不可分離的なものでなければならず、共和国領域内にないもの又は共和国領域内で生産しても、質的及び量的需要を充足させることができないものでなければならぬ。</p>
34	<p>現物財産で出資する場合には、現物財産名、規格、単位、数量、用途、総額、生産工場及び会社名、現物財産を輸入してくる国名、その他必要な内容を明らかにした明細書及び計算書、対外商品検査文書、該当する商品カタログがなければならない。</p>	33	<p>現物財産で出資する場合には、現物財産名、規格、単位、数量、用途、単価、総額、生産工場及び会社名、現物財産を輸入してくる国名、その他必要な内容を明らかにした明細書及び計算書、対外商品検査文書等がなければならない。</p>
35	<p>不動産で出資する場合には、当該不動産の面積、用途、価格、不動産権の有効期間等を明らかにした説明書と図面、技術資料、評価価格の計算資料、当該所有権又は利用権の証書がなければならない。            共和国投資家が不動産を出資する場合には、関係機関から当該不動産の所有権又は利用権の移管を受けなければならない。</p>	34	<p>不動産で出資する場合には、当該不動産の面積、用途、価格、不動産権の有効期間等を明らかにした説明書と図面、技術資料、評価価格の計算資料、当該所有権又は利用権の証書がなければならない。</p>
36	<p>工業所有権、著作権、ノー・ハウで出資する場合には、次の各号の要求条件から一種類以上の要求条件に適合しなければならない。            1. 新しい製品又は輸出製品を生産することができなければならない。            2. 製品の質及び生産性を高めることができないなければならない。            3. 原料、労働力、動力を大幅に節約し、又は共和国の資源を充分に利用することができなければならない。            4. 労働安全を保障し、健康に有害でない生産工程でなければならない。            5. 経済組織事業及び経営管理を改善することができなければならない。</p>	32	<p>工業所有権、ノー・ハウ（以下、工業所有権、ノー・ハウを技術とする）、著作権の出資は、次の各号の一に該当する要求条件に適合しなければならない。            1. 新しい製品又は輸出製品を生産することができなければならない。            2. 製品の質及び生産性を高めることができないなければならない。            3. 原料、労働力、動力を大幅に節約し、又は共和国の資源を充分に利用することができなければならない。            4. 労働安全を保障し、環境を保護することができるものでなければならない。            5. 経済的事業及び経営管理を改善することができなければならない。</p>
37	<p>工業所有権、著作権、ノー・ハウで出資する場合には、工業所有権、著作権、ノー・ハウの名称、所有者名、実用価値、有効期間（ノー・ハウの有効期間は除外）等を明らかにした説明書及び技術文書、図面、操作指導書等の技術資料、評価価格の計算根拠等がなければならない。</p>	35	<p>技術及び知的所有権で出資する場合には、技術、知的所有権の名称、所有者名、実用価値、有効期間（ノー・ハウの有効期間は除く）等を明らかにした説明書及び技術文書、図面、操作指導書等の技術資料、評価価格の計算根拠等がなければならない。            技術、知的所有権の出資比率は、総投資額の20%を超えないことを原則とする。</p>
38	<p>出資は、次の各号に掲げる通りに行なった場合に認められる。            1. 貨幣財産は、該当する金額を外貨管理機関と合意した銀行の企業口座に入れた場合            2. 不動産は、財産登録機関に不動産の所有権又は利用権の移転手続を終了した場合            3. 不動産以外の現物財産は、所有権又は利用権の移転手続を終了し、企業の敷地内に移転した場合            4. 財産権は、当該所有権証書を企業の管轄に移した場合</p>	36	<p>出資は、次の各号に掲げる通りに行なった場合に認める。            1. 貨幣財産は、該当する金額を取引銀行の企業口座に入れた場合            2. 不動産は、その所有権又は利用権を企業に移転する手続を終了した後、当該財産登録機関に不動産を登録した場合            3. 不動産以外の現物財産は、所有権又は利用権の移転手続を終了した後、企業の構内に移転した場合            4. 財産権は、当該所有権証書を企業に移転する手続が終了した場合</p>
39	<p>出資する現物財産及び財産権、ノー・ハウの価格は、国際市場価格に準じて、合弁当事者が合意して定める。            出資する財産の価額は、朝鮮ウォンで計算する。            外貨で出資する場合には、支払当日に貿易銀行が発表した換算率に従い、朝鮮ウォンで計算する。            出資する当時、出資財産の価格が合弁契約又は定款に定めた出資義務額より少ない場合には、出資者がその差額だけさらに補充して出資しなければならない。            工業所有権、著作権、ノー・ハウの出資総額は、総出資額の20%を超えないことを原則とする。</p>	37	<p>出資する現物財産及び財産権、ノー・ハウの価格は、国際市場価格に準じて、合弁当事者が合意して定める。            出資する財産の価額は、朝鮮ウォンで計算する。            外貨で出資する場合には、支払当日に貿易銀行が発表した換算率に従い、朝鮮ウォンで計算する。</p>
		38	<p>出資する当時、出資財産の価格が合弁契約又は定款に定めた出資義務額より少ない場合には、出資者がその差額だけさらに補充して出資しなければならない。</p>
40	<p>合弁当事者は、出資を一度に又は数度に分けて行うことができる。            出資を一度に行う場合には、企業登録証の発給を受けた日から6カ月以内に行なわなければならない。            出資を数度に分けて行う場合には、最初の出資は、企業登録証の発給を受けた日から90日以内に、出資額の15%を行なわなければならない。その他の出資は、企業創設申請書に定められた期間内に行なわなければならない。</p>	39	<p>合弁当事者は、出資を企業創設承認文書に定められた期間内に行なわなければならない。</p>
41	<p>合弁当事者は、やむを得ない事情で出資期間を延長しようとする場合、定められた出資期間が終了する1カ月前に、企業創設審査承認機関に出資期間延長申請書を提出し、許可を受けなければならない。            出資期間延長申請書には、当事者の氏名、住所、出資金額、出資期間、延長期間、延長根拠を明らかにし、相手方合弁当事者の同意書を添付しなければならない。            出資期間は数回延長することができるが、総延長期間は12カ月を超えることができない。</p>	40	<p>合弁当事者は、やむを得ない事情で出資期間を延長しようとする場合、定められた出資期間が終了する1カ月前に、中央貿易指導機関に出資期間延長申請書を提出し、承認を受けなければならない。            出資期間延長申請書には、合弁当事者名、住所、出資金額、出資期間、延長期間、延長根拠を明らかにし、相手方合弁当事者の同意書を添付しなければならない。            出資期間は複数回延長することができるが、総延長期間は12カ月を超えることができない。</p>
42	<p>出資を定められた期間内に終了しなかった場合、企業創設承認書は効力を失う。この場合、合弁企業は企業創設承認書を企業創設審査承認機関に返還し、企業登録と税務登録、税関登録の取消手続を行なわなければならない。</p>	41	<p>中央貿易指導機関は、合弁当事者が正当な理由なく、定められた期間内にしなかった場合、企業創設承認を取消することができる。            企業創設承認を取り消した場合、中央貿易指導機関は企業登録期間、税務期間及び当該機関にその取消について通知しなければならない。</p>
43	<p>出資を定められた期間内に行なわず、損害を与えた場合には、相手方当事者に損害を補償しなければならない。</p>	42	<p>出資を定められた期間内に行なわず、損害を与えた場合には、相手方当事者に損害を補償しなければならない。</p>
44	<p>合弁企業は、出資者が出資を終了した場合、理事会において評価した後、出資確認文書を簿記検証事務所の検証を受けて企業創設審査承認機関に提出し、出資者に出資証書を発給しなければならない。            出資証書には、出資者の氏名、出資割合、出資金額、存続機関並びに企業登録日及び番号を明らかにしなければならない。</p>	43	<p>合弁企業は、出資者が段階別出資を終了した場合、理事会において評価した後、当該検証機関の検証を受けた投資確認文書を中央貿易指導機関に提出しなければならない。出資者には出資証書を発給しなければならない。            出資証書には、出資者名、出資割合、出資金額、企業の存続機関並びに企業登録日及び番号を明らかにしなければならない。</p>

旧条	旧条文	新条	新条文
45	<p>合併当事者は、その出資分の一部又は全部を第三者に譲渡（販売、贈与）又は相続させることができる。</p> <p>出資分の一部又は全部を譲渡する場合には、合併相手側の同意を得た後、理事会において討議決定し、企業創設審査承認機関の許可を受けなければならない。</p> <p>出資分を販売する場合、合併相手側は、同じ販売条件で先ず購入する権利を有する。</p>	44	<p>合併当事者は、その出資分の一部又は全部を第三者に譲渡（販売、贈与に限る）又は相続させることができる。</p> <p>出資分を譲渡する場合には、譲渡しようとする当該合併当事者が、相手側合併当事者の同意を得て、理事会に提起し、討議決定した後、中央貿易指導機関の承認を受けなければならない。</p> <p>出資分を販売する場合、同じ販売条件で相手側合併当事者が先ず購入する権利を有する。</p>
46	<p>合併企業の登録資本は、合併当事者が出資する金額の総額とし、総投資額と登録資本の比率は、以下の各号に掲げる通りしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総投資額300万ウォンまでは、総投資額の70%以上</li> <li>2. 総投資額300万1ウォンから600万ウォンまでは、総投資額の65%以上</li> <li>3. 総投資額600万1ウォンから2,000万ウォンまでは、総投資額の45%以上</li> <li>4. 総投資額2,000万1ウォンから6,000万ウォンまでは、総投資額の35%以上</li> <li>5. 総投資額6,000万1ウォン以上は、総投資額の30%以上</li> </ol> <p>総投資額と登録資本の比率は、企業創設審査承認機関の承認を得て別途に定めることもできる。</p> <p>総投資額は、合併企業を創設運営するのに必要な資金総額である。</p> <p>総投資額と登録資本の差額は、借入金で充当することができる。</p>	45	<p>総投資額は合併当事者が出資する金額の総額である。</p> <p>登録資本は、合併企業が中央貿易指導機関に登録した企業の自己資本であり、合併当事者が出資した金額の総額とする。</p> <p>総投資額と登録資本の比率は、以下の各号に掲げる通りしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総投資額300万ウォンまでは、総投資額の70%以上</li> <li>2. 総投資額300万1ウォンから600万ウォンまでは、総投資額の65%以上</li> <li>3. 総投資額600万1ウォンから2,000万ウォンまでは、総投資額の45%以上</li> <li>4. 総投資額2,000万1ウォンから6,000万ウォンまでは、総投資額の35%以上</li> <li>5. 総投資額6,000万1ウォン以上は、総投資額の30%以上</li> </ol> <p>総投資額と登録資本の比率は、中央貿易指導機関の承認を得て別途に定めることもできる。</p> <p>総投資額は、合併企業を創設運営するのに必要な資金総額である。</p> <p>総投資額と登録資本の差額は、借入金で充当することができる。</p>
47	<p>登録資本を増額することはできるが、減額することはできない。</p> <p>登録資本を増額しようとする場合には、理事会において決定した後、企業創設審査承認機関に登録資本増加申請書を提出し、合意を得なければならない。</p> <p>登録資本増加申請書には、増加額及びその源泉、保証条件、増加根拠を明らかにし、理事会の決定書を添付しなければならない。</p>		<p>登録資本を増額することはできるが、減額することはできない。</p> <p>登録資本を増額しようとする場合には、理事会において討議決定した後、中央貿易指導機関の承認を得なければならない。</p> <p>登録資本を増加した場合には、当該機関に登録資本の変更を登録しなければならない。</p>
48	<p>合併企業は、登録資本の増加申請書の合意を受けた後、企業登録機関に登録資本の変更を登録しなければならない。</p>		
<b>第四章 管理機構</b>		<b>第四章 管理機構</b>	
49	<p>合併企業には、理事で構成される理事会を置く。</p> <p>理事会は、合併企業の最高決議機関である。</p> <p>理事会には、理事長1名と副理事長1～2名を置く。</p> <p>副理事長と理事の数は、合併当事者が定款において定める。</p>	47	<p>合併企業には、理事で構成される理事会を置く。</p> <p>理事会は、合併企業の最高決議機関である。</p> <p>理事会には、理事長1名及び副理事長1～2名、その他必要な数の理事を置く。</p> <p>副理事長と理事の数は、合併当事者が定款において定める。</p>
50	<p>理事長と副理事長は理事会会議において選挙し、任期は4年とする。</p> <p>理事長は、合併企業の法定代表である。</p> <p>副理事長は、理事長の事業を補助し、理事長が欠員であったり、1カ月以上欠席の場合、理事長を代理し任務を遂行する。</p>	48	<p>理事長と副理事長は理事会会議において選挙し、任期は3年とすることを原則とする。</p> <p>必要な場合には、合併当事者が合意してその任期を異なって定めることができる。</p> <p>理事長は合併企業の最高決議機関の代表者である。</p> <p>副理事長は、理事長の事業を補助し、理事長が欠員である場合、理事長を代理する。</p>
51	<p>理事会は、定期会議と臨時会議を招集することができる。</p> <p>定期会議は年1回以上、臨時会議は必要とるときごとに、各々招集することができる。</p> <p>臨時会議は、理事、財政検閲員、清算委員会の要求に従い行うことができる。</p>	49	<p>理事会は、定期会議と臨時会議を招集する。</p> <p>定期会議は年に1回以上、臨時会議は必要とるときごとに、招集することができる。</p> <p>臨時会議は理事成員の3分の1の要求に従い行うことができる。</p>
52	<p>理事会の定期会議を招集しようとする場合には定期会議を行う30日前に、臨時会議を招集しようとする場合には臨時会議を行う15日前に、会議日、場所、案件を理事に書面で通知しなければならない。</p>	50	<p>理事会会議を招集しようとする場合には定期会議は30日前、臨時会議は15日前に、会議日、場所、案件を理事に書面で通知しなければならない。</p>
53	<p>理事会会議は、全理事の3分の2以上が参加して成立する。</p> <p>理事会は、定款を修正補充し、又は企業の発展対策、経営活動計画、決算及び分配、企業責任者及び副責任者、財政検閲員、財政責任者の任命及び解任、登録資本の増加、出資分の譲渡、業種の変更、存続期間の延長、解散、清算委員会の組織等の重要な問題を討議決定する。</p>	51	<p>理事会会議は、全理事の3分の2以上が参加して成立する。</p> <p>理事会は、定款を修正補充し、又は企業の発展対策、経営活動計画、決算及び分配、企業の責任者、副責任者、財政検閲員及び財政責任者の任命及び解任、登録資本の増加、出資分の譲渡、業種の変更、存続期間の延長、解散、清算委員会の組織等の重要な問題を討議決定する。</p>
54	<p>定款の修正補充、出資分の譲渡、業種及び登録資本の変更、存続期間の延長、企業解散に対する理事会の決定は、理事会会議に参加した理事の全員賛成で、この他の問題は過半数以上の賛成で、各々採択される。</p>	52	<p>定款の修正補充、出資分の譲渡、業種及び登録資本の変更、存続期間の延長、企業解散に対する理事会の決定は、理事会会議に参加した理事の全員賛成で、この他の問題は過半数以上の賛成で、採択される。</p>
55	<p>理事の決議権は、一人一票制とする。</p> <p>理事は、代理人を通して決議権を行使することができる。</p> <p>理事が代理人を通して決議権を行使しようとする場合には、理事長に通知し、代理権の範囲を明らかにした委任状を代理人に持参させなければならない。</p>	53	<p>理事は、代理人を通して決議権を行使することができる。</p> <p>代理権を行使しようとする場合には、理事長に通知し、代理権の範囲を明らかにした委任状を代理人に持参させなければならない。</p>
56	<p>理事会の決定は、挙手又は秘密投票もしくは書面の方法で行う。</p>	54	<p>理事会の決定は、挙手又は秘密投票若しくは書面の方法で行う。</p>
57	<p>理事会の会議録は、会議に参加した理事長、副理事長及び理事が署名した後、企業が解散された以後5年間保管する。</p>	55	<p>理事会の会議録は、会議に参加した理事長、副理事長及び理事が署名した後、企業が解散された以後5年間保管する。</p>
58	<p>合併企業には、経営管理機構を置く。</p> <p>経営管理機構には、企業の責任者、副責任者、財政簿記員及び必要な管理成員が含まれる。</p> <p>規模が大きい合併企業には、企業の責任者、副責任者、財政責任者等の成員による協議機構を置くことができる。</p> <p>企業の責任者、副責任者及び財政責任者並びに財政検閲員は、合併当事者が各々分けて担当する。</p>	56	<p>合併企業には、経営管理機構を置く。</p> <p>経営管理機構には、企業の責任者、副責任者、財政簿記員及びその必要な成員が含まれる。</p> <p>規模が大きい合併企業には、企業の責任者、副責任者、財政責任者等の成員による協議機構を置くことができる。</p> <p>企業の責任者、副責任者及び財政責任者並びに財政検閲員は、合併当事者が各々分けて担当することができる。</p>

旧条	旧条文	新条	新条文
59	<p>合併企業の経営代表権は企業責任者が行使し、企業責任者が欠員であったり、1か月以上空席の場合には、代理委任を受けた副責任者が行使する。 経営代表権の範囲は、理事会会議において定める。 合併企業の責任者は、定款、理事会の決定に従い企業を管理運営し、経営活動の結果に対して、理事会の前に責任を負う。 合併企業の責任者は理事会会員でない人もなることができるが、他の職務を兼任することができない。</p>	57	<p>合併企業責任者の事業範囲は、理事会で定める。 合併企業の責任者は、定款、理事会の決定に従い企業を管理運営し、経営活動結果に対して理事会の前に責任を負う。 合併企業の責任者は、理事会会員ではない人もなることができる。</p>
		58	<p>合併企業の経営管理成員は、他の機関又は企業の職務を兼任できない。 必要な場合には中央貿易指導機関の承認を得て、他の機関、企業所の成員が合併企業の経営管理成員となることもできる。</p>
60	<p>合併企業の経営管理成員は、他の企業に従事することができず、自己の誤りで企業に損害を与えた場合、その損害を補償する責任を負う。</p>	59	<p>合併企業の経営管理成員は、自己の誤りで企業に損害を与えた場合、その損害を補償する責任を負う。</p>
61	<p>経営規模が小さい合併企業には、財政検閲員を置き、経営規模が大きい合併企業には、財政検閲員で構成される財政検閲委員会を置くことができる。 財政検閲員の数は、理事会において定める。</p>	60	<p>経営規模が小さい合併企業には、財政検閲員を置き、経営規模が大きい合併企業には、財政検閲員で構成される財政検閲委員会を置くことができる。 財政検閲員の数は、理事会において定める。</p>
62	<p>財政検閲員の任期は、2年とする。 財政検閲員は再任することができ、経営管理成員は財政検閲員となることできない。</p>	61	<p>財政検閲員の任期は、2年とする。 財政検閲員は再任することができるが、企業の他の職務を兼任することはできない。 財政検閲員は自己の事業に対して、理事会の前に責任を負う。</p>
63	<p>財政検閲委員会又は経営管理成員は、合併企業の経営活動状況を日常的に検閲することができ、自己の任務を怠り企業に損害を与えた場合、該当する損害を補償する責任を負う。</p>	62	<p>財政検閲委員会又は経営管理成員は、合併企業の経営活動状況を日常的に検閲することができ、理事会に提出する財政簿記文書を検査し、報告文書を作成し、理事会に提出しなければならない。 財政検閲員は、理事会会議に参加し、発言することができ、自己の任務を怠り企業に損害を与えた場合、該当する損害を補償する責任を負う。</p>
<b>第五章 営業許可</b>		<b>第五章 営業許可</b>	
64	<p>合併企業は、企業創設承認書に指摘された操業予定日以内に操業しなければならない。 やむを得ない事情で操業予定日以内に操業することができない場合には、企業創設審査承認機関に操業期日延長申請書を提出し、操業期日延長の承認を受けなければならない。</p>		
65	<p>合併企業は、営業許可証書を有してはじめて営業活動を行うことができる。 営業許可証書は、合併企業創設承認書に明らかにした操業予定日以内に発給を受けなければならない。 営業許可証書の発給は、政務院対外経済機関又は地帯当局（以下、営業許可証書発給機関とする。）が行う。</p>	63	<p>合併企業は、営業許可証書を有してはじめて営業活動を行うことができる。</p>
		64	<p>営業許可は、中央貿易指導機関又は地帯管理機関（以下、営業許可機関とする。）が行う。</p>
		65	<p>営業許可証書は、合併企業創設承認文書に明らかにした操業予定日以内に発給を受けなければならない。 やむを得ない事情で営業許可を操業予定日以内に受けることができない場合には、中央貿易指導機関に操業期日延長申請書を提出し、操業期日延長の承認を受けなければならない。</p>
66	<p>営業許可証書は、次の各号に掲げる要求条件が備わってはじめて発給を受けることができる。 1. 建物を新設又は拡張する場合には、竣工検査に合格しなければならない。 2. 生産企業である場合には、試運転を行った後、試作品を生産しなければならない。 3. サービス部門では、当該設備及び施設を整え、物資を購入し、営業準備を終えなければならない。 4. その他、営業活動に必要な準備を終えなければならない。</p>	66	<p>営業許可証書は、次の各号に掲げる要求条件が備わってはじめて発給を受けることができる。 1. 建物を新設又は拡張する場合には、竣工検査に合格しなければならない。 2. 生産企業である場合には、試運転を行った後、試作品を生産しなければならない。 3. サービス部門では、当該設備及び施設を整え、物資を購入し、営業準備を終えなければならない。 4. 合併企業創設承認文書に指摘された投資を行わなければならない。 5. その他、営業活動に必要な準備を終えなければならない。</p>
67	<p>営業準備を終えた合併企業は、竣工検査機関、簿記検証事務所、生産工程及び施設物の安全性を確認する機関をはじめとする当該機関、企業所に検査及び確認依頼書を提出しなければならない。</p>	67	<p>営業準備を終えた合併企業は、竣工検査機関、簿記検証事務所、生産工程及び施設物の安全性を確認する機関をはじめとする当該機関、企業所に検査及び確認依頼書を提出しなければならない。</p>
68	<p>検査及び確認依頼書を受理した当該機関、企業所は、定められた期間内に、依頼対象を検査及び確認し、欠陥がある場合、それを是正させた後、該当する検査書又は確認書を発給しなければならない。</p>	68	<p>検査及び確認依頼書を受理した当該機関、企業所は、定められた期間内に、依頼対象を検査及び確認し、欠陥がある場合、それを是正させた後、該当する検査書又は確認書を発給しなければならない。</p>
69	<p>営業許可証書の発給を受けようとする場合には、営業許可申請書を営業許可証書発給機関に提出しなければならない。 営業許可申請書には、企業名、所在地、操業予定日、総投資額、登録資本、投資実績等を明らかにし、当該機関の投資確認書、竣工検査書又は確認書、試作品見本、生産工程及び施設物の安全性を確認する文書を添付しなければならない。</p>	69	<p>営業許可を受けようとする場合には、営業許可申請書を営業許可機関に提出しなければならない。 営業許可申請書には、企業名、所在地、操業予定日、総投資額、登録資本、投資実績、業種等の内容を明らかにし、企業登録証、当該機関の投資確認文書、竣工検査文書、生産工程及び施設物の安全性を確認する文書、環境影響評価文書、企業登録確認文書等の必要な文書、試作品見本等を添付しなければならない。</p>
70	<p>営業許可証書発給機関は、営業許可申請書を受理した日から15日以内に検討確認し、営業許可証書の発給又は否決を行わなければならない。</p>	70	<p>営業許可機関は、営業許可申請書を受理した日から15日以内に検討した後、営業許可証書を発給又は否決しなければならない。 合併企業は、営業許可証書を発給された場合、当該税務機関にそれについて通知しなければならない。 営業許可証書を発給した日は、合併企業の操業日となる。</p>
<b>第六章 経営活動</b>		<b>第六章 経営活動</b>	
71	<p>合併企業は、許可を受けた業種の範囲内で経営活動を行わなければならない。 業種を増やし、又は変更しようとする場合には、企業創設審査承認機関に業種変更申請書を提出し、承認を受けなければならない。 業種変更申請書には、企業名、所在地並びに業種変更内容及び根拠を明らかにし、経済技術見積書及び理事会の決定書を添付しなければならない。</p>	71	<p>合併企業は、許可を受けた業種の範囲内で経営活動を行わなければならない。 業種を増やし、又は変更しようとする場合には、中央貿易指導機関に業種変更申請書を提出し、承認を受けなければならない。 業種変更申請書には、企業名、所在地並びに業種変更内容及び根拠を明らかにし、経済技術見積書及び理事会の決定書等を添付しなければならない。</p>

旧条	旧条文	新条	新条文
72	企業創設審査承認機関は、業種変更申請書を受理した日から30日以内に、関係機関と協議した後、それを審議し、申請者に承認又は否決を通知しなければならない。	72	中央貿易指導機関は、業種変更申請書を受理した日から30日以内に、それを審議した後、承認又は否決する通知を申請者及び関係機関に行わなければならない。
73	合併企業は、業種変更承認通知を受け取った日から5日以内に、企業登録機関に業種変更承認通知書を提出し、業種変更登録を行い、企業登録証書に変更事項を登録しなければならない。 この場合、営業許可証書の再発給を受けなければならない。	73	合併企業は、業種変更承認通知を受け取った日から5日以内に、営業許可証書の再発給を受けなければならない。
<b>第六章 経営活動</b>			
		74	合併企業は、理事会で討議決定した計画を中央貿易指導機関（地帯内では地帯管理機関）に登録した後、実行しなければならない。
74	合併企業は、経営活動に必要な物資、工業所有権、著作権及びノー・ハウ（以下、工業所有権、著作権、ノー・ハウを技術とする。）を共和国領域内において買い取り、又は外国から輸入することができ、技術、生産した製品を共和国領域内に販売したり、又は外国に輸出することができる。	75	合併企業は、清算及び経営活動に必要な物資、技術及び知的財産権を共和国領域内又は外国において買い、使用することができ、技術又は知的所有権、生産した製品を共和国領域内又は外国に販売することができる。
75	合併企業は、共和国領域内において物資、労働力、電気の保障を受けようとし、又は生産した製品を共和国の機関、企業所に販売しようとする場合には、共和国の当該機関を通じて解決しなければならない。この場合、当該機関に年間物資購入及び製品販売計画を組み合わせて、需給供給契約を締結しなければならない。	76	合併企業は、生産及び経営活動に必要な物資、労働力、電気、用水等を共和国の当該機関、企業所から保障を受けようとし、又は生産した製品を共和国の当該機関、企業所に販売しようとする場合には、中央貿易指導機関（地帯内では地帯管理機関）に計画をかみ合わせた後、中央貿易指導機関（地帯内では地帯管理機関）が定めた手続に従い、購入又は販売しなければならない。
76	合併企業は、基本建設を直接担当し、又は建設企業に委託して行うことができる。 基本建設を建設企業に委託して行う場合には、委託施工契約を締結しなければならない。	89	合併企業は、必要な建設を直接行い、又は共和国の建設企業所に委託することができる。 必要な場合には、国家建設監督機関の承認を得て、外国の建設企業に建設を委託することもできる。
77	合併企業は、経営用物資を共和国の商業機関から直接購入することができる。	80	合併企業は、経営用物資を共和国の商業機関から直接購入することができる。
78	合併企業の生産用物資、生産製品、技術の輸出入価格（技術サービス料金を含む）は、当該時期の国際市場価格に準じる。	81	合併企業の生産用物資、生産製品、技術、知的所有権の輸出入価格（技術サービス料金を含む）は、当該時期の国際市場価格に準じ、合併当事者が合意して定めなければならない。
79	合併企業の輸出入物資には、関税と関連した共和国の法規範に従い、関税を適用する。	82	合併企業の輸出入物資には、関税と関連した共和国の法規範に従い、関税を適用する。 合併企業の投資物資、生産及び経営活動に必要な物資を外国から輸入し又は生産した製品を外国に輸出する場合には関税を適用しない。
80	合併企業は、生産製品の輸出及び必要な物資の輸入を共和国の当該貿易機関に委託して行うことができる。	79	合併企業は生産製品の輸出及び必要な物資の輸入は、共和国の当該貿易機関に委託して行うことができる。
81	合併企業は、出資分として持ち込む現物財産を対外商品検査機関（技術は科学技術検査機関）に委託して、検査及び確認を受けなければならない。 合併企業は、現物財産又は技術を検査及び確認するのに必要な条件を保障しなければならない。	83	合併企業は、出資分として持ち込む現物財産を対外商品検査機関（技術、知的財産権は当該機関）に依頼して、検査又は確認を受けなければならない。 合併企業は、現物財産又は技術、知的所有権を検査、確認と関連した必要な条件を保障しなければならない。
82	対外商品検査機関と科学技術検査機関は、検査及び確認依頼書に従い、現物財産又は技術を検査、確認し、該当する証書を発給しなければならない。	84	対外商品検査機関と当該機関は、検査及び確認依頼書に従い、現物財産、技術又は知的所有権を検査、確認した後、該当する文書を発給しなければならない。
83	合併企業は、経営に必要な物資を輸入し、又は生産した製品を輸出することができる。この場合、政務院対外経済機関又は地帯当局に物資の搬出入申請書を提出し、承認を受けなければならない。 搬出入申請書には、物資名及び数量、価格及び金額、通過地点及び期間、搬出入根拠を明らかにしなければならない。	77	合併企業は、投資物資、生産及び経営活動に必要な物資を外国から輸入し、又は生産した製品及び技術を外国に輸出できる。 投資物資、生産及び経営活動に必要な物資を外国から輸入し又は外国へ輸出しようとする場合には、中央貿易指導機関（地帯内では地帯管理機関）に搬出入承認申請文書を提出し、承認を得なければならない。 搬出入申請文書には、搬出入物資名、数量、価格及び金額、国境通過地点及び期間、搬出入根拠を明らかにしなければならない。
84	合併企業は、人民生活に必要な製品を国家が定めた機関、企業所に、朝鮮ウォンを受け取って販売することができる。この場合、得た朝鮮ウォンは、労働力費、対外事業費、税金、使用料に使用することができる。		
85	技術を輸出入しようとする場合には、科学技術行政機関の承認を受けなければならない。この場合、技術輸出入申請書を提出しなければならない。 技術輸出入申請書には、技術の名称、内容、価格、輸出入根拠等を明らかにしなければならない。	78	技術、知的所有権を外国から輸入し、又は外国へ輸出しようとする場合には、当該中央機関（地帯内では地帯管理機関）に技術、知的所有権の輸出入許可申請文書を提出して承認を得なければならない。 技術、知的所有権輸出入許可申請文書には、技術、知的所有権の名称、内容、価格、輸出入根拠等を明らかにしなければならない。
86	物資と生産製品の搬出入申請書を受理した当該機関は、申請書を受理した日から3日（技術輸出入申請書は30日）以内に検討し、申請者に該当する承認書を発給し、又は否決通知を送付しなければならない。		
87	合併企業は、機関、企業所に原料、資材、部品の加工を委託することができる。この場合、委託加工契約を締結しなければならない。	85	合併企業は、共和国の機関、企業所に原料、資材、部品の加工を委託することができる。この場合、委託契約を締結しなければならない。
88	合併企業は、企業運営に必要な労働力を共和国の外国投資企業と関連した労働法規範に従い、採用又は利用しなければならない。	86	合併企業は、企業運営に必要な労働力を共和国の外国投資企業と関連した労働法規範に従い、採用又は利用しなければならない。
89	合併企業は、合併契約に定めた管理人員と特殊な職種の技術者、技能工に外国の労働力を使用することができる。この場合、外国人労働力採用申請文書を企業創設審査承認機関に提出し、合意を得なければならない。	87	合併企業は、合併契約に定めた管理人員と特殊な職種の技術者、技能工に外国の労働力を使用することができる。この場合、外国人労働力採用申請文書を中央貿易指導機関に提出し、合意を得なければならない。 外国人労働力採用申請文書には、採用した管理人員、特殊職種の技術者及び技能工の氏名、性別、生年月日、国籍、民族、経歴、採用根拠、採用期間、居住地、技術移転の内容、技術移転期間、賃金基準、生活保障条件等の内容を明らかにしなければならない。
90	合併企業が受け入れた労働力は、自然災害等の不可抗力的な場合を除いて、他の仕事に動員してはならない。		第4条第2項参照

旧条	旧条文	新条	新条文
91	合併企業は、従業員に労働保護用具、作業必需品、栄養食料品等の労働保護物資を共和国の労働法規に定められた基準より低くないように、合併企業自身で定め、適宜に保障しなければならない。	88	合併企業は、従業員に労働保護用具、作業必需品、栄養食料品等の労働保護物資を適時に保障しなければならない。 従業員に保障する労働保護物資の基準は共和国の労働法規に定められた基準より低くないように、合併企業自身で定めなければならない。
92	合併企業の従業員は、職業同盟組織を設けることができる。 職業同盟組織は、次の各号に掲げる事業を行う。 1. 労働規律を遵守し、経済課題を正しく遂行するように、従業員を教育する。 2. 従業員に対する科学知識普及事業を行い、体育及び文芸活動と関連した事業を行う。 3. 従業員の権利と利益を保護し、従業員を代表して企業と労働契約（団体契約）を締結し、その執行を監督する。 労働契約には、従業員が遂行すべき任務、生産量及び質の指標、労働時間及び休息、労働保護及び保険厚生、辞職条件等の内容を明らかにしなければならない。 4. 従業員の権利、利益と関連した問題の討議に参加し、助言を与え、又は勧告案を提起する。	90	合併企業の従業員は、職業同盟組織を設けることができる。 職業同盟組織は、次の各号に掲げる事業を行う。 1. 労働規律を遵守し、経済課題を正しく遂行するように、従業員を教育する。 2. 従業員に対する科学知識普及事業を行い、体育及び文芸活動と関連した事業を行う。 3. 従業員の権利と利益を保護し、従業員を代表して企業と労働契約を締結し、その執行を監督する。 労働契約には、従業員が遂行すべき任務、生産量及び質の指標、労働時間及び休息、労働保護及び保険厚生、労働保護及び労働条件、労働規律、賞罰、辞職条件等の内容を明らかにしなければならない。 4. 従業員の権利、利益と関連した問題の討議に参加し、助言を与え、又は勧告案を提起する。
93	合併企業は、従業員の権利及び利益に関係する問題を職業同盟組織と合意し、処理しなければならない。	91	合併企業は、従業員の権利及び利益に関係する問題を職業同盟組織と合意し、処理しなければならない。
94	合併企業は、職業同盟組織に活動資金及び活動条件を保障しなければならない。 職業同盟組織の活動資金規模は、毎月、従業員500名までは全従業員の月労働賃金総額の2%、従業員500名以上から1,000名までは全従業員の月労働賃金総額の1.5%、従業員1,000名以上は全従業員の月労働賃金総額の1%に該当する資金とする。	92	合併企業は、職業同盟組織の活動条件を保障しなければならない。
95	合併企業の財政簿記計算は、外国投資企業と関連した共和国の財政簿記計算規範に従って行う。	93	合併企業の財政簿記計算は、外国人投資企業と関連した共和国の簿記計算法規範に従って行わなければならない。
96	合併企業は、簿記総合計算帳簿、簿記分析計算帳簿、必要な補助帳簿、財政状態表（貸借対照表）、損益計算書、営業報告書等の財政簿記文書を保有していなければならない。	94	合併企業は、簿記総合計算帳簿、簿記分析計算帳簿等の財政簿記文書を保有していなければならない。
97	合併企業の経営計算は、朝鮮ウォンで行う。 当事者が合意して、外貨でも経営計算を行うことができる。この場合、朝鮮ウォンに換算して、財政簿記文書に記入しなければならない。 外貨に対する朝鮮ウォンの換算は、当該時期、貿易銀行が定めた外貨交換及び決済相場で行う。	95	合併企業の経営計算は、朝鮮ウォンで行わなければならない。 当事者が合意して、外貨でも経営計算を行うことができる。この場合、朝鮮ウォンに換算して、財政簿記文書に記入しなければならない。 外貨に対する朝鮮ウォンの換算は、貿易銀行機関が定めた当該時期の外貨交換レートで行う。
98	合併企業の出資証書、年間決算報告文書、清算報告文書は、簿記検証事務所の検証を受けなければ効力を有さない。		
99	合併企業の財政簿記文書は、保存年限に合わせて保管しなければならない。	96	合併企業の財政簿記文書は、共和国の当該法規にに合わせて保管しなければならない。
100	合併企業は、固定資産を取得した日から1カ月以内に、政務院対外経済機関又は地帯当局（以下、固定資産登録機関とする。）に登録しなければならない。	97	合併企業は、固定資産を取得した日から1カ月以内に、中央貿易指導機関又は地帯管理機関（以下、固定資産登録機関とする。）に登録しなければならない。
101	合併企業は、登録された固定資産を廃棄、譲渡し、あるいは抵当に入れることができる。この場合、理事会で討議決定した後5日以内に、該当する通知書を固定資産登録機関に提出しなければならない。 通知書には、固定資産を処理した根拠を明らかにし、簿記検証事務所の検証書を添付しなければならない。	98	合併企業は、登録された固定資産を廃棄、譲渡し、又は抵当に入れることができる。この場合、理事会で討議決定した後5日以内に、該当する申請文書を固定資産登録機関に提出し合意を得なければならない。 申請文書には、固定資産を処理した根拠、処理の結果等の必要内容を明らかにしなければならない。
102	固定資産減価償却費は別途に積み立てておき、固定資産を更新又は補修するのに使用しなければならない。必要な場合には、流動資金としても使用することができる。固定資産減価償却費を流動資金として使用する場合には、次の四半期内に償還しなければならない。	99	合併企業は、固定資産減価償却費を別途に積み立てておき、固定資産を更新又は補修するのに使用しなければならない。 固定資産減価償却金は、流動資金としても使用することができる。 固定資産減価償却費を流動資金として使用する場合には、次の四半期内に償還しなければならない。
103	合併企業は、1年に1回以上、固定資産の在庫調べを行わなければならない。固定資産の在庫調べを行なった場合には、その状況を固定資産登録機関に通知しなければならない。 合併企業は、月又は四半期毎に流動資産の在庫調べを行い、資産に過不足がある場合、それに対する対策を講じなければならない。	100	合併企業は、固定資産に対する在庫調べを1年に1回以上行わなければならない。 固定資産の在庫調べを行なった場合には、固定資産在庫調べ報告文書を固定資産登録機関に提出しなければならない。 合併企業は、流動資産を月又は四半期毎に在庫調べを行い、資産に過不足がある場合、それに対する対策を講じなければならない。
104	合併企業は、共和国の外貨管理と関連した法規に従い、外貨を利用しなければならない。	101	合併企業は、外貨の管理と利用を共和国の外貨管理と関連した法規に従い、行わなければならない。
105	合併企業は、外貨管理機関との合意の下に、貿易銀行又は貿易銀行以外の共和国領域内にあるその他の銀行に朝鮮ウォン口座、外貨ウォン口座、外貨口座を開設しなければならない。 口座を開設しようとする場合には、銀行口座開設申請書を当該銀行に提出しなければならない。	102	合併企業は、共和国の外国為替銀行に朝鮮ウォン口座及び外貨口座を開設し、利用しなければならない。
106	合併企業は、経営活動に必要な朝鮮ウォン又は外貨を当該取引銀行に入金し、定められたところに従い使用しなければならない。		
107	合併企業は、共和国領域内又は外国にある銀行から経営活動に必要な資金の貸付を受けることができる。 外国の銀行から貸付を受けた場合には、それについて外貨管理機関に通知しなければならない。	103	合併企業は、経営活動に必要な資金を、共和国領域内又は外国にある銀行から貸付を受けることができる。 経営活動に必要な資金を外国の銀行から貸付を受けた場合には、それについて外貨管理機関に通知しなければならない。
108	合併企業は、外国にある銀行に口座を開設することができる。この場合、外貨管理機関に口座を開設する銀行名と開設根拠を明らかにした文書、企業創設承認書写本を提出し、合意を得なければならない。	104	合併企業は、外国にある銀行に口座を開設することができる。この場合、外貨管理機関に口座を開設する外国銀行の名称と開設根拠を明らかにした申請文書、企業創設承認文書写本を提出し、合意を得なければならない。
109	合併企業は、外貨を外国にある銀行に預け入れようとする場合、外貨管理機関の承認を受けなければならない。	105	合併企業は、外貨を外国にある銀行に預け入れようとする場合、外貨管理機関の承認を受けなければならない。

旧条	旧条文	新条	新条文
110	外国にある銀行に口座を開設した合併企業は、四半期毎に、四半期が終了した日から30日以内に、その口座の外貨収入、支出と関連した文書を外貨管理機関に提出しなければならない。	106	外国にある銀行に口座を開設した合併企業（地帯内の合併企業を除く）は、四半期毎にその口座の外貨収入、支出と関連した文書を、四半期が終了した日から30日以内に中央貿易指導機関及び外貨管理機関に提出しなければならない。
111	合併企業は、機関、企業所、個人と外貨現金取引を行うことができない。共和国領域内にある消費商品を購入しようとする場合には、外貨と交換した朝鮮ウォンを使用しなければならない。	107	合併企業は、共和国領域内で、共和国の機関、企業所、個人と外貨現金取引を行うことができない。
112	合併企業に入金された朝鮮ウォン出資金は、共和国領域内にある原料及び資材の購入費として使用し、又は労働力費、対外事業費、税金、使用料等の支出に使用することができる。	108	合併企業に出資分として出資された朝鮮ウォン又は中央貿易指導機関が定めた手続きに従い合併製品を共和国の機関、企業所に販売して得た朝鮮ウォンは、共和国領域内にある原料及び資材の購入費として使用し、又は労働力費、対外事業費、利用料等の支出に使用することができる。入金された朝鮮ウォン出資金は、共和国領域内にある原料及び資材の購入費として使用し、又は労働力費、対外事業費、税金、使用料等の支出に使用することができる。
113	合併企業は、廃棄物と副産物を処理して得た朝鮮ウォンを取引銀行の口座に別途に積み立て、指定された項目に使用することができる。	109	合併企業（地帯内の合併企業を除く）は、副産物を処理して得た朝鮮ウォンを取引銀行の口座に別途に積み立て、指定された項目にのみ使用することができる。
114	合併企業は、共和国領域内にある保険機関の保険に加入しなければならない。	110	合併企業は、共和国領域内にある保険機関の保険に加入しなければならない。
<b>第七章 決算及び分配</b>		<b>第七章 決算及び分配</b>	
115	合併企業の決算年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。 企業を創設した年の決算年度は、企業創設日から12月31日までとし、企業を解散した年の決算年度は、その年の1月1日から解散された日までとする。	111	合併企業は、経営活動と関連した決算を行わなければならない。 合併企業の決算年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。 企業を創設した年の決算年度は、企業創設日から12月31日までとし、企業を解散した年の決算年度は、その年の1月1日から解散された日までとする。
116	合併企業の年間決算は、翌年の2月以内に、総収入から原価とその他の支出を差し引いて、決算利潤を確定する方法で行う。	112	合併企業の年間決算は、翌年の2月以内に、総収入から原価とその他の支出を差し引いて、決算利潤を確定する方法で行う。
117	合併企業は、登録資本の25%に該当する金額になるときまで、毎年得た決算利潤の5%に該当する金額を予備基金として積み立てなければならない。 予備基金は、合併企業の欠損の補填又は登録資本の増大にのみ使用することができる。	113	合併企業は、登録資本の25%に該当する金額になるときまで、毎年得た決算利潤の5%に該当する金額を予備基金として積み立てなければならない。 予備基金は、合併企業の欠損の補填又は登録資本の増大にのみ使用することができる。
118	合併企業は、決算利潤の10%の範囲内で、生産拡大及び技術発展基金、従業員のための賞金基金、文化厚生基金、養成基金等の必要な基金をつくらなければならない。 基金の種類及び規模並びに利用対象及び範囲は、理事会で討議決定する。	114	合併企業は、決算利潤の10%まで、拡大再生産及び技術発展基金、従業員のための賞金基金、文化厚生基金、養成基金等の必要な基金を積み立て、自己の計画に従い使用しなければならない。
119	合併企業は、共和国の税金と関連した法規範に従い、企業所得税を納付しなければならない。 共和国領域外に居住する共和国国籍を有する朝鮮同胞と行う地帯内の合併企業は決算利潤の14%、地帯外の共和国領域内にある合併企業は決算利潤の20%を、各々企業所得税として納める。	115	合併企業は、共和国の税金と関連した法規範に従い、該当する税金を納付しなければならない。
120	合併企業は、利潤が生じた年から次の通り、企業所得税の減免を受けることができる。 1. 奨励対象の合併企業と地帯内の生産部門合併企業が10年以上企業を運営する場合には、利潤が生じる年から3年間免除し、その後2年間は50%の範囲で軽減することができる。 2. 共和国領域外に居住しながら共和国国籍を有する朝鮮同胞と行う地帯外の生産部門合併企業と地帯内のサービス部門合併企業が10年以上、企業を運営する場合には、利潤が生じる年から1年間免除し、その後2年間は50%の範囲で軽減することができる。 3. 地帯外の共和国領域で朝鮮同胞と行う合併企業と地帯内の合併企業が総投資額6,000万ウォン以上となるインフラ建設部門に投資する場合には、利潤が生じた年から4年間免除し、その後3年間は50%の範囲で軽減することができる。		
121	企業所得税の減免を受けようとする合併企業は、企業所得税減免申請書を当該税務機関に提出しなければならない。		
122	税務機関は、企業所得税減免申請書を受理した日から10日以内に検討し、承認又は否決する通知を申請者に行わなければならない。 企業所得税の減免を承認する場合には、企業所得税減免承認書を発給しなければならない。		
123	合併企業が企業所得税の減免の承認を受けた後10年以内に解散する場合には、すでに減免を受けた企業所得税額を納めなければならない。		
124	合併企業の前年度損失は、予備基金で補填することができる。 前年度の損失を予備基金ですべて補填することができない場合には、当該年度の決算利潤から企業所得税を納めて残った利潤で補填することができるが、連続して4年を超えることはできない。	116	合併企業の前年度損失は、予備基金で補填することができる。 前年度の損失を予備基金ですべて補填することができない場合には、当該年度の決算利潤から企業所得税を納めて残った利潤で補填することができるが、連続して4年を超えることはできない。
125	合併企業の四半期及び年間財政簿記決算文書は、財政検閲員の検閲を受けなければならない。	117	合併企業の四半期及び年間財政簿記決算文書は、財政検閲員の検閲を受けなければならない。
		118	合併企業の年間決算文書は理事会の批准を受けなければならない。
126	合併企業は、財政検閲員の検閲を受けた年間財政簿記決算文書を理事会で批准した後、利潤を分配しなければならない。 利潤分配は、決算利潤から企業所得税を納め、必要な基金を控除した後、出資分に従い、合併企業当事者間に分ける方法で行う。出資分に関係なく、合併契約に従い利潤を分配することもできる。	119	利潤分配は、決算利潤から企業所得税を納め、必要な基金を控除した後残った利潤を、出資分に従い、合併企業当事者間で分ける方法で行う。出資分に関係なく、合併契約に従い利潤を分配することもできる。
127	合併企業は、四半期決算文書を四半期が終了した翌月の15日以内に、年間決算文書を決算年度が終了した翌年の2月末日までに、各々当該企業所創設審査承認機関、税務機関及び外貨管理機関に提出しなければならない。 年間決算文書には、簿記検証事務所の検証報告書が添付されなければならない。	120	合併企業は、四半期決算文書を四半期が終了した翌月の15日以内に、年間決算文書を決算年度が終了した翌年の2月末日までに、中央財政機関、中央貿易指導機関（地帯では地帯管理機関）に提出しなければならない。 決算文書には、簿記検証事務所の検証文書を添付しなければならない。



旧条	旧条文	新条	新条文
128	外国の合併当事者は、分配された利潤の一部又は全部を共和国領域内に再投資する場合、すでに納付した企業所得税から再投資分に該当する企業所得税の一部又は全部の返還を受けることができる。 再投資分に該当する企業所得税の返還を受けようとする場合には、税務機関に企業所得税返還申請書を提出しなければならない。再投資した資本を投資した日から5年以内に撤収する場合には、返還を受けた企業所得税額に該当する金額を納めなければならない。	121	合併当事者は合併企業で得た利益金を合併企業に再投資することができる。
129	外国の合併当事者は、企業運営で得た利潤及びその他の所得、企業を清算して分配された資金を、税金がかからず共和国領域外に持ち出すことができる。 共和国領域外に外貨を送金しようとする場合には、送金申請書を当該銀行に提出しなければならない。	122	外国側合併当事者は、企業運営で得た利潤及びその他の所得、企業を清算して分配された資金を、税金がかからず共和国領域外に持ち出すことができる。 共和国領域外に外貨を送金しようとする場合には、送金申請書を当該銀行に提出しなければならない。この場合、送金申請書には中央貿易指導機関の確認文書が添付しなければならない。
<b>第八章 存続期間及び解散</b>		<b>第八章 存続期間及び解散</b>	
130	合併企業の存続期間は、合併契約に定められた通りとし、存続期間の計算は、企業を登録した日から行う。	123	合併企業の存続期間は、合併契約に定められた通りとする。 存続期間の計算は、企業を登録した日から行う。
131	合併企業は、存続期間を延長することができる。この場合、その期間の終了6か月前に、理事会で討議検討した後、企業創設審査承認機関に存続期間延長申請書を提出し、承認を受けなければならない。	124	合併企業の存続期間は、合併当事者が合意して延長することができる。この場合、その期間の終了6か月前に、理事会で討議決定した後、中央貿易指導機関に存続期間延長申請書を提出し、承認を受けなければならない。
132	企業創設審査承認機関は、合併企業の存続期間延長申請書を受理した日から30日以内に、それを審査し、承認又は否決する決定を下した後、申請者に該当する通知書を送付しなければならない。	125	中央貿易指導機関は、合併企業の存続期間延長申請書を受理した日から30日以内に、それを審査し、承認又は否決する決定を下した後、申請者に該当する通知書を送付しなければならない。
133	合併企業は、存続期間延長承認通知書を受け取った日から20日以内に、企業登録機関と税務登録機関に存続期間変更登録申請書を提出しなければならない。 存続期間変更登録申請書には、企業名と所在地、延長期日等を明らかにし、存続期間延長承認通知書写本を添付しなければならない。	126	合併企業は、存続期間延長承認通知書を受け取った日から20日以内に、当該企業登録機関、営業許可機関、税務機関、税関に存続期間変更登録申請書を提出しなければならない。 存続期間変更登録申請書には、企業名称及び所在地、延長期日等を明らかにし、存続期間延長承認通知書写本を添付しなければならない。
134	企業登録機関、税務登録機関は、合併企業の存続期間変更登録申請書に従い、該当する変更登録を行い、企業登録証、税務登録証等の該当する証書を再発給しなければならない。	127	企業登録機関、営業許可機関、税務機関は、合併企業の存続期間変更登録申請書に従い、当該変更登録を行った後、企業登録証、営業許可証、税務登録証を再発給しなければならない。
135	合併企業は、次の各号に一に該当する場合に解散される。 1. 裁判所が企業の破産を宣告した場合 2. 企業の存続期間が終了した場合 3. 合併当事者が契約義務を履行せず、又は支払能力がなく企業の存続が不可能な場合 4. 自然災害等の不可抗力的事由で企業を営営することができない場合 5. 理事会で企業の解散を決定した場合 6. 企業創設承認又は企業登録が取り消された場合	128	合併企業は、次の各号に一に該当する場合に解散される。 1. 企業の存続期間が終了した場合 2. 合併当事者が契約義務を履行せず、又は支払能力がなく企業の存続が不可能な場合 3. やむを得ない事情で企業を営営することができない場合 4. 理事会で企業の解散を決定した場合 5. 裁判所が企業の破産を宣告した時 6. その他法規に重大に違反した時
136	合併企業は、企業の存続期間が終了した場合、支払能力がなく企業の存続が不可能な場合、不可抗力的事由により企業を営営することができない場合、理事会で企業解散を決定した場合、企業解散申請書を企業創設審査承認機関に提出しなければならない。 企業解散申請書には、解散根拠を明らかにし、理事会決定書（不可抗力的事由により企業を解散する場合には、公証機関の公証文書）を添付しなければならない。	129	合併企業は、企業の存続期間が終了した場合、支払能力がなく企業の存続が不可能な場合、やむを得ない事情で企業を営営することができない場合、理事会で企業解散を決定した場合、企業解散申請書を中央貿易指導機関に提出しなければならない。企業の解散申請書には、解散根拠を明らかにし、それを確認できる文書を添付しなければならない。
137	合併当事者が契約義務を履行しないで企業を解散する場合、被った損害は責任ある当事者が補償しなければならない。	130	合併当事者が契約義務を履行しないで企業を解散する場合、被った損害は責任ある当事者が補償しなければならない。
138	企業創設審査承認機関は、企業解散申請書を受理した日から10日以内に、それを審査し、承認又は否決する決定を下した後、該当する通知書を申請者に送付しなければならない。	131	中央貿易指導機関は、企業解散申請書を受理した日から10日以内に、それを審査し、承認又は否決する決定を下した後、該当する通知書を申請者に送付しなければならない。
139	合併企業は、解散が承認された日から15日以内に、理事会で討議し、清算委員会を組織しなければならない。清算委員会委員には、合併企業の責任者、債権者代表、簿記検証員、企業創設審査承認機関の代表者が含まれなければならない。	132	合併企業は、解散が承認された日から15日以内に、理事会で討議し、清算委員会を組織しなければならない。 清算委員会委員には、合併企業の責任者、債権者代表、合併当事者、その他の必要な成員が含まれなければならない。
140	合併企業が定められた期間内に清算委員会を組織しない場合、債権者は裁判所に清算委員会を組織することを要求することができる。	133	合併企業が定められた期間内に清算委員会を組織しない場合、債権者は裁判所に清算委員会を組織することを要求することができる。
141	清算委員会を組織することに対する債権者の要求がある場合、裁判所が企業の破産を宣告した場合、企業創設承認又は企業登録が取り消された場合、裁判所又は企業創設審査承認機関は、清算人を任命して清算委員会を組織しなければならない。	134	清算委員会を組織することに対する債権者の要求がある場合及び共和国の裁判機関が企業の破産を宣告した場合、企業創設承認又は企業登録が取り消された場合、裁判機関は清算人を任命した後、清算委員会を組織しなければならない。
142	清算委員会は、次の各号に掲げる任務と権限を有する。 1. 債権者会議を招集し、代表を選出する。 2. 企業の財産及び公印を引き継ぎ、財産を管轄する。 3. 債権債務関係を確定し、貸借対照表及び財産目録を作成する。 4. 企業の財産に対する価値を再評価し、清算案を作成する。 5. 取引銀行、税務機関、企業登録機関に企業の解散について通知する。 6. 終了できない当該業務を引き継ぎ、処理する。 7. 税金を納め、債権債務を清算し、残った財産を処理する。 8. その他、清算と関連して提起される問題を処理する。	135	清算委員会は、次の各号に掲げる任務と権限を有する。 1. 債権者会議を招集し、代表を選出する。 2. 企業の財産及び公印を引き継ぎ、管轄する。 3. 債権債務関係を確定し、貸借対照表及び財産目録を作成する。 4. 企業の財産に対する価値を再評価し、清算案を作成する。 5. 取引銀行、税務機関、企業登録機関に企業の解散について通知する。 6. 終了できない当該業務を引き継ぎ、処理する。 7. 税金を納め、債権債務を清算し、残った財産を処理する。 8. その他、清算と関連して提起される問題を処理する。
143	清算委員会は、組織された日から10日以内に、債権債務者に企業の解散について通知し、公示しなければならない。	136	清算委員会は、組織された日から10日以内に、債権債務者に企業の解散について通知しなければならない。
144	債権者は、解散通知を受け取った日から30日（通知を受け取れなかった場合には、解散公示を行なった日から90日）以内に、債権請求書を清算委員会に提出しなければならない。 債権請求書には、債権の内容及び根拠を明らかにし、該当する確認文書を添付しなければならない。	137	債権者は、解散通知を受け取った日から30日以内に、債権請求書を清算委員会に提出しなければならない。 債権請求書には、債権者名、債権の内容及び根拠を明らかにし、該当する確認文書を添付しなければならない。

旧条	旧条文	新条	新条文
145	清算委員会は、債権請求書を受理した順序に債権を登録し、清算案に従い、債権を清算しなければならない。 清算案は、企業を解散した理事会又は裁判所若しくは企業創設審査承認機関の合意を得なければならない。	138	清算委員会は、債権請求書を受理した順序に債権を登録し、清算案に従い、債権を清算しなければならない。 清算案は、企業を解散した理事会又は中央貿易指導機関（企業の破産を宣告した場合には裁判機関）の合意を得なければならない。
146	合併企業の清算財産は、清算費用、清算委員会委員の報酬、従業員の労働報酬、企業所得税、企業の債務の順に処理しなければならない。処理して残った財産は、合併当事者の出資分に従い分配しなければならない。	139	合併企業の清算財産は、清算事業と関連した費用、税金、従業員の労働報酬、企業の債務の順に処理し、残った財産は、合併当事者の出資分に従い分配しなければならない。
147	清算委員会（裁判所が組織した清算委員会は除く）は、企業の財産が債務より少ない場合、当該裁判所に破産宣告を申請しなければならない。 裁判所の判決により破産が宣告された場合には、清算事業を裁判所に引き渡さなければならない。	140	清算委員会（裁判機関が組織した清算委員会は除く）は、企業の財産が債務より少ない場合、当該裁判機関に破産宣告を申請しなければならない。 裁判機関の判決により破産が宣告された場合には、清算事業を裁判所に引き渡さなければならない。
148	清算委員会は、清算事業が終了した場合、清算事業が終了した日から10日以内に、清算報告書を作成し、企業創設審査承認機関に提出しなければならない。 破産による清算事業を終了した場合には、裁判所にも清算報告書を提出しなければならない。	141	清算委員会は、清算事業が終了した場合、清算事業が終了した日から10日以内に、清算報告文書を作成し、中央貿易指導機関（企業の破産による清算事業が終了した場合は裁判機関）に提出しなければならない。
149	清算委員会は、清算事業が終了次第、企業登録証と営業許可証、税務登録証を当該機関に返還し、取引銀行に企業口座の取消申請を提出しなければならない。	142	清算委員会は、清算事業が終了次第、企業登録証、営業許可証及び税務登録証を当該機関に返還すると共に、取引銀行に企業口座の取消申請を提出しなければならない。
150	清算委員会委員は、清算事業の結果について、清算委員会を組織した理事会又は裁判所、企業創設審査承認機関に対して責任を負う。	143	清算委員会委員は、清算事業の結果について、清算委員会を組織した理事会、中央貿易指導機関、裁判機関に対して責任を負う。
151	企業登録機関は、合併企業の解散を登録し、公示しなければならない。	144	企業登録機関及び当該機関は、解散した合併企業を登録から削除しなければならない。
<b>第九章 監督統制及び紛争解決</b>		<b>第九章 監督統制及び紛争解決</b>	
152	政務院対外経済機関、地帯当局、企業登録機関は、合併企業と関連した法規範の遵守状況を日常的に監督統制しなければならない。 税務登録機関は、必要な場合、合併企業の財政簿記文書と現物を検閲しなければならない。	147	中央貿易指導機関（地帯では地帯管理機関）は、合併企業と関連した法規範の遵守状況を日常的に監督統制しなければならない。 税務登録機関は、必要な場合、合併企業の財政文書を検閲することができる。
153	監督統制機関は、合併企業が次の各号に掲げる行為を行なった場合、それを是正させ、程度に応じて1万ウォンから10万ウォンまでの罰金を支払わせ、情状に応じて営業を中止させたり、企業を解散させることができる。 1. 企業清算文書、企業登録文書、税務文書、財政簿記文書を事実と合わないで作成提出した場合 2. 定められた簿記帳簿以外の他の簿記帳簿を保有した場合 3. 定められた基金を法及び規定の通りに積み立てしなかった場合 4. 企業の清算について債権者に通知しなかった場合 5. 登録された企業の名称ではない他の名称を使用している場合 6. 変更事項を定められた期間内に登録しなかった場合 7. 承認なく支社を設立した場合 8. 法に反して利潤を分配した場合 9. 承認された業種以外の営業を行なった場合 10. 定款を恣意的に修正した場合 11. 登録資本を承認なく減らした場合 12. 承認なく6か月以上営業を中止した場合		
154	出資する現物の価格、質及び数量を契約と異なり騙して出資した場合には、契約価格及び評価価格の差額に該当する金額を、職権を濫用して不法に収入を得た場合又は企業の財産に損害を与えた場合には、その所得額又は損失額の1～5倍に該当する金額を、財産評価、簿記検証を偽って行なった場合には、それによって得た不法所得額の1～5倍に該当する金額を、出資した財産を引き出した場合には、それを是正させ、その財産の10～20%に該当する金額を、個人名義で銀行口座を開設し、企業の財産を預金した場合には、それを是正させ、不法所得額の5～10倍に該当する金額を、各々個人罰金として支払わせる。		
155	文書の受理、審査承認、監督統制事業を法規範の要求通りに行なわなかった場合には、行政法的制裁と関連した法規範に従い、該当する制裁を科す。		
156	本規定に反した行為が重大な場合には、刑事的責任を負う。	148	本規定に反した場合には、程度により営業中止、没収、罰金適用等の制裁を与え、違反行為が重大な場合には刑事的制裁を負う。
157	合併企業は、当該職員の行為について意見がある場合、当該職員が属する上級機関に申訴、請願を行うことができる。 申訴、請願を受理した機関は、それを受理した日から30日以内に、審議処理しなければならない。	145	合併企業と関連して意見がある場合には申訴を行うことができる。 申訴は受理した日から30日以内に、処理しなければならない。
158	合併事業と関連して生じた意見の相違は、協議の方法で解決する。 協議の方法で解決することができない場合には、共和国の裁判機関又は仲裁機関に提起して解決する。 紛争事件は、当事者の合意に従い、第三国の仲裁機関に提起して解決することもできる。	146	合併事業と関連して生じた意見の相違は、協議の方法で解決する。 協議の方法で解決することができない紛争事件は、共和国の裁判機関又は仲裁機関に提起して解決する。 紛争事件は、合併当事者間の合意に従い、第三国の仲裁機関に提起して解決することもできる。

# *Small-Scale Energy Development in Northeast Asia: Experience, Prospects and Social Implications of Solar PV in Mongolia*

D. Nachin

Visiting Researcher, Research Division, ERINA

The priority for small-energy development in many cases is economic growth and the alleviation of poverty. As of today, one-third of the world's population has no access to commercial energy. Many live in low-income developing countries, including some in Northeast Asia.

Small-scale energy development may play a key role in the eradication of disparities in standards of living, per capita electricity consumption, access to information and modern communications, and medical and educational services. On the other hand, it is necessary to develop renewable energy resources. The development of small-scale energy systems may play a part in increasing social stability. Government subsidies, incentives encouraging the utilization of renewable energy sources and the inclusion of these in the national energy policy portfolio are needed.

This paper looks at the utilization of solar PV (photovoltaics) in Mongolia as an example of small-scale clean energy.

## 1. Introduction

The priorities for small-scale energy development in many cases are the support of economic growth and alleviation of poverty. At present, such as the 40% or so of the Mongolian population that currently has no access to electricity.

Small-scale energy development may play a key role in the eradication of disparities in standards of living, per capita electricity consumption, access to information and modern communications, and medical and educational services. On the other hand, it is necessary to develop and use renewable energy resources, including solar energy.

## 2. Renewable energy sources

**Wind energy:** In Mongolia, the wind blows anywhere and at any time. The potential reserve of wind energy is 836.8 billion kilowatt hours (kWh), with an average possible utilization period of 3,500-4,600 hours each year. An average wind velocity of 4-5 m/s prevails in the southeastern part of the country, covering 60% of the territory with a wind energy reserve of over 100 Watts per square meter (W/sq. M).

There are 52 soums<sup>1</sup> in this part of the country, where 100-150 kW wind turbine generators could be installed. Some projects for evaluating wind generators operating in tandem with existing diesel generators or the grid network

are under consideration.

Smaller 50W windmills manufactured by the domestic company Monmar Co., Ltd. are available for 167,000 togrog (MNT)<sup>2</sup>, for use in pastoral livestock farming, but not in sufficient quantity. 3-5 kW windmills have been approved for use in activities involving greater consumption, such as water pumping and powering some facilities at summer settlements. Winter settlements are usually established on windless, sunny sites. The publication of the Wind Energy Atlas of Mongolia by the National Renewable Energy Laboratory (2001) of the U.S. Department of Energy will be very useful for designing wind power generators.

**Solar energy:** Mongolia, the "Land of Blue Sky", enjoys more than 260 sunny days a year, typically between 2,250 and 3,300 hours each year. There are no more than two consecutive days without sun. Its average altitude of about 1,600 meters above sea level provides comparatively favorable conditions for the utilization of solar energy (Tsegmid 1969). It is estimated that the southern part of the country receives on average between 4.3-4.7 kWh/sq. m of solar energy per day. Solar PV research work, which started at the beginning of the 1970s, showed that, compared with diesel/gasoline generators, PV modules are just as feasible for the purposes of powering radios, portable TV sets, lighting ger<sup>3</sup>, meeting soum hospitals' needs, pumping water, and for radio relay transmission trunk lines. Currently about 3% of herder families use solar PV modules for lighting purposes.

**Hydro-energy:** In Mongolia, about 20 hydro sites have been identified, with installed capacities ranging from 5 Megawatts (MW) to 110MW. However, these are mainly situated in the mountainous western part of Mongolia, far from the central grid. Therefore, these resources would probably be expensive to develop. A couple of projects have been devised, which involve constructing hydroelectric power stations to be connected to the existing network in order to decrease the peak hour load and reduce imports of electricity from abroad. Some micro hydroelectric generators are in use at summer settlements.

**Conventional ovens for cooking in and heating ger:** For cooking purposes, the utilization of gas stoves with an appropriate scheme of gas provision could also be considered. Fuel (wood, coal, animal dust, etc.) fuller burning and smokeless ovens are chosen for local

<sup>1</sup> Rural district in Mongolian prefectures

<sup>2</sup> Mongolian currency unit: MNT 1124 = US\$1, as of late 2002

<sup>3</sup> Tent made from felt forming the traditional residence of herders

production and distribution to those living in ger. (Khuldorj 1999). On the other hand, recent proposals<sup>4</sup> for cooperation with Russia in the field of natural gas allow its practical use in households (cooking and heating).

**Other sources of energy:** Bioelectricity has been proven to be a feasible option for meeting the current and projected electricity needs of rural areas in many developing countries. There are about 50 remote villages in the northern part of Mongolia where biogasifiers could be feasible.

### 3. Solar PV cells and their utilization

PV systems can be installed in remote villages or homes. Solar PV cells are proven to be capable of converting 15% of incident solar energy into electricity. Their modularity enables them to deal with loads ranging from a few milliwatts to several megawatts. Solar PV could be the energy technology of choice for many households, hospitals, schools, farmers, and telecommunications companies. Home PV systems are most economical in remote locations and can be used to power lights or small appliances such as radios/TV sets. A 50W solar PV system provides approximately 10 to 15 kWh/month to a household.

PV systems can be used to power vaccine refrigerators, sterilization equipment, emergency radios and other critical loads, lighting and computers. The cost of PV modules per watt of generating capacity has decreased from \$15 in the mid-1980s to around \$4 today. There has been a rapid expansion in sales of household PV systems, with nearly a half a million installed in developing countries (World Bank 2002).

The use of PV systems results in improved quality of life through access to such services as education, medical care, and information to support small business development. The provision of lighting is the biggest incentive for rural households to introduce PV systems. A typical 50W solar PV system for household use offsets about 400 kg of CO<sub>2</sub> emissions annually (World Bank 2002).

Larger PV systems are used in remote areas to supply power for telecommunications and decentralized drinking water supply systems. Water supply ranges from as little as 0.3 liters per day for drip irrigation to over one thousand liters per day for a village water supply. Both residential and community use of PV can be promoted by such mechanisms as government subsidies. One example of this is the special program implemented in Japan, which subsidized the installation of grid-connected 3.5 kW PV systems in homes. (NEF 2002)

### 4. Pastoral livestock farming in Mongolia

Animal husbandry based on natural pastureland plays

an important role in the Mongolian economy. The problem of electricity supply is the main obstacle to operating wells and increasing water supply. The country's 26 million livestock are farmed in the traditional pastoral way. About a third of pastures (total 129 million hectares) are not being used because of a shortage of water, putting a pressure on the pastureland that is utilized. Of the 24,600 wells built in the period up to 1991, only 8,200 were in operation in 2001 (Table 1). In the husbandry sector, about 185,500 families were engaged in producing primary livestock products, of which, only about 13% had access to electricity in 2001.

Table 1. Some Social Indicators of Herders in Mongolia

	1991	2001
Number of herders	245,000	407,000
Number of herder households	114,900	185,500
Number of herder households with electricity	12,300	24,800
Number of wells	24,600	8,200

Source: National Statistical Office of Mongolia (2002) Mongolian Statistical Yearbook 2001. Ulaanbaatar: NSO.

As a result of the loss of herds during "zhud"<sup>5</sup>, the number of these families decreased by 6,000 in 2001 on the previous year. The pasture around urbanized settlements such as district and province centers is practically exhausted, because herders try to keep their herds as close as possible to markets and public services. As a consequence, a large portion of the nation's livestock has been lost. Such a situation should be corrected by all possible means, including better energy provision.

Urban and rural household inequalities are also growing wider. Increased exports of livestock products and the high share of the labor force engaged in the agricultural sector (49%) mean that greater attention should be paid to the problem of supplying electricity to such families. Tables 2 and 3 demonstrate that electricity consumption in Mongolia is at about the same level as in some countries of Central Asia. However, electrical power consumption by households in rural areas is very low and they could be considered to suffer from "energy poverty". The lack of a reliable electricity supply to herder families causes problems. Many families are completely without information about weather forecasts, markets and news due to the lack of power supply. Access to clean water sources is also limited, while the health and education services in remote areas are inadequate.

#### 1) Use of solar PV for pastoral livestock farming

Mongolia's geographical and meteorological characteristics ensure that PV is the first choice in terms of renewable energy sources for use in pastoral livestock farming. Tests of PV modules designed to ascertain herding families' minimum demand for electricity showed that a

<sup>4</sup> Joint communique on the official visit of Prime Minister Mikhail Kasyanov of the Russian Federation to Mongolia, April, 2002, Ulaanbaatar, Mongolia, [www.extmin.mn/kasianovCV.htm](http://www.extmin.mn/kasianovCV.htm) (30 May 2002).

<sup>5</sup> If the "zhud" natural disaster in 2000 resulted in a 10% loss from 33 million herds, then the one in 2001 will mean a 15% loss from 30 million herds. However, the reasons for these losses differ from one case to another. Herds die because of a shortage of feed or no access to dry grass, due to heavy snow fall on pastures covering large areas, or a lack of snow, which is a source of water (black zhud), and/or an extremely low temperature. Losses will also be incurred if there was a drought the previous summer.

Table 2. Electricity Production and Consumption in Mongolia

	1990	2001
Total resources, million kWh	3,576	3,213
Consumption, million kWh	2,719	1,948
-Agriculture, million kWh	116	17
-Communal housing, million kWh	349	476
Total population, million	2.0977	2.4425
-Urban population, million	1.1957	1.3971
-Rural population, million	0.902	1.0454
Electricity produced per capita, kWh	1,664.0	1,235.0
*Electricity consumed per capita, kWh	948.7	797.5
*Household electricity consumption per capita in urban areas, kWh	291.9	340.7
*Household electricity consumption per capita in rural areas, kWh	128.6	16.3

Source: National Statistical Office of Mongolia (2001), (2002) Mongolian Statistical Yearbook 2000 and 2001. Ulaanbaatar: NSO

\* - derivative data

Table 3. Electricity Consumption in Some Countries (1999 data)

Country	Population, million	GDP, billion US dollars (1995)	Electricity consumption, kWh/capita
China	1,260.32	1,112.84	936
Mongolia	2.40	0.90	1,253
Kyrgyz	4.87	4.14	1,585
Turkmenistan	4.78	4.63	1,319

Source: International Energy Agency (2001). Key World Energy Statistics from the IEA 2001, Paris: OECD.

system of around 50W PV is economically feasible compared with gasoline generators. Feasibility analyses have also been carried out on other PV applications in pastoral livestock farming (Galbaatar and Nachin 1982).

The feasibility of PV use in ger has also been confirmed by research carried out by international organizations, including UNDP and NEDO (New Energy and Industrial Technology Development Organization), Japan. Based on the results of these tests, a project to construct a solar PV module assembly plant was drafted. This was later approved and 0.5MW PV modules can now be produced domestically. The products from this plant were primarily designed for installation on radio relay transmission trunk lines atop mountains. The government of Mongolia has announced the "100,000 solar ger" project (GOM 1999). Under the project's first stage, solar PV systems were installed in 826 herder homes, with 409 of those systems being capable of receiving TV broadcasts (GOM 2002).

## 2) PV modules for lighting ger

12W, 24W and 55W PV systems containing an automotive battery with a capacity of 30-70 Ampere hours (Ah), an electronic block to prevent overcharging /deep recharging, and a daylight tube have been designed for lighting ger. Installation costs range between 175,000-347,220 togrog or US\$150-300. While 5,100 herder families are considered to have access to electricity,

equipping the remaining 180,400 families would cost between US\$27 million and US\$54 million.

## 3) PV modules for soums

Currently there are about 200 soums that still have to use diesel generators because they are not yet connected to Mongolia's central electricity grid. Most of these diesel generators (each soum center has 2-3 diesel generator sets with a rating of 100-200 kW) run for a limited period of time, usually between 18:00-23:00, in order to save fuel. Annually, the central government provides about 5 billion togrog (US\$5 million) of subsidies to run these generators. Since these diesel generators operate in the evenings, the installation of PV systems in high-priority public service facilities, including hospitals, schools, post and telecommunications offices, and water pumping units is needed.

## 4) PV modules for hospitals and schools

A 200W PV system, which is able to light 2-3 rooms and power a small refrigerator, is probably the smallest unit that could supply electricity to hospitals located in soum centers. For a school, a 250W PV system may be the smallest feasible size. However, installed capacity could be increased gradually according to the financial means and size of each hospital or school.

As mentioned earlier, because of interruptions to the electricity supply, the use of computers in schools and advanced medical equipment in hospitals is limited, so solar PV systems should be upgraded at least to 3 kW level (NEF 2002)<sup>6</sup>. At present, social services such as education and medical treatment are mainly under state control, so subsidies to purchase PV systems should be provided by the government.

## 5) New options for rural electric supply

The modularity of PV makes it ideal for use in remote locations, allowing upgrades or increases in installed capacity and circumventing the need for investment in extending the electricity grid.

A memorandum on building a solar power station in Mongolia has recently been signed between the Ministry of Infrastructure of Mongolia and NEDO of Japan. A group of Japanese and Mongolian experts is due to leave for Noyon soum<sup>7</sup> in Omnogov aimag, in order to start construction of this 200 kW solar PV station. The cost of the station, which will provide remote soums and settlements with electricity, is around US\$3 million (BBC 2002).

It is estimated that the additional installation of PV systems in 200 soum centers in order to reduce the amount of diesel fuel used by electricity generators would cost US\$200-400 million. The total cost of introducing the combined diesel generator and solar PV system for households is estimated at roughly US\$250-450 million.

According to JICA's Master Plan Study for Rural Power Supply by Renewable Energy in Mongolia, the second stage (2010), which is aimed at improving the

<sup>6</sup> 3.5 kW PV modules are in use in some Japanese homes

<sup>7</sup> Rural district in the Gobi desert situated 240 km from Omnogobi aimag center (at a distance of about 600 km from Ulaanbaatar, the capital city)

power supply to every household in order to stabilize people's livelihoods in the 167 soums targeted, is expected to save about 5 million liters of fuel annually through the use of renewable energy sources (PV, wind and small hydropower) in combination with existing diesel stations and the realization of planned grid extension. The third stage (2015), which is aimed at achieving community development and a steady power supply to every household, would save 7 million liters of fuel, thereby reducing emissions (JICA, 2000b).

## 5. Economic and social implications

The alleviation of "energy poverty" in rural areas would have great social impact, such as improved access to information, medical treatment, schools, remote education, clean water, better management and use of pastures, and a decreased risk of mass loss of animals. In addition, for herder families, the introduction of PV would be at the lower end of investment risk, because it is modular and therefore can be installed and expanded step by step.

Animal husbandry accounts for one-third of Mongolia's GDP of US\$1 billion and comprises three-quarters of its agricultural output. As of late 2001, the total size of the national herd was 26.1 million livestock, including 11.9 million sheep, 9.6 million goats, 2.1 million cattle, 2.2 million horses and 0.3 million camels. Mongolia produces around 25% of the worldwide output of cashmere, and also exports high-quality skins, hides, wool, meat and other products of animal origin. Cashmere, hides and meat products form the second largest source of hard currency revenue (around one-third of exports) after the export of copper concentrate.

Among herder families, ownership of 100-200 sheep is common. According to the 2001 census, 23.5% of herder families have 51-100 head, while 20% own 101-200 head. The average number of head per herder family is 99 (1 camel, 8 horses, 8 cattle, 45 sheep and 37 goats). Therefore, herd capitalization of 10-20% will give around US\$200-800 per year per family. This data, the abovementioned importance of PV utilization in the agricultural sector and the estimated cost of PV implementation efforts would require significant capital investment, including financing from ODA sources and other mechanisms, such as the Clean Development Mechanism (CDM).

As a whole, the introduction of PV will provide socio-economic benefits not only for the rural population, but also for the entire country, and may also earn the public approval that is the *raison d'être* of policy-makers.

Regional governments recognize the need to balance energy use, economic growth, and environmental limitations and are attempting to realize it both domestically and internationally with varying degrees of success. Under these circumstances, the utilization of renewable sources of energy, especially solar PV, presents a means of supplying electricity to the 40% or so of the Mongolian population that currently has no access to electricity.

## 6. Conclusions and recommendations

Specific demand is essential to the development of renewable energy sources, which may play a part in

increasing social stability.

A strategy for reducing greenhouse gas emissions, which focuses simultaneously on the short- and long-term might be realized, focusing on the development of small-scale energy systems based on renewable energy sources. Inclusion of the utilization of renewable energy sources into the national energy policy portfolio with government subsidies and incentives will be a significant issue.

International cooperation (realization of CDM, as well as governments of industrialized countries encouraging national companies to produce and export advanced technologies involving the utilization of renewable energy sources/natural gas) is important to promote cleaner fuel options such as natural gas and renewable energy, where cost-effective.

## References

- BBC (2002). Mongolia Signs Solar Power Station Deal with Japanese Agency. BBC Monitoring Asia Pacific - Political (July 19, 2002)
- Galbaatar T., Nachin D. (1982). Feasibility of the Utilization of Solar PV in Mongolia. Economic Problems. Vol.2 (17-20). (in Mongolian) Ulaanbaatar: Press of the Academy of Sciences of Mongolia.
- Government of Mongolia (GOM) (1999). The National Programme "One Hundred Thousand Solar Ger" on energy supply to rural residents from renewable energy sources. Attachment to Government Resolution #158, 1999. Ulaanbaatar: GOM.
- GOM (2002). Activity Report of the Government of Mongolia as of May 1st, 2002. Ulaanbaatar: GOM. [www.gatel.pmis.gov.mn/cabinet/news.htm](http://www.gatel.pmis.gov.mn/cabinet/news.htm) (03 July 2002).
- Japan International Cooperation Agency (JICA) (2000a) Study on Support for Economic Transition and Development in Mongolia, Final Report of the Medium Term Economic Development Strategy. Tokyo: JICA.
- JICA (2000b) Final Report on the Master Plan Study for Rural Power Supply by Renewable Energy in Mongolia, Tokyo: JICA.
- Khuldorj, B. (1999). Mongolian Action Programme for the 21st Century, Ulaanbaatar: ADMON
- National Renewable Energy Laboratory (NREL) (2001). CD-ROM Wind Energy Resource Atlas of Mongolia, Colorado: NREL
- New Energy Foundation (NEF) (2002). New and Renewable Energy in Japan: Present State of New Energy Introduction in Japan and its Outlook. Tokyo: NEF. [www.nef.or.jp/english/new/present.html](http://www.nef.or.jp/english/new/present.html) (22 July 2002).
- Tsedmid, Sh. 1969. Physical Geography of the MPR. Ulaanbaatar: Press of the Mongolian Academy of Sciences
- World Bank (2002). Solar Electricity. Washington, DC: World Bank. [www.worldbank.org/html/fpd/energy/subenergy/solar/solar\\_pv.htm](http://www.worldbank.org/html/fpd/energy/subenergy/solar/solar_pv.htm) (23 January, 2002)

## 会議報告

## Conference Reports

### 第6回日本ロシア経済合同会議

ERINA調査研究部研究主任 新井洋史

2002年10月28日・29日の2日間、東京の経団連会館において第6回日本ロシア経済合同会議が開催された。合同の名がついているのは、日本の経済界とロシアの経済界が合同で開催する会議であるためである。日本側は、日本経団連に事務局を置く日本ロシア経済委員会、ロシア側は産業家企業家連盟に事務局を置く日ロ経済委員会が窓口になっている。会議には、日本側から安西邦夫日本ロシア経済委員会委員長を団長として百名以上、ロシア側からはユルゲンス産業家企業家連盟副会長を団長として約50名の参加があった。ロシア代表団のうち、10名強は政府関係者であったが、それ以外は民間企業・団体の関係者であった。さらに、参加者の顔写真入りで各企業・団体を紹介する小冊子を準備するなど、実務志向で準備された代表団との印象を受けた。全部で7セッションが行われた。以下、各セッションの概要を報告する。

開会式に引き続いて、「日ロ企業のグローバル戦略」、「進展するロシアとの産業協力」及び「日ロ産業協力のいっそうの促進に向けた方策」の3セッションが連続して行われた。ここでは、日ロ合弁企業の成功例の紹介や具体的な経験に基づく問題点の指摘などが行われた。例えば、蝶理では、90年にウファ市に地震計メーカーを合弁で設立し、技術力を高める努力を続け、国外輸出ができるところまでこぎつけたとのことであった。一方、ロシア側の発言者は、ロシア経済及び日ロ協力のポテンシャルが高まっていることを強調しつつも、ロシアのビジネス環境にも改善すべき点が多く残っていることを素直に認める発言もあった。例えば、脆弱な金融システムや複雑な企業会計・税会計の問題等である。その中で、「改善を待つだけではなく、改善プロセスに積極的に関与する道もあるのではないか」との発言もあった。ロシア側代表団の中には、欧州の企業関係者で作る「ヨーロッパビジネスクラブ」のモスクワ駐在の関係者がいたが、その報告の中で、欧州間では法制度や各種規格、税関、エネルギー、ビザ等さまざまな問題で実務的に協議が続いていることを紹介した。こうした面で、日ロ間で重要な役割を果たすことが期待されるのが、設立に向けて検討が続けられている「日ロ貿易投資促進機構」である。これについても、会議の中で意見交換がなされた。日ロ経済委員会側の基本的考え方は、「情報提供機能」と

「紛争解決機能」を中心とする組織とするということであった。ロシア側からは具体的な機能についての言及は無かったが、政府の関係省庁と民間関係者で検討が続いているとのことであった。費用分担の問題などは簡単には結論が出ないかもしれないが、できるだけ早期に、実効性のある組織を稼働させる必要がある。

「極東ザバイカル地域長期発展プログラムへの協力可能性」のセッションでは、ロシア側から発言したルザノフ通商代表やプリー極東ザバイカル協会国際経済交流部長が、既存の「日ロ極東優先プロジェクト」の円滑な推進や、その他の有望投資プロジェクトについての選定・共同準備作業などへの期待を述べた。ERINAの吉田所長は、エネルギー関連プロジェクトを中心に報告し、多額の資金確保や多国間の協力体制づくり等の課題に取り組む必要があることを指摘した。このほか、運輸や金融などの問題について情報交換がなされた。

第1日目最後の「エネルギーをめぐる世界情勢とロシアの対応」のセッションは、少し不思議な形となった。ロシア側にエネルギー大手企業の関係者がいなかったからである。正確には、最大手電力会社の関連団体である「統一エネルギーシステムエネルギーカーボンファシリティー」の代表者が出席していたのだが、当該組織の中心業務は二酸化炭素排出など環境問題であって、純粋なエネルギービジネスではない。いずれにせよ、地球温暖化への対応も含め、エネルギー面での協力が日ロ経済協力の重要な一面であることは変わりない。当該セッションを一つのセッションとして実施したことがそのことを示していると思う。

次の「新たな協力分野の開拓」セッションだけは、2つの分科会に分かれて行われた。IT分野も含む科学技術面での協力と、観光分野の協力である。観光分野での議論では、日本の旅行市場におけるロシアのシェアが非常に低い現状を打破するために、日本国内での情報提供の努力やビザ手続きの簡素化に向けた働きかけが必要であることが指摘された。また、ロシアから日本へのインバウンドの観光もポテンシャルが大きいので、この問題にも注意を払って欲しいとのロシア側の発言もあった。

「WTO加盟に向けたロシアの制度改革の現状」では、国家関税委員会や経済発展商務省など、政府関係機関からの報告があった。財に対する関税率交渉がほぼ合意に近づきつつあり、今後サービスや制度関連に関する対応が重点になってくる。こうした中、国家関税委員会では、昨年来

「善良なる」納税者（申告者）に対して最大限の便宜を図るべしとの方針が打ち出されたとのことであった。現在、国会で審議中の新しい関税法典は、分かりやすく、国際標準に沿った内容であるとのことである。日本側関係者からも不満が多い関税制度及びその運用が改善されるであろうか。

会議成果として際立ったものは無かったが、互いに対立する点もなく、全体として良好な雰囲気で行った。2001年の今井経団連会長の訪ロミッション以降、日本の経済界にみられるロシア経済に対する関心は引き続いて高いものがあるように感じられた。一方で、具体的なビジネスを阻害する要因が数多く残っていることも事実であり、これらに対する即効薬はないということは、双方の参加者に共通の理解であったと思う。地道な解決を積み重ねるためにも、「日ロ貿易投資促進機構」が果たすべき役割は大きい。過大な期待は無用だが、例えば、会議の中でも紹介された税制改革や関税制度改革などに関する情報提供を適時的確に行うといったことは実施して欲しい。ロシアの制度変更が頻繁すぎてフォローしきれず、結果として日本企業が制度改善のメリットを十分に生かせない場面もあると思われるからである。地方の中小ビジネス関係者にとっても使い勝手のよい情報提供窓口となって欲しいものである。

#### 発表原稿

### 日ロ経済関係の発展と極東

ERINA所長 吉田進

日ロ経済委員会極東部会は、1996年から14の極東プロジェクトの具体化に取り組み、そのうち5件のF/Sを完成した。また1997年からツー・ステップ・ローンの研究に入り、その具体化の基礎を作った。

この時期にロシアの経済は、98年の金融危機を乗り越え、2000年にはGDPの成長率8.3%を記録し、2001年も5.5%、外貨保有高は、444億ドル（8月23日）となった。ロシア経済は、90年代のマイナス成長に決別し、ルーブルの切り下げ、原油価格の上昇に支えられて、プラス成長をとげてきた。

この間にサハリンにおいては、「サハリン-」が原油の生産を始め、「サハリン-」も投資・生産計画を明確に打ち出した。この投資効果は、ライン用パイプの買い付けなどに具体的に現れている。また国際協力銀行を中心とするコンソーシアムによるツー・ステップ・ローンの協定がロシア外国貿易銀行との間に成立し、最近3件の契約ができたと聞いている。これにより中小型案件の取引の一つの新しい形態が生まれ、日ロ貿易の新展開に大きく寄与しようとしている。関係者の英断と努力に敬意と謝意を表す。

産業の発展と生活水準の向上は、社会のインフラ基盤の改善を必要とする。ハバロフスクのアムール川鉄橋の改修、ウラジオストクからハバロフスクまでの高速自動車道路の完成などはその例であろう。また世銀の融資でハバロフスクからチタまでの高速道路も建設中である。

ところで、2002年9月17-19日にハバロフスク市において、ERINA、韓国エネルギー経済研究所、ハバロフスク地方政府の共催によって「北東アジアにおけるエネルギーの安全保障」に関するシンポジウムが開かれた。このシンポジウムにおいてハバロフスク地方のポポフ副知事が「ロシア極東における燃料・エネルギーの需要と国際的プロジェクト」と題して報告を行った。この報告では、極東におけるエネルギー資源開発の重要性、それが国内需要と輸出産業に占める重要性を、2002年3月に採択された「2010年までの極東・ザバイカル経済社会発展プログラム」に基づいて説明している。まず、極東におけるエネルギー資源の開発の目的については、大きく次の2つを上げている。

当該地域のエネルギーの安全保障（ここでは9つの優先分野を説明し、達成すべき目標5つを挙げている）。

極東とシベリアのエネルギー資源を北東アジアにおけるエネルギー分野の協力で活用する。

また、北東アジア諸国との協力プロジェクトについては、2つのグループに分類して列挙している。

#### 1. 北東アジアのためのエネルギー資源の生産と輸送プロジェクト

サハリン大陸棚の開発（「サハリン-」、「サハリン-」、「サハリン-」、2010年に石油2,800万トン、天然ガス150億-180億m<sup>3</sup>を供給）

コビクタガスプロジェクト（中国、韓国向け、300億m<sup>3</sup>/年）

アンガルスク～チタ～満州里～大慶石油パイプライン（2,000万-3,000万トン/年）

アンガルスク～ティンダ～スクヴォロジノ～ハバロフスク～ナホトカ石油パイプライン（5,000万トン/年）

エリガ炭の開発（3,000万トン、そのうち2,000万トンは輸出向け）

電力プロジェクト（沿海州の電力を中国、北朝鮮へ供給。東シベリアの電力を中国とモンゴルへ供給）

#### 2. 共同開発プロジェクト

極東ガス化プロジェクト

サハリン～ハバロフスク～ウラジオストク・ガスパイプライン（100億m<sup>3</sup>/年）

カムチャッカ西海岸～ペトロパロフスクカムチャツ



キー・ガスパイプライン（15億m<sup>3</sup>/年）  
 スレドネヴィリユイ産地～マスタフ～ベルゲ～ヤクー  
 ツク・ガスパイプライン（20億m<sup>3</sup>/年）  
 （これらは2001-2002年に日本の外務省の支援で調査  
 を行った日ロ共同プロジェクト）  
 ロシア火力発電所改修プログラム  
 1998-2000年に日本の有力な企業とロシアの火力発電所  
 22箇所の改修F/Sを完了した。そのプログラムには、ハ  
 バロフスク州のアムール火力発電所PGU-170ブロック、  
 コムソモリスク第3火力発電所、ハバロフスク第1火  
 力発電所、ハバロフスク第4火力発電所、国立サハリ  
 ン地区発電所とユジノサハリンスク第1火力発電所の  
 蒸気・ガスタービンブロックの改造が含まれている。  
 極東水力資源の開発プログラム  
 極東の河川の水力は、年間3,500-4,000億kWhの発電能  
 力をもっている。現在利用されているのは3.3%に過  
 ぎない。この中には日ロ間でF/Sを完了したブレヤ水  
 力発電所も含まれている。

以上にみられるように、これまで日ロ間で進めてきたイ  
 ンフラの建設・改修プロジェクトがすべて取り上げられて  
 いる。これらのプロジェクトは、日ロ双方にとって重要で  
 あり、相互利益にかなうものである。

日本側では、ロシア連邦政府の保証、あるいはそれに替  
 わる保証システムに関する提案がないこと、また日本経済  
 の後退、日ロ関係で政治が突出していたことなどが影響し、  
 これらのプロジェクトの進展はなく、足踏みをしたままに  
 なっている。

ポポフ報告では、これらのプロジェクトを進める上で障  
 害となりうるのは、つぎの諸項目であると述べられている。

上述したプロジェクトを進めるには数百億ドルの資金  
 が必要となる。そのうちのかなりの部分は国外からの  
 資金導入となろう。その場合の法的保証の確保の問題。  
 エネルギープロジェクトの場合、多数国が関与するの  
 で、外国の資本から見るとリスクが大きくなる。それ  
 をどう解消するか。

北東アジア諸国間の協力機構、関係国際協定が存在しない。

2002年8月23日ウラジオストクにおいてプーチン大統領と  
 極東各州知事の会談が行われた。この会談では、電力料金、  
 鉄道輸送料金などの調整と並んで極東ザバイカル経済社会  
 発展プログラムが検討され、特に地方自治体と中央が共同  
 してインフラ整備用の資金を調達する必要性が強調された。

プーチン大統領は、これまでにない「スタンダードでは

ないファイナンス」を中央の支援のもとで地方政府が編み  
 出す必要があると強調している。これは有力銀行の介入、  
 あるいは地方政府による担保設定などを意味するのではな  
 かるうか。

極東ザバイカル経済社会発展計画では140億ドルの予算  
 のうち、約40%が国家予算や自治体から配分され、26%を  
 外国からの資金導入に依拠しようとしている。問題は、資  
 金導入をどのようなメカニズムで行うべきかということに  
 なるう。新しい条件の下で、双方が金融問題の解決に正面  
 から取り組むべき時期に来ている。

## シベリア横断鉄道調整評議会第11回年次総会

（2002年11月6-7日、ルツェルン・スイス）

ERINA調査研究部主任研究員 辻久子

シベリア横断鉄道調整評議会（CCTST）第11回年次総  
 会が2002年11月6-7日の2日間、スイスのルツェルンにあ  
 る交通博物館に於いて開催された<sup>1</sup>。同評議会はロシア鉄  
 道省の音頭の下、シベリア横断鉄道（TSR）を利用した複  
 合輸送に関わる各国鉄道、船社、港湾、税関、各国のオペ  
 レーター/フォワーダー各社により構成されるもので、シ  
 ベリア鉄道の利用促進と複合輸送の競争力強化を目指す調  
 整機関である。年に一度開催される総会の他に、各種作業  
 部会が随時開催されている。加盟団体は年々増加傾向にあ  
 り、2002年11月1日現在のメンバーは92団体に上る。この  
 うち正会員が51団体、準会員が41団体である。

今回の総会には23カ国から約200名の関係者が参加した。  
 出身国の内訳は、開催国スイス、運営の中心であるロシア、  
 それにウクライナ、ベラルーシ、カザフスタンのCIS諸国、



<sup>1</sup> 前年の第10回総会の模様については、辻久子「ロシアをめぐる3つの国際会議に参加して」ERINA REPORT Vol.43、2001年12月号を参照のこと。

バルト3国、フィンランドなど欧州から11ヶ国、アジアから日本、韓国、モンゴル、タイ<sup>2</sup>の4ヶ国である。同評議会のメンバーに加えて関係政府、国際機関、研究機関などからの参加があった。

今回、韓国から建設交通省の高官を初め、鉄道庁、鉄道研究所など政府関係者が多数参加し、朝鮮半島縦断鉄道（TKR）連結及び将来TSRと結ぶ構想への意気込みを見せた。しかし、今回、北朝鮮は招待されなかったもようである。

日本からの参加者は年々減少する傾向にあり、今年は日本トランスシベリヤ複合輸送業者協会（TSIOAJ）代表で（株）日新の長沢登氏と私の2名だけであった。この背景には、日本発着貨物のシベリア鉄道ルート利用が年々減少しており、同ルートに対する日本の輸送業者の関心が低くなっていることがある<sup>3</sup>。

同評議会の議長はファデーエフ・ロシア鉄道相である。ファデーエフ氏は2002年初めに鉄道相に就任する以前から長年にわたって評議会の事務局長を務めてきており、シベリア鉄道の国際利用に関しては並ならぬ情熱を持っている。今回、ファデーエフ氏は2日目だけの参加であったが、ファデーエフ氏が議長を務めると忽ち会議が盛り上がってくるのを実感した。

総会は初めにロシア鉄道省から総括発表があり、続いてメンバー各社代表が担当分野の状況について発表を行う。それと並行してプロトコルの作成が関係者の間で進められ、最後にそれが採択される。今回は32頁に上る分厚いプロトコルが採択された。プロトコルにはシベリア横断鉄道利用ルートの競争力を強化して利用を増やす策が盛り込まれている。北東アジアに係した主な発言内容とプロトコルに示された今後の協力目標を以下にまとめる。

**シベリア横断鉄道の全般的利用状況：**シベリア鉄道利用の国際貨物は増加傾向にある。評議会は2002年の目標について、欧州側港湾の取扱量が46万TEU、極東港湾の取扱量が12万TEUとしている。さらに、2003年には東西合わせて80～90万TEUまで伸ばしたいとしている。国別では中国と中央アジア発着貨物の伸びが著しい。一方で、減少の一途を辿る日本発着貨物への挺入れが要求された。

**日本発着貨物の低迷：**長沢氏によると日本発着トランジット貨物は減少の一途である。過去一年間で

40%と減少した。主な理由は、それまで主流であったアフガニスタン向け貨物がイランルートに替わり、フィンランド向けもAll Waterに移ったことである。日本でのプロモーションを目的として2001年12月に、東京のロシア大使館において、ロシア鉄道省が大規模なプレゼンテーションを行った。日本の輸送業者、商社、荷主など、約180人が集まった。長沢氏によると、シベリア鉄道ルートに対しては、40fコンテナの供給やサービスの質の向上が求められる。

**急成長する中国発着貨物：**中国の上海や寧波とポストーチヌイを結ぶコンテナ航路は2000年秋にFESCOとSovcomflot Logisticsにより開設され、2001年には13千TEUに達し、2002年も急速な成長を続けている。Sovcomflot関係者の話によると、上海から週に1便、寧波から10日に1便の頻度でポストーチヌイに向け出航しており、その他にも大連、天津、煙台などから釜山トランジットでポストーチヌイへ運ばれている。主な貨物は、中国各地で生産された衣類、靴、日用品などの消費財、LGやSamsungの中国工場生産された電化製品などで、フィンランド経由又は直接ロシアへ輸出されている。ロシアへの直接輸出先としてはモスクワの他に、ノボシビルスク、イルクーツクなどの大都市も含まれる。なお、ロシア・CIS以外の欧州向け貨物は扱っていない。輸送コストはAll Waterと同程度で、日数の短縮を考えると十分競争力がある。問題は西航が90%と片荷傾向にあることで、東航貨物の発掘に努めている。東航貨物としてはアルミ・インゴット、パルプ、ダンボールなどがあるが量的に少ない。また、コンテナはロシア・フォワーダーの提供するコンテナ、及びリース・コンテナを使用している。中国の欧州向け輸出は2000年の統計で3.2百万TEUあり、そのうち北中欧向けが2.2百万TEU、東欧向けが40万TEUあり、全てがAll Waterで輸送されてきたとのことで、関係者はロシア以外の欧州向け輸出にTSRルートが使われることを期待している。

**中央アジア貨物：**中央アジア発着貨物は50%増であった。貨物量は2001年が4,638TEU、2002年は9月までで8,241TEUに達した。

**海上運賃：**韓国～極東港湾間輸送における船社の独占排除、新規参入を認めたことで、6船社が運航する

<sup>2</sup> タイからの参加は、ESCAP（国連アジア太平洋経済社会委員会）の代表。

<sup>3</sup> 日本発着貨物の動向については、辻久子「シベリア鉄道利用の国際コンテナ輸送における日本と韓国」ERINA REPORT Vol.46、2002年6月号にまとめた。

ようになった。その結果、海上輸送コストはトランジット貨物では30-35%、パイラテラル貨物でも35-50%下がった。しかし既存の船社はこれ以上の新規参入は歓迎しないと述べている。

**海上輸送サービス**：日ロ間海上輸送における配船サービスの低頻度（月2便）が問題とされた。少なくとも週1便の配船を望むことがプロトコルに盛り込まれた。

**経済競争力**：韓国の現代商船によると、釜山～ハミナについては競争力があるが、釜山～ウズベキスタンについてはイランルートの方が安いとの指摘があった。多くの発言者がTSRルートの競争力強化で最も重要なのは通し料金を低く押えることであることを強調した。しかし責任転嫁の発言が相次いだ。鉄道関係者は海上運賃が高すぎると言い、船社や港湾関係者は鉄道料金が低いと言う。また、ロシア鉄道省は「ドイツの鉄道料金はロシアの7～8倍で、ポーランドの鉄道料金はロシアの5倍である」と他国鉄道に対して苦情を述べた。通し料金を下げるには上記の海上運賃の例にあるように、各区間で独占を排除し、競争を激化させることが有効とみられる。

**輸送日数**：ポストーチヌイ～ブスロフスカヤ（フィンランド国境）間鉄道輸送日数は11.5日となっている。さらに、ブレスト、カリニングラードまでを12.5日、チョップまでを13.5日、ベルリンまでを14.5日で輸送できるように評議会から各国鉄道に要求している。

**最近開発されたルート**：近年開拓された新規ルートとしては、中国の上海・寧波～ポストーチヌイの他に、ベトナム～ウラジオストク/ナホトカが活発である。ブレスト～ウランパートル間にもブロックトレインが運行されている。

**将来考えられるルート（1）**：国際鉄道連合（UIC）は既存の鉄道や海上ルートを利用した新しい北部東西回廊の開発を呼びかけている。これは北米東海岸と中央アジア/中国西部を結ぶもので、ボストン～ハリファックス～ナルビック～フィンランド～ロシア～カザフスタン～中国のルートが提案されている。UICの予想では年間16万TEUの貨物量がある。尚、2000年に3.4百万TEUの貨物が米国に輸出されたが、このうち1.4百万TEUは東海岸向けであった。このルートの開

発に関する会議が2002年夏からモスクワ、ワシントン、ナービック、パリなどで開催されてきた。

**将来考えられるルート（2）**：イタリア、オーストリアなどの南欧からハンガリー経由でロシア・CISへ至るルートが検討されている。

**朝鮮半島縦断鉄道連結計画**：韓国建設交通省の金世浩・輸送政策室長は南北鉄道連結計画と工事の進捗状況について説明した。ファデーエフ議長によると、ロシア政府は朝鮮半島縦貫鉄道（TKR）とTSRの接続に積極的姿勢を示しており、実現のためにロシア、韓国、北朝鮮3カ国の鉄道相による会議を提唱している。

**コンテナとワゴン**：40fコンテナの供給が不足している。評議会としては各フォワーダーがコンテナを所有し、TSRで使用することを奨励している。これとは別に片荷傾向による空コンテナ輸送の問題がある。VICSでは取扱全量の22-23%が空コンテナで、業務の支障となっている。ポストーチヌイ港におけるワゴン（台車）の不足が指摘されている。

**税関**：ロシアを含む各国税関委員会に対して通関手続きの簡素化が要求された。また、ポストーチヌイ港で通関する場合、CLEAR-PAC<sup>4</sup>を利用することへの提案があった。

**通信**：ロシアのトランステレコム社は、ナホトカ～モスクワ～ミンスク～ワルシャワ～ベルリン間を結ぶ通信網を設置し、コンテナ輸送に関する情報管理ができるようにした。

**その他**：新しい試みとして、自動車輸送の車両開発が進められていることについての発表があった。また、リーファーコンテナの導入も検討されている。

シベリア鉄道利用の国際輸送は年々活況を見せている。輸送量が増加し、新しいルートが開発され、新規技術の導入も図られている。評議会の会員は年々増加し、そこで取り上げられる内容の多くから前向きな姿勢が感じられる。どうやら後ろ向きな姿勢に留まっているのは日本だけのようである。確かに日本からロシアへの輸出は停滞している。しかし他国の成功例からもっともっと学べるのではないかと。2003年の第12回年次総会はスロバキアで開催されることになった。

<sup>4</sup> Customs Link Entry/Exit America Russia Pacificと名付けられた電子通関システム。米国西海岸の船がロシア極東港湾に入港するにあたって使用することを目的に米国で開発された。サハリンなどでは利用されている。

## 中国～欧州～米国北東部を結ぶ北部東西回廊開設のためのワークショップ

(2002年12月9 - 10日、北京)

ERINA調査研究部主任研究員 辻久子

2002年12月9 - 10日、北京において、北部東西回廊開設のためのワークショップが、中国鉄道部とUIC (International Union of Railways、国際鉄道連合) の共催で開催された。会議には、中国、ロシア、カザフスタン、ウズベキスタン、フィンランド、スウェーデン、ノルウェー、ポーランド、ドイツ、フランス、米国、韓国、日本の13カ国から鉄道関係者、輸送業者、船社、港湾関係者、政府関係者、コンサルタントなど、約80人の参加があった。日本からはJR東日本の松田昌士会長など、JR関係者が参加した。

北部東西回廊 (The Northern East-West freight corridor、NEW) 構想とは、既存の鉄道を利用して、中国西部のウルムチ～ドルジバ (カザフスタン)～アスタナ～エカテリンブルグ (ロシア)～サンクトペテルブルグ～バイニッカラ (フィンランド)～オウル～ナルビック (ノルウェー) と繋ぎ、さらに海上輸送でボストン (米国) へ至るコンテナ複合輸送ルートを目指すものである。距離にして、鉄道部分が6,983km、海上部分が6,663km、合計13,646kmに達する。

中央アジア・中国西部とアメリカ東北部を結ぶ既存の回廊としては、欧州大陸部港湾 (ロッテルダム等) 経由、

中国沿海部～パナマ運河経由、中国沿海部～米国西海岸港湾～大陸横断鉄道 (USランドブリッジ)、中国沿海部～スエズ運河経由、黒海経由などがある。北部東西回廊はこれらの既存回廊の代替ルートと考えられている。当プロジェクトを担当するノルウェーのコンサルタント、Stig Nerdal氏によると、北部東西回廊の走行距離は、パナマ運河経由やスエズ運河経由の約半分、USランドブリッジよりもかなり短く、黒海経由よりも若干短いという距離的利点がある。

この構想の発端となったのは、1997年にノルウェーの開発会社Forturumが提起した、ナルビック港を活用してフィンランドやロシアと北米を鉄道と海上輸送で結ぶという考えであった。2000年にUICがこの構想に着目し、UICの関与の元でルートが中央アジアまで伸ばされ、現在の計画となった。

Nerdal氏は、この回廊の利点として、既存ルートに比べて距離的に短いこと、混雑する大港湾を使用しない、鉄道の軌間の違いによる積み替えが2度あるがこれは技術的にはたいした問題とならない、貨物はあるはずだ、などと述べた。また、2002年に米国西海岸で起こった港湾

ストの例を上げ、米国、船社、関連企業が大きなダメージを受け、代替ルートの必要性が再認識されたと強調した。2002年の港湾ストでは米国経済だけで1日当たり20万ドルの被害があったとされる。今後の計画は1-2年のうちにデモ輸送を行うとのことであった。

UIC国際部のVipin Sharma部長は北部東西回廊の貨物量に関する展望について話した。しかし、Sharma氏が取り上げた数字は中国・欧州間や中国・米国間の貿易額の急速な増加傾向を示すだけで説得力に乏しかった。中国の貿易の多くが沿海部を発着するものであって、西部やウルムチではないことは明白である。中国沿海部の貨物がユーラシア大陸を鉄道で横断すると信じている人がいるなら大変な考え違いである。貨物量の展望は中央アジアや中国西部に地域を限定して行う必要があろう。

プロジェクトの発起人であるノルウェー・Forturum社のRagnar Krogstad氏は、ナルビックが不凍港で、鉄道の引込み線があり、立地面でも優れていることを強調した。

回廊の西端に位置する米国側も新しい回廊に期待を寄せる。米国商務省のKathryn Hollander氏は代替ルートの開発は様々な面で歓迎されるものであると述べた。その理由として、2002年に米国西海岸で起こった港湾ストの事態への対応可能性、米国西海岸港湾の慢性的能力不足、中国の対米輸出の増大への対応の必要性などを挙げた。さらに、北部東西回廊の米国側港湾をボストンに限定せず、バルチモア、ニューオーリンズ、ヒューストンまで伸ばしてはどうかと提案した。

マサチューセッツ州港湾管理局のNicholas Billows氏は、ボストン港の同回廊に対する期待の大きさを、数字を挙げて説明した。それによると、ニューイングランド地方港湾の貿易相手はアジアが一番多く、次が欧州である。多くのアジア貨物が西海岸を経由して米国に上陸するが、西海岸港湾は混雑していることが多く、できればボストン港で扱いたいと考えている。Billow氏はビジネスに関してはシビアである。新回廊は十分な貨物があって、少なくとも週に一度ナルビック港を出航しなければ競争力を持たないと集荷の必要性を強調した。

新規回廊の開設を夢見る発言に対して、既存の回廊に携わっている者からいくつかの教訓が述べられた。

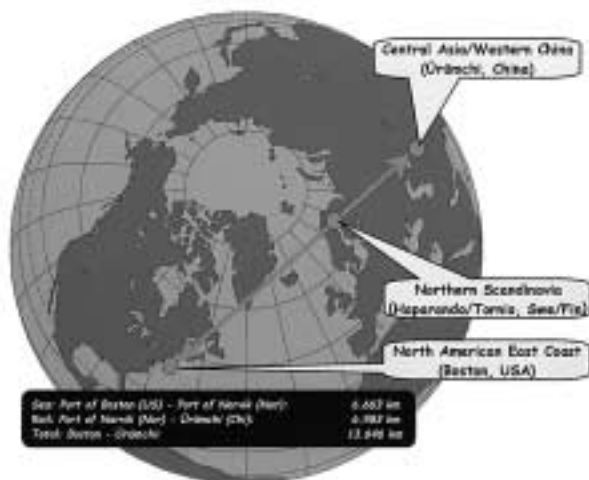
シベリア横断鉄道調整評議会 (CCTST) 事務局のBoris Lukov氏はシベリア横断鉄道回廊の経験から包括的コメントを述べた。それによると、北部東西回廊に求められるのは、競争力ある通し料金、競争力ある通し輸送日数、貨物の安全性の確保、トレーシングサービス、コンテナの供給、スケジュールどおりの運行、などである。

また、多くのプレーヤーをまとめ、調整するために CCTSTのような組織作りが必要であると強調した。さらに、トライアル輸送は1-2年先と言わず、できるだけ早く行うべきだと述べた。

私もシベリア横断鉄道回廊の現状を簡単に説明し、以下のように北部東西回廊への教訓を述べた。コスト競争において、大陸横断では海上ルートが競争力を持つが、内陸と海を結ぶルートでは鉄道が競争力を持つ。国境・鉄道軌間の違いによる積み替えなどの不連続点で問題が生じることが多いので、できるだけ不連続点の少ないルートを考え、国境通過の簡素を図るべきである。複合輸送では関係するプレーヤーが多いほどコストも上がり効率が悪くなるため、通過国を減らす方がよい。ナルビック以外のロシア港湾の利用を検討してみてもどうか。コンテナの供給、及びポジショニングの問題を工夫する必要がある。信頼とイメージの確立が重要である。トレーシングサービスが必要。貨物を見つけることが鍵となる。トライアル輸送は急ぐべし。トライアルをやってみると新たな問題が分かるものである。

次に実務者の立場からいくつかの問題点が指摘された。韓国・Seo Joong Logistics Co.のI. S. Song氏は、釜山～連雲港～ドルジバ～ロシアと、釜山～天津～ウランバートル～ロシアの2つのコンテナ複合輸送ルートを開発した。その中で、ドルジバにおけるカザフスタンのチェックに時間を要する(3-7日)のが大きな問題である。

シノトランスの肖星氏は北部東西回廊に求められる条件をいくつか挙げた。複合輸送のための専門的な国際協力機構が必要である。複合輸送をスムーズに行うためには、沿線各国の政府、鉄道、税関の情報化を整備する必要がある。現状ではトレーシングサービスは行えない。価格競争力を維持するためには統一的輸送価格協力機構が必要である。国境通過を迅速化する必要がある。銀行信用状



方式での為替決済ができるようにする。

他にも多くの参加者から貴重な情報を得た。フィンランド鉄道の話では、ポストーチヌイ～フィンランド間のブロックトレインは11日で走破でき、釜山～ポストーチヌイ～フィンランド間は17日しかかからない。

最後に、Conclusionが採択され、今後も関係各方面の協力を推進し、北部東西回廊の実現へ向けて邁進していくことが確認された。

#### 発表原稿

## Lessons from the TSR Corridor for Developing the NEW Corridor Between China ~ Europe ~ NE America

Hisako Tsuji

Senior Researcher, Research Division, ERINA

### Introduction

The Trans-Siberian Railway (TSR) corridor, which is a multi-modal transportation corridor connecting Northeast Asia and Russia / Finland / Central Asia using the Trans-Siberian Railway (TSR), handles nearly 90,000 TEU of containers each year. The proposed Northern East-West (NEW) corridor, between China ~ Europe ~ NE America has a lot of similarities with the existing TSR corridor, in terms of its inter-modality. We have studied the TSR corridor and learned the following lessons.

### 1. Current status of the TSR corridor

At present, four types of international route utilizing the TSR are in use.

1) *European Transit*: This connects East Asian countries, such as the ROK, China and Japan, with Finland by means of rail and sea transportation. Westbound cargo from East Asian countries, such as electrical appliances, is temporarily stocked in Finnish bonded warehouses and is mostly exported to Russia, including Siberia and the Russian Far East. It would be more appropriate to call this Finland Transit (to Russia), as the final destination of this route is Russia. This route is not used for other destinations within Europe.

A large quantity of containers was shipped from Japan to European countries using the TSR in the 1980s (110,000 TEU in 1981). However, European transit came to an end due to a lack of cost competitiveness over the previous several years in comparison with the Deep Sea route, which connects East Asia and Europe via the Suez Canal, by means of sea transportation alone. In 2001, about 3.7 million TEU of containers were shipped from Asia to Europe, and 2.7 million TEU from Europe to Asia, using the Deep Sea route.

2) *Afghanistan Transit*: This connects Japan/the ROK and Afghanistan by sea and rail using the TSR and the railway systems of Central Asian countries. The main

competitor with this route is the Iran route, which has been actively used since 2000, when the route was opened, as it is cheaper than the TSR route. The Iran route involves shipping cargo by sea to Bandar Abbas, then overland to the western part of Afghanistan.

3) *Central Asian Bilateral*: This connects Japan / the ROK and Kazakhstan / Uzbekistan by sea and rail using the TSR and the Central Asian railway. The alternative route to Central Asia via China is called the TCR (Trans-China Railway), which connects the Chinese port of Lianyungang with Kazakhstan by means of the Chinese railway. Both corridors are equally competitive for Korean cargo. However, the TCR route is widely used for cargo from Japan since there are three journeys a week to Chinese ports, compared with two a month on the TSR.

4) *Russian Bilateral*: This connects Japan / the ROK / China and Russian domestic destinations, transporting export / import cargo. Strangely, the alternative route to this bilateral route, especially to Moscow, is the abovementioned Finland transit, on which route export goods from East Asian countries are temporarily stored in bonded warehouses located at ports near the Russian border, and are shipped out when orders from Moscow are received and payment is confirmed. One of the reasons for choosing the Finland route is that import tariffs for goods imported via Finland are reportedly lower than for goods arriving via Far Eastern ports. The existence of user-friendly bonded warehouses in Finland is another reason. A further advantage is that the railway fare for transit cargo is set much lower than that for bilateral cargo. Some cargo from East Asia is shipped to Finland via the Deep Sea route and is stored in the Finnish bonded warehouses.

According to data provided by VICS (Vostochny International Container Services), Vostochny Port handled 72,701 TEU in 2000, and 89,917 TEU in 2001, a 24% increase. Looking at the type of cargo, 54% was transit, 26% was Russian bilateral, 8% was bound for Central Asia and 11% was empty containers. In 2001, cargo from the ROK accounted for the largest share (77%), followed by Chinese cargo from Shanghai (12%), both outstripping Japan (11%). Chinese cargo has reportedly been increasing further in 2002.

## 2. Competitive issues relating to the TSR and the NEW corridor

I will discuss some factors hindering business on the TSR route. These issues may also be experienced in the NEW multi-modal corridor, connecting China ~ Europe ~ NE America.

### 1) Cost competition

Currently, TSR transit connecting East Asia and Europe lacks cost competitiveness versus the Deep Sea route mostly due to the introduction of huge container ships. In general, marine transportation has cost advantages over land transportation in shipments from coast to coast, although land transportation has advantages in terms of speed, having a monopolistic advantage in shipments from

inland areas to the coast. Therefore, the proposed corridor, linking inland China and the coast of Europe, followed by a marine shipment to NE America, has a high possibility of success. The NEW corridor must select a route which minimizes the overland component, while maximizing the marine component, in order to minimize the through rate.

### 2) Discontinuous points

The largest problem in multi-modal transportation corridors is discontinuous points, such as transshipment from rail to sea, transshipment between different gauges of railway, and stops for customs clearance. The greater the number of discontinuous points, the lower the efficiency of multi-modal transportation. A route has to be selected that will minimize these discontinuous points, such as borders. It is also important to simplify checks at borders and ensure smooth connections between rail and sea freight components. For instance, when a ship arrives, the connecting train must be ready for departure. The use of electric devices in customs clearance should be promoted in order to speed up checks at ports.

### 3) Number of players

One of the problems faced by the TSR is that there are too many players associated with the transport of a single container. Shipping companies, customs, the Russian railway and European railways, not to mention forwarders, are all involved in a shipment. Importantly, each requires a fee for handling the container. In order to reduce the through rate, it is desirable to reduce the number of players. In that sense, I recommend selecting a route that passes through the minimum number of countries. Transshipping from the Russian railway to a Russian port could cut costs, if feasible.

### 4) Container supply and management

One of the weaknesses of the TSR route is that no operator - neither railway companies nor shipping companies - provides empty containers for transit shipments in many cases. In the ROK, forwarders supply their own containers, while in Japan consignors lease containers. Leasing containers adds to the through rate. On the other hand, shipping companies provide their own containers on the Deep Sea route. Someone has to provide empty containers in the new corridor. Ideally, shipping companies will provide containers, as is the case in multi-modal transportation between East Asia and North America via US west coast ports.

Management of empty containers is crucial when the direction of shipments tends to be one-way. In the TSR corridor, 90% of Chinese cargo and 70% of Korean cargo are westbound. This means that someone has to transport empty containers from west to east, or find new eastbound cargo.

### 5) Confidence and image

It is important to establish a reliable image. One of the reasons that Japanese consignors do not use the TSR route is its poor image. The TSR suffered security problems and unstable operating times due to weakened management functions following the dissolution of the Soviet Union.

However, these operational problems have been solved as the political and economic situation has improved in Russia. Nevertheless, many Japanese consignors still perceive the TSR to be unreliable.

#### 6) Tracing service

Consignors are keen to know where their containers are located during the shipment period. A tracing service is available on the Deep Sea route. It is also now available in the TSR corridor. However, the service has not been established in the TCR corridor, something that is considered to be one of the weaknesses of the TCR. It will be necessary to provide a tracing service in the NEW corridor.

It is extremely important to find cargo that can use these routes. According to the proposal, the NEW corridor will be geographically competitive between Urumqi and Boston. If this is truly the case, cargo that could be shipped between Urumqi and Boston must be identified.

Another idea was proposed for an East-West corridor, but it proved impossible to find cargo to use it. The idea was to develop a Seattle ~ Vladivostok ~ Harbin (Heilongjiang) corridor, using marine and land transportation. The idea was proposed in the 1990s by interested parties in Seattle, who had observed the large volume of import cargo from China and export cargo to the Russian Far East. They thought that China and the Russian Far East could be one market, and that the efficient use of containers might be possible if the E-W corridor were used. However, Chinese cargo to North America was coming from the southeast coastal area of China, rather than Heilongjiang. They found later that no Chinese cargo would have used the planned E-W corridor. This indicates that the existence of actual cargo is crucial in developing a new corridor.

Finally, it is time to plan a trial shipment through the NEW corridor, involving shipping companies and forwarders. Problems will be identified through the trial shipments, and the NEW corridor will become a more realistic and competitive prospect after these. If there is no cargo using it, people will forget about the NEW corridor.

(Prepared for the International Workshop on Development of Container Transport Between China ~ Europe ~ NE America: Beijing, 9-10 December 2002)

## 国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)会議

ERINA特別研究員 三橋郁雄

### 1. はじめに

ERINAは関係機関の協力も得て北東アジア経済会議の場で北東アジア輸送回廊を発表した。2002年の9月の同会議組織委員会の長春会場で今後積極的に関係各国や国際機関への周知徹底を図り、北東アジア輸送回廊の具体化を目指すことが組織決定された。この一環として国連アジア太

平洋経済社会委員会(ESCAP)との接触を希望していたところ、2002年夏、ERINAへのESCAP関係者の来訪をきっかけに、筆者がESCAPサイドからこの半年間に3度にわたりESCAP会議への参加を求められた。

3度の会議は次のようなものである。

- 1) 2002年10月10～12日、天津における「北東アジア海運港湾統合システム開発についての、北東アジア地域政策レベルワークショップ」(以下本稿では天津会議と称する)
- 2) 2002年10月29～31日、ウランバートルにおける「図們江開発のための優先的北東アジア道路投資プロジェクト選定についてのESCAPとUNDP図們江委員会の共同調査 政策レベル専門家グループ会合」(以下ウランバートル会議と称する)
- 3) 2002年11月13～15日、バンコクにおける「ESCAP運輸通信観光社会基盤開発委員会」(以下バンコク委員会と称する)

まず、ESCAPの目的及び組織について簡単に触れる。バンコク委員会ではESCAPの事務総長である Kim Hak-Su氏の挨拶があり、また天津やウランバートルの会議では運輸観光部長Barry Cable氏がESCAP活動の目的を述べたが、これによると管轄国の貧困の改善、国際化への対応、社会問題の解決が3本柱である。これら目標に向けての取組みとしてESCAPは多国間の枠組み造りに積極的に動いている。

ESCAPの意思決定機構は加盟各国の大臣が集まる大臣レベル会合、ESCAPの理事会、ESCAP加盟各国の政府代表からなる各セクター委員会、実際の様々な問題と取り組む専門家会合、以上の全体の事務及び実質的業務の推進を行う事務局等から構成されている。

## 2. 会議の概況

### 1) 天津会議

本会議は北東アジアにおける港湾・海運に関する会議であり、中国運輸省と天津港務局が主催し、韓国政府が開催の費用を援助し、中国、日本(国土交通省港湾局小野企画官)、韓国、ロシア、ADB(アジア開発銀行)、ERINA(日本代表の一人として筆者が参加)、ASEAN事務局、ESCAP事務局が参加した。北朝鮮は招待されていたが不参加であった。本会議の成果の一つは各国から提出されたカントリーレポートであった。貿易、海運、船舶、港湾の各セクターの現況と課題と発展に向けての取組みが記載されている。各国によるこのレポートの紹介の後、ERINAから9本の北東アジア輸送回廊、ADBからは輸送インフラ融資におけるADBの役割、特に、中国の丹東、煙台等の

港湾向けのADBローンについて説明があり、また、ASEAN事務局からは、ASEAN Transport Vision 2020とハノイアクションプランの紹介と共に、課題として域内輸送の統合化があると、そのための域内国間の輸送協力協定とASEAN海上輸送発展計画調査の説明があった。ESCAPはカントリーレポートにより指摘された問題点を整理すると共に、北東アジアの海上輸送及び港湾の発展の障害となっている主要なインフラと制度上のボトルネックを指摘した。更に、途上国輸送部門への民間参加の状況について、民営化のタイプ毎に説明があり、港湾事業では権利取得してパース建設に参加する形態と、共同企業体でパースを借り受ける形態が主だったものであることを明らかにした。また、域内協力の例として、汎欧州輸送ネットワークの紹介がなされ、輸送回廊とその交差点の開発を通してEUの輸送システムの統合化が進展しているとした。

次に参加者を2つのグループに分け、次のテーマについて掘り下げた意見交換をした。

東アジア域内で緊急性が高い優先課題は何か。

北東アジア域内協力の有望な分野は何か。

それを具体的にを行う方法は何か。

ESCAPがフォローアップしていく課題、ESCAPへの勧告。

このグループ討議の結果を全体会議で議論し、本会合の結論と勧告と言う形で次の通りまとめた。

#### <結論と勧告>

##### (1) ボトルネック

北東アジア諸国の中には港湾施設が不十分なため、将来の需要に対応できない国がある。一方、港湾開発における過大投資にも留意するべきである。相互に調整することは出来ないが、相互の情報交換はその解決に役立つ。

ロシア沿海地方及び北朝鮮の港湾施設は中国とモンゴルがこの施設を経由して内陸輸送貨物を海洋に出すには不十分な状況にある。

内陸部において効果的な複合輸送が行われていないため、北東アジアの港湾が内陸部背後圏の発展に十分貢献することが出来ない状態にある。

国境輸送の遅延の原因として、文書処理やCIQ手続きなどがある。

北東アジア諸国間の海上輸送に関する話し合いは大部分が2国間、若しくは3国間であり、かつ海運と港湾は別々に取扱われている。海運と港湾を多国間の形で一緒に話し合う場が存在しない。

##### (2) 域内協力の分野と具体的方策

域内地域間の貨物流動の詳細な需要予測が港湾計画の

ために必要である。

中国とモンゴルの内陸輸送が北東アジアの北方港湾を利用できるようにすべきである。例えば、中国の東三省はウラジオストク、ナホトカ、羅津港を利用できるようにすると共に、特にポストーチヌイ港は欧州と東アジアを結ぶ中継港として開発されるようにする。

港湾が内陸背後圏と円滑に接続するため、道路、鉄道、河川交通を取り込んだ大陸部における効果的な複合一貫輸送が開発される必要がある。

海運政策や国境交通にかかる規則の共通化が域内貿易の拡大のために必要である。

域内における共通輸送システムの確立が必要である。そのための域内輸送ネットワーク（輸送回廊）が域内の立場から策定され、定期的にレビューされる必要がある。輸送回廊を作用させるためには公正な管理と透明性が必要であり、モニタリングシステムが設置される必要がある。

日韓中で行われている港湾局長会議やAsian Shipping Forumは域内協力を盛り上げるのに有効である。

海運、港湾、情報、国際フェリー、ロジスティクスなどに関する北東アジア域内海運、港湾フォーラムを立ち上げることが、相互理解増進のため勧告される。このためには年報の発行、海上輸送についての共同調査、各国間の意思疎通チャンネルの設置などがなされる必要がある。この多国間レベルフォーラムは当初は局長若しくは課長レベルで構成されるが、将来は大臣レベルまでレベルアップされるのがよい。

##### (3) ESCAPがフォローアップすべき事項

上記(2)で述べたように、輸送システムの共通化と輸送回廊の策定と見直し、貿易量予測のための共同調査の実施及び、共同調査を行うため十分な資金の調達が必要である。

政府高官レベルが参加する多国間海上輸送・港湾フォーラムの立ち上げが必要である。

#### 2) ウランバートル会議

ホスト国はモンゴルで、開催資金拠出国は韓国である。参加者は中国、日本（現地大使館員）、モンゴル、韓国、ロシア、世銀モンゴル事務所、UNDP図們江事務局、ADB、ERINA（日本代表でなく、ERINAとして筆者が参加）ESCAPである。会議の目的は：

東アジアにおける優先道路ネットワークの特定

その道路ネットワーク開発のための取組みについての意見交換である。



まず、本会合に先立って実施されたESCAPとUNDPの共同調査報告書が提出された。その結論は次のとおりである。

北東アジア各国の道路状況と道路整備政策を明らかにした。

各国の考える優先道路プロジェクトを明らかにした。中国7ルート、北朝鮮（ESCAP事務局が北朝鮮の代わりに提案）4ルート、モンゴル2ルート、韓国3ルート、ロシア9ルート。全部で25ルート提案されたが、連続するルートを束ねると合計17ルートになる。

この後まず各国際機関代表から取組み状況についての説明が為された。ESCAPから2001年11月ソウル開催の大臣会合で採択されたESCAP地域行動計画について説明が為されると共にアジアハイウェイ（AH）、アジア横断鉄道（TAR）、海運港湾ネットワークの3者の相互連携を考えた、複合一貫輸送の重要性の指摘があった。またUNDP図們江事務局次長が図們江開発地域における運輸関連事業の状況を説明、北東アジアは貿易量や輸送量の増大、輸送施設の改善を通して発展しつつあること、インフラの開発と輸送の拡充により北東アジア複合輸送ネットワークを構築していくことが重要であると述べた。ADBは、インフラへの融資とメンテナンスは当地域におけるADB事業の大きな柱であり、緻密な計画がその対象を決めるために必要になっている。特にモンゴルにおいては道路開発を今後とも継続的に支援していくと述べた。ERINAは国際輸送路の整備が北東アジア経済開発のために最も重要であるとし、提唱する9本の輸送回廊の現状と開発の状況を説明すると共に、実現のためには関係国間の相互理解及び輸送回廊の各国政府による公式認定が必要であると述べた。

このあと各国の専門家が自国のハイウェイの整備状況を、特に政策と計画の面から詳述した。意見交換の後、次の結論と勧告が採択された。

#### <結論と勧告>

本会合は17本のルートを北東アジアの優先道路ルートとすることを了承する。但し、北朝鮮国内ルートは事務局が提案したものである。北東アジアにおける優先道路ネットワークの決定と開発に向けて総合的アプローチを行う必要がある、そのため本会合は次の勧告をESCAP輸送委員会とUNDP図們江諮問委員会に行う。

- (1) 北東アジアの地域協力を発展させる優先プログラムとして、図們江地域開発の枠組みの中で北東アジア優先道路ネットワークを実現すると共に、定期的にレビューすること。
- (2) 当初は次のルートの開発に関心と資源を集中させる必要がある。

図們江地域から羅津港までの接続を可能にするため、羅

津～元汀間道路の整備。既に中国部分は完成している。北朝鮮を通過する中国～韓国接続道路（丹東～平壤～板門店～釜山）を整備する。これは中国領と韓国領の区間は完成済みであり、北朝鮮と韓国の間では道路不連続区間の再接続の取組みが行われている。

図們江地域とロシア沿海地方港湾群との接続道路の開発。内陸国モンゴルと太平洋を繋げるために、ウランバートル～北京～天津回廊におけるモンゴルと内モンゴル区間の開発。そのあと、ウランバートル～チョイバルサン～イルシ間道路の開発。

- (3) 上記プロジェクトの実施にあたっては、UNDP図們江事務局プログラムの枠組みの中で個々のルートの開発をするため、関係国における公式合意が必要である。合意に持ち込むためには個々のルートについて、各国代表者からなり、次の作業を行う特別のWGが設置される必要がある。

需要の検討、調査範囲の検討、投資要件の分析。

国内資金の調達可能性と外部資金調達要件の検討。

道路交通を円滑にし、国境交通を促進するために必要な入国手続き等の非物理的対策（non-physical measures）についての検討。

- (4) 輸送委員会や上記ワーキンググループの間で蓄積される関連情報をベースにした北東アジア優先道路ネットワークデータベースの設立と定期的な更新。

- (5) 外部資金が必要となるのであれば、UNDP図們江事務局や関係国により、国際金融機関や援助供与国との間で資金調達協議が為されるべきである。

- (6) UNDP図們江事務局は優先道路ネットワークの策定と開発に向けて調整の任に当たるべきである。この際、ESCAP会員国や他の関係機関特にESCAP、世銀、ADB、ERINA等と緊密な連携を取る必要がある。

- (7) 北東アジア優先道路ネットワークの開発進展状況を調べるため、レビューがUNDP図們江事務局により2005年までに実施されるべきである。

### 3) バンコク委員会

この会議はアジア太平洋の運輸開発と観光開発を対象にしたもので、上記2)及び3)が北東アジアに特化した、政府の専門家レベルの会合であるのに引き換え、ESCAPの全管轄区域を対象にした一般行政レベルの会合(委員会)である。専門家レベルの会議はこの委員会に対し勧告を行うが、この委員会は更に上級機関のESCAP理事会に対して勧告を行うこととなっている。ESCAPにとって実質的に最も重要な意思決定段階といえる。ESCAPの加盟国の大半が参加してきており、中国、インド、インドネシア、

イラン、韓国などアジアの枢要国が5 - 6人の代表団を派遣して来ている。日本からは国土交通省の国際協力官と大使館の運輸アタッシェが参加した。また、多くの関係国際機関も招待されており、ERINAもその一員である。ここでも北朝鮮は不参加であった。この会議の目的は2002年のESCAP運輸・観光関連事業の報告、レビュー及び今後の取組みについての理事会向け勧告の作成である。ここでは大部な報告書が配布され、これによりESCAP運輸事業の状況を概観出来るので別途報告したい。会議は運輸、観光、組織改正の順に事務局が用意した議案書について意見交換し、最後の取りまとめの段階では丁寧に一条一条確認していくもので、意見交換の段階で代表同士が紛糾するようなものは殆どなかった。各国の修正意見は基本的に尊重されており、事務局が反論するような機会は見られなかった。即ちここでは上記二会議と異なり、ブレンストーミングの雰囲気はない。

#### < 結論と勧告 >

ESCAP運輸通信観光社会基盤開発委員会は2日間にわたる会議の後、運輸関連事業に関しては、理事会等に対し次のような勧告を行った。

本委員会はアジア陸上輸送基盤施設開発計画（ALTID）プロジェクトの2004-2005行動計画を了承した。

2002年11月バンコク開催のアジアハイウェイ（AH）の作業グループ会合により、AHネットワーク政府間協定（案）がまとめられた。本委員会は2003年の後半にこのための特別の政府間会合を開催することを勧告する。また、本委員会としては合意のサイン式典は2004年の上海における第60回理事会が良いと考える。

本委員会はアジア横断鉄道（TAR）の北部東西回廊（ユーラシア横断ルート）に沿ってのコンテナブロック列車の試験走行に高い優先順位を与える。また、本委員会はESCAP事務局にTARネットワーク組立てのレビューと更新のため、TARのWGを設置するよう要請する。

本委員会は事務局に対して、グローバルイゼーション時代におけるより効果的輸送を目指して、海運港湾道路鉄道が統合された国際複合一貫輸送ネットワークの策定を早急に行うように要請する。

本委員会は事務局に対し、国境輸送の促進に関する既存や予定されている協定を調査研究し、ESCAP管轄域内共通化を目指すよう要請する。

本委員会は2002年5月バンコクで開催されたAH開発にかかる専門家会合のレポートにおける勧告（設計基準等）を承認する。

本委員会は事務局に対し、ESCAP加盟各国の国際輸送対応能力向上のため、研修プログラムを設置するよう要請する。

本委員会は事務局及び関係国に対し、北朝鮮がTARの北部東西回廊試験走行計画委員会に参加するよう、同国に働きかけることを要請する。

### 3. おわりに

ESCAPの管轄区域は広く北東アジアはその一部に過ぎない。広すぎて全体業務量が膨大故、北東アジアに割ける時間は限られており、北東アジアの重要案件の調整をESCAPに期待するのは困難と思われる。ESCAPはその管轄区域を構成する地域毎の成果を積み上げて総体と為すと言う仕事のやり方であり、構成地域ごとの作業や調整を基本においている。このため構成地域ごとにその地域の各国が協力して研究、調整をする組織の存在が重要になるが、他構成地域はあるものの、北東アジアではこの種の機関は存在しないのではないか。これは北東アジアの将来を考える時、重要なポイントになると思われる。今回ERINAがESCAPに注目されたのはERINAが非公式にしるこの種の作業を果たし得るように思われたからではないか。北東アジア輸送回廊ビジョンとはそのようなものである。上述したように、ESCAPは北東アジアの優先道路プロジェクトのフォローアップについてはUNDP図們江事務局に任せる態度に出ているが、これは上記趣旨から理解できるものの、この事務局の対象範囲は非常に狭く、この点が心配である。については、ESCAPはこれから数年かけて広い管轄区域全体に跨る複合輸送ネットワークを策定する作業に取り掛かるが、ERINAは北東アジア全体を見ており、北東アジアにかかるそのための調整、研究はERINAが協力するのがよいのではないかと思われる。

## 図們江地域開発計画

### 輸送ワーキンググループ会議

ERINA調査研究部研究員 川村和美

12月5日に北京で開催された図們江地域開発計画輸送ワーキンググループ会議に参加した。これはUNDP（国連開発計画）が主催する会議で、中国、朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮）、モンゴル、韓国、ロシアの5カ国の代表者にESCAP、そして韓国海洋水産開発院（KMI）からの参加者を加えた約30名が出席した。

会議は過去1年間の図們江地域・北東アジアにおける輸

送分野の進展・協力状況を各国代表者が報告する第1セッション、ESCAPから道路を中心とした北東アジアの輸送ネットワークに関する調査・研究報告を中心とする第2セッション、図們江地域の円滑な国境通過に向けた意見交換を行った第3セッションから構成され、UNDP図們江地域開発事務局のTsogtsaikhan Gombo氏の進行により報告・議論がなされた。

第1セッションの各国代表による報告の内容は次のとおりであった。中国交通部のZhang Wen氏は道路ネットワーク、道路輸送の発展状況を紹介し、2010年、2020年の道路ネットワーク整備計画を発表した。北朝鮮代表である対外経済協力推進委員会のHo Yong Suk氏からは羅津～元汀道路の建設に関して2002年1月の中国側専門家によるブレ・フィージビリティスタディーを基に同年2月に意見交換を行い、建設コストと利便性を考慮しながら建設ルートと建設方法を検討していることが紹介された。また、資金調達という課題をいかに解決していくかが北東アジアの輸送ルートの整備、そして北東アジアの発展の鍵を握るとまとめた。最後に、羅先地域は隣接する地域との協力関係を強化していくことを強く望んでいると述べた。モンゴルインフラ省のAuysh Togosbold氏は道路、鉄道、航空といったモード別に整備状況を紹介し、図們江地域開発の成功に向けて、モンゴル東部の鉄道・道路施設の整備を進め、そのルートをモンゴルのゲートウェイとしての機能を持たせたい考えであることを強調した。韓国建設交通部のJo Jae Hong氏は韓国の輸送ネットワークの現状を紹介し、2020年までのネットワーク整備計画を発表した。ロシア極東海洋・設計・技術研究所のYaroslav Semenikhin氏は輸送インフラ設備の建設・改善と国境通過に関して現状と将来のプロジェクトを述べた。

第2セッションでは、ESCAP運輸・観光部のBarry Cable氏からこれまでの調査及びウランバートルでの関係者会議の結果に基づき、北東アジアにおける道路ネットワークにおける優先プロジェクトが報告された。道路プロジェクトとして17ルートを提案し、その中でも政府レベルの専門家会議で取り上げるべき優先プロジェクトとして羅津～元汀間道路の建設、ウランバートル～チョイバルサン～イルシ～長春～羅先地域のネットワークの早期構築を挙げた。これについては各国代表が同意し、プロジェクト実現に向けて取り組んでいくことを確認した。

今回は主に道路プロジェクトについての議論であったが、道路・鉄道・港湾をすべて統合した形で輸送ネットワークを考えていくことの重要性も指摘された。これに対して、ESCAPはERINAが取り組んでいる9本の北東アジア

輸送回廊ビジョンは各モードを統合した形で作成されており、相互に協力をしながら調査を進めていく準備があることを紹介し、総合的な輸送ネットワークの構築に向けた各国の協力を求めた。

最後に第3セッションで図們江地域の人とモノの国境通過の問題について話し合いがなされた。手続きの簡素化・標準化の議論に加えて、一つのビザで図們江地域3カ国を訪問できる、あるいはビザなし交流の可能性なども話し合われた。特に、北朝鮮代表から図們江地域におけるビザフリーシステムの構築が提案されたことは注目された。ビザの問題に関しては今後も各国・地域間で協議を進めていくこととなった。

また、モノの移動に関してはTIR条約（国際道路輸送手帳による担保の下で行う貨物の国際輸送に関する通関条約：Transport International Routier）も話題に上った。これはトラック輸送による国際輸送を容易にすることを目的とする条約である。同条約の加盟国間では、封印されたトラックで輸送される貨物（コンテナを含む）に関しては、經由国税関で税金の支払いや貨物の中身の検査の必要が無く、貨物を通過させることができる。これは多国間輸送の促進という意味で非常に重要な取り決めである。ロシア、モンゴルが既にこの条約に加盟しており、中国の条約加盟が待たれるところである。

このセッションでは、円滑な国境通過の実現に向けて、メコン川流域諸国の国境通過の取り決め例などを参考にしながら、今後も二国間・多国間で協議を継続していくことで合意した。

この地域の輸送ルートの整備といった問題を考える上で重要なことは、各国で話し合い、各国政府が共に認める共通の優先プロジェクトを明確にし、その整備に資金を集中させること、多額の資金を必要としないが非常に高い効果を得ることができる国境通過に関する問題を解決していくことであろう。今回の会議では、その2点についての議論が中心となった。この会議で合意を得た優先的な道路整備プロジェクトの実現、また国境手続きの簡素化・標準化の実現や今回提案されたビザフリーシステムの構築に向けて、UNDPの調整のもと各国の積極的な取り組みが期待される。

## 長春滞在記

ERINA調査研究部研究員 川村和美

中国の吉林省社会科学院および吉林大学東北アジア研究院の客員研究員として11月8日～12月6日までの約1ヶ月

間を吉林省長春市で過ごす機会を得た。これはERINAと各機関との研究員相互交流の一環である。

ERINAは2002年1月に、遼寧省・吉林省・黒龍江省といった東北三省の社会科学院との間で学術交流に関する協定を締結した。その内容は今年度から3年間にわたって三省それぞれの社会科学院からの客員研究員の受け入れ、ERINAからの研究員の派遣、共同研究などを実施するというものである。この協定に基づき、今年度は黒龍江省社会科学院から客員研究員を受け入れている。今回の中国滞在は短い期間ではあったが交流協定に基づく研究員派遣である。

また、吉林大学東北アジア研究院からは過去2名の客員研究員を受け入れた実績があり、2003年1月から3人目の客員研究員を1年間受け入れる計画となっている。今回はERINAからも研究員を派遣することで相互交流を促進させ、関係を強化することを目指した滞在中であった。

1ヶ月の長春滞在中は吉林大学東北アジア研究院の研究室を利用し、そこを拠点に吉林省社会科学院を定期的に訪問する形で、両機関の研究員との情報交換、意見交換を行った。加えて、滞在中に黒龍江省・新瀋陽市経済交流促進会議への参加、長春市新立城鎮、琿春市の訪問などの機会を得た。ここでは、中国滞在中の概要を簡単に紹介したい。

### 吉林省社会科学院

吉林省社会科学院は1958年に創立されたシンクタンクである。2001年には吉林省内にある三つの社会科学系研究機構と合併した。院内には朝鮮・韓国研究所、日本研究所、ロシア研究所などがあり、それぞれ専門的な研究に取り組んでいる。社会科学院の図書館は吉林省四大図書館の一つであり、中でも満鉄調査部が編纂した資料や収集した約3万点に上る図書が所蔵されている満鉄資料館は全国的にも有名である。

今回は共同研究のテーマの一つである中国東北地域の都市情報に関する研究の打合せを行い、それに関する資料・情報の提供を受けた。また研究報告会が開催され、ERINAが取り組んできた北東アジア輸送回廊に関する調査・研究について報告した。この報告会には北東アジアの各国をそれぞれ専門的に研究している研究員約30名の参加があり、各国からみた輸送回廊整備の意義、実現のための方法、資金調達の手段などさまざまな面から意見交換を行うことができた。

### 吉林大学東北アジア研究院

東北アジア研究院は1994年に設立され、東北アジア（北

東アジア）各国について、政治、経済、歴史、文化など多方面から研究を行っている。院内には日本研究所、朝鮮・韓国研究所、ロシア研究所、人口研究所などがある。大学の研究院であるため、修士課程、博士課程の研究生も多く、講義が行われている様子は私にとってはとても新鮮であった。

吉林大学は92年に琿春市開発区と共同で図們江開発研究所（東北アジア研究院内）を設立して活動してきた。その役割を強化し、研究を一層進めることを目的に、2002年7月に吉林大学東北アジア研究院、琿春市政府、延辺朝鮮族自治州開発弁公室、吉林省図們江地区開発弁公室の4者が協定を結び、図們江国際開発研究所を設立することを決定し、署名を行った。9月にはこれに国务院図們江開発協調領導（指導）チームも加わった。現在は東北アジア研究院内に「図們江国際開発研究所」が設置され、中朝間、中口間、中蒙間の経済合作区の設定に関する研究を中心に取り組んでいる。一方で、三亜（北東アジア・東南アジア・中央アジア）に関する研究を行い、各地域の専門家を集めた会議を開催するなど幅広い面から北東アジアを捉える活動も行っている。

東北アジア研究院でも滞在中に研究報告会が開催され、ERINAが取り組んできた北東アジア輸送回廊に関する調査・研究について紹介することができた。この報告会には修士・博士課程の研究生、教授などを中心に50名ほどが参加し、「輸送問題を考える上では各地域の産業構造や企業立地、新産業の創設なども併せて検討すべき」、「教育や研修といった取り組みも輸送回廊の実現を支えるものである」と重視すべき」などのコメントを受けた。また研究院の活動の一環として、長春新立城鎮、琿春市を訪れる機会を得た。いずれも大変貴重な経験となった（後述）。

### 黒龍江省・新瀋陽市交流促進会議

滞在中、黒龍江省ハルビン市にて黒龍江省・新瀋陽市経済交流促進会議が開催されたので参加した（11月21日）。会議では、新瀋陽市側からの提出議題が9件、黒龍江省側からの提出議題が6件あり、それぞれについて関係者が協力方法などについての提案などを行いながら意見交換が行われた。

新瀋陽市側から提出された議題には、JICA「草の根技術交流事業」本県2プロジェクトの経済交流への発展の可能性、道路舗装（排水性舗装・コンクリート舗装）の技術移転、観光交流の推進、北東アジア・ビジネスメッセ（NAB-Messe）への協力依頼などがあつた。黒龍江省側は担当部局の関係者を集めていて、その場で前向きな回

答がなされた。この案件については実施が遅れているが、その理由を中国側が中央政府に申請中であるがまだ中央からの許可がおりていないためと説明した。これまで積み上げてきた交流の成果としても今年度中に実施することが次へつなげる重要なステップとなることから日本側は再度黒龍江省側に協力を呼びかけた。黒龍江省側も具体的に実施したいプロジェクトを積極的に提案し、中央政府への積極的な働きかけを約束した。

ERINAからは2003年6月に実施する北東アジア・ビジネスメッセ（参照：<http://nab-messe.erina.or.jp/>）への黒龍江省企業の参加呼びかけ及びそのとりまとめを中心とする協力を依頼した。このビジネスメッセは北東アジア各国・地域から参加する企業・団体・地方政府（自治体）相互のビジネスチャンスやビジネスパートナーの発掘、投資情報の交換を行い、貿易・投資・技術交流の拡大を促進することを目的に新潟市で開催する多国間商談会である。過去に実施してきた中国東北地域の食材商談会の規模を地域面でも商品面でも拡大させたものである。当方の依頼に対して、黒龍江省側は担当する対外貿易経済合作庁から、企業に呼びかけて参加企業を募り、代表団を組織して必ず参加するとの回答を得た。

黒龍江省側からの議題には、2003年第14回中国ハルビン経済貿易商談会への参加依頼、中国国際冬季体育用品・冬季服装展覧会への参加依頼、2003年黒龍江省（日本）投資貿易商談会、黒龍江省国有企業の技術改造プロジェクトへの協力、研修生の受け入れ、新潟県大連経済事務所の活用が挙げられた。新潟県側からは全面的に協力する旨の回答がなされ、情報交換など頻りに連絡をとり、新潟と黒龍江省間の貿易の増加に向けて協力していくことを確認した。

この会議に参加するために、今回初めて長春からハルビンへの移動に高速バスを利用した。バスは30分に1本以上の頻度で運行されていて、料金は69元（約1,000円、1元は約15円）であった。長春～ハルビン間（約240km）の高速道路を利用し3時間10分で両都市を結ぶ。列車を利用した場合（硬座37元）よりも高いが、運行頻度が高く、走行時間も短いといったメリットがある。ただし、冬場、路面が凍結しているなど悪天候時にはおすすめしない。

### 長春市新立城鎮訪問

東北アジア研究院の教授に同行し、長春市にある約30の鎮の一つである新立城鎮を訪問した（11月15日）。この鎮は吉林省の十強鎮にも選ばれている長春市南部の人口2.7万人の鎮である。この鎮は農業に限らず、工業も盛んで、

観光業にも力を入れているとのことであった。確かに、のどかな風景の中に、工場が点在しているのが窺えた。

この鎮の主要な工業に、フォアグラ生産・加工、ワイン製造、注射針を中心とする医療用品生産などがある。特にフォアグラはフランスへ大量に輸出していて、現在、加工量の拡大にあわせて大型工場を建設中である。完成予定は2003年5月とのことであった。観光面では新立城ダムのほか、スキー場やゴルフ場を目指して観光客が訪れているという。

この鎮の更なる発展を目指して、鎮長および関係者は専門家との意見交換の機会を設けていた。この日同行した東北アジア研究院の教授もその専門家の一人として、アドバイスをを行っているという。この日の意見交換の中には、観光客をさらにひきつけるためにダイビングプールを作ろうか、水族館がいいのかなどのユニークな意見も飛び交った。

また、日本との取引にも積極的で、2003年の4～7月の間に日本を訪問する予定とのことであった。日本では、スーパーに行って農産品などがどのように売られているのか、流通の仕組みはどうなっているのかを勉強したいという。また中小企業の経営にも非常に関心があるとのこと、日本の中小企業を数社訪問し、経営や管理の方法などを学び、新立城鎮での企業の経営に役立てたいと語っていた。さらに日本の中小企業診断士という資格は今後中国においても必要となってくると思うので是非講義を受けたいと熱心に話してくれた。東北アジア研究院の日本事情に詳しい教授がアドバイスしているとは言え、その前向きな姿勢、積極的な態度には感動を覚えた。

2003年6月に開催予定の北東アジア経済会議、北東アジア・ビジネスメッセの話をする、訪日は6月として、会議・ビジネスメッセにもぜひ参加したいと言ってくれた。特にビジネスメッセは非常に良い機会なので新立城鎮の特産品を持って商談に臨みたいと意欲的であった。こうした話を受けて、早速6月にあわせて具体的な訪問の日程を組む行動力には驚いた。

自由な発想・活動が独創的な政策へとつながり、こうした積極性と行動力が活力のある地域づくりにつながっていくのであると感じた。

### 琿春市訪問

吉林大学東北アジア研究院では現在琿春市と朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮）羅先市との間に、国を跨いだ経済合作区を設立すべく、調査・研究を進めている。現段階での両地域の将来の発展計画（都市計画、産業計画など）を整理し、それぞれの計画を最大限活かしながら両地

域で協力できる分野とその方法、効果的な合作区の設立方法、長期的な両地域の発展計画などを検討している。この研究は、現地政府関係者・担当者との意見交換を行い、それらの意見を取り入れて少しずつ修正しながらより実践的な計画を作り上げていっているところが特徴的である。

今回、この調査の一環として、11月27日～29日の琿春出張に同行する機会を得た。研究院の訪問団は私を含めて8名であった。琿春到着後は2班に別れ、5名が羅先市へ行って関係者と意見交換を行い、残りの3名が琿春市政府関係者と意見交換を実施し、関連資料の収集にあたった。私は琿春に残った。

この調査団は既に1度北朝鮮側と意見交換をしており、北朝鮮側の意見を取り入れた形で修正した案を持って今回再度羅先市を訪問している。ここでの意見交換を受けて再度修正を行い1ヶ月以内に再び北朝鮮を訪問する予定とのことであった。

琿春市では琿春地域の今後の地域発展計画などを調査した。都市計画、建設、観光、貿易投資、税関管理などを担当する各部局を一つ一つ訪ねて、関連資料収集を実施した。日本からの訪問団の場合はかなり詳細に日程が組まれており時間の余裕がないが、今回の訪問では話を聞いて関連部門の担当者を紹介してもらってはそこを訪れ、またその訪問先で関係部門を紹介してもらうといった臨機応変な訪問、情報収集ができた。各部門を訪ね、徹底的に情報収集に当たる姿勢は勉強になった。こうした交流・意見交換を重ねながら研究者と地域政府との間に非常に強い信頼関係が構築されていることを感じた。これは将来大きな成果となって現れることであろう。

琿春滞在中の空き時間を利用して、初めて中国と北朝鮮とを結ぶ沙坨子税関を訪問した。琿春市内から約20分の所に位置する。琿春には沙坨子税関以外にも中口の琿春税関（長嶺子税関）中朝を結ぶ圈河税関がある。琿春税関、圈河税関は1級税関であり、第三人も通過できるようになっているが、沙坨子税関は2級税関であるため第三人の通過はできない。税関職員に話を聞く際は代表者の身分証明書の提示を要求されるなど厳しかった。第三人の訪問は事前に許可を得る必要があるなど困難であるため、私は中国人になりすましていたしかなかった。

訪問した夕方の時間帯は両国を結ぶ橋を北朝鮮側からトラックがやってきた。20分ほどの間に5台の小型トラックが走行してきた。いずれも中国ナンバーの車で、北朝鮮の水産品を載せて戻ってきたところのことであった。沙坨子税関の2002年1～8月の貨物通過量は輸出3,323トン、輸入が1,534トンであった（琿春税関は14,656トン、

13,973トン、圈河税関は70,539トン、15,526トン）。

また、9月に琿春を訪問した際に見学した「中口互市貿易市場」を再度訪れてみた。残念ながら今回の訪問時には稼働していなかった。聞くと、9月のオープンが試験稼働であって、その状況をもとに正式稼働の許可が下りることであった。11月末の段階ではまだ中央政府から正式稼働の認可が下りていなかった。対口交流の拡大の一翼を担うことが期待されていただけに残念である。早期正式稼働が望まれる。

### その他雑感

11月の長春市はマイナス10度を下回る日が多く、日本とは比べものにならない寒さに戸惑ったりしたものの毎日忙しく充実した時間を過ごすことができた。長春は何度か訪れたことがあったが、出張ではなく滞在となると感じ方もまた異なった。

長春で暮らす人々と同じように路線バスに乗って移動してみたり、市場やスーパーへ行ってみたり、美容院や映画館に行ってみたりして、想像以上に暮らしやすい都市であることを実感した。長春に到着してすぐに1,000円で購入した携帯電話は中国の友人たちはもちろん、日本との連絡を取る上で強力な道具となって活躍してくれた。研究院内でも訪問先でも至るところで携帯電話の音が鳴り響き、携帯からメールを送ったり、インターネットにアクセスしたりする様子は日本と変わりが無い。自家用車を持つようになった中国の友人も少しずつ増えていることや街で配られるマンション販売の広告の量の多さには驚かされた。


また、中国の方々の人的ネットワークには感心させられた。食事をするとなると自分の友人や仕事上の関係者などを数名招いて紹介し、互いのネットワークを広げていけるように気遣ってくれる。そこで知り合った人たちがさらにまた別の知人を紹介してくれて人の輪が広がっていく。その後も仕事面や生活面などで協力してくれる。このような中国の方々の人との付き合い方に驚き、また羨ましく思った。

滞在中、さまざまな方面から協力をいただいた吉林大学東北アジア研究院の皆さん、吉林省社会科学院の皆さん、そしてさまざまな面から助けてくれた方々に心から感謝している。毎回訪問するたびに中国の方々の心遣いには感動させられる。記して感謝の意を表したい。

このような実際にその地に滞在する形での相互交流を継続し、信頼関係を構築していくことの重要性を改めて感じた1ヶ月間であった。

## 北東アジア関連ホームページ紹介第7回

北東アジア関連のホームページを紹介します。是非、一度アクセスしてみてください。

	<p><b>中国铁路で旅に出よう！【日】</b>(<a href="http://hccweb5.bai.ne.jp/iroshiya/tielu.html">http://hccweb5.bai.ne.jp/iroshiya/tielu.html</a>)</p> <p>中国を鉄道で旅するための情報を提供しているサイト。まず、切符の買い方や列車の乗り方から説明してくれる。特に便利だと思われるのは、「主要駅発車時刻表」である。これは、「全国铁路旅客列车时刻查询系统」という中国のサイトを利用してつくられており、中国全土の主な駅の時刻表を調べることができる。切符を買うときに必要な「車次」という列車番号や、「類型」をチェックできる。「類型」には、例えば「空調特快」や「普慢」などがある。さらに、始発駅や終点駅の時刻表へのリンクもあるので、乗り継ぎについてもすぐ調べることができる。他にも、駅間距離表や料金表があるので列車料金を調べることができ、中国の鉄道に関するリンク集も参考になる。</p> <p>なお、姉妹サイトとして、中国の旅行情報 (<a href="http://hccweb5.bai.ne.jp/iroshiya/travel1.html">http://hccweb5.bai.ne.jp/iroshiya/travel1.html</a>) がある。</p>
	<p><b>朝鮮日報 北朝鮮レポート【日】</b> (<a href="http://japanese.chosun.com/">http://japanese.chosun.com/</a>)</p> <p>韓国の主要日刊紙の一つである朝鮮日報の日本語ホームページにある北朝鮮情報のコーナー。記者の現地取材による記事だけではなく、北朝鮮を脱出した人々の証言も多く掲載されている。</p> <p>最近の記事では、政治犯収容所の看守だった脱北者がその悲惨な実態を証言する記事が掲載されている。また中国国境で中国の携帯電話を使用する住民が出てきてこれに対する取締りが強化された記事など、相変わらず情報統制が厳しい様子も住民レベルの視点で伝えられている。</p> <p>一方、最近の“経済開放政策”を反映し、経済の実情を報ずる記事も見られる。公認された農民市場の活況を伝える記事、対外的な信用を回復するため、在外同胞から親族への送金を確実に本人に渡すよう指令が出されたという記事、外国人向けの決済通貨をドルからユーロに変更したが、結局はドルが流通している現状を伝える記事などは、北朝鮮経済の側面を浮き彫りにしており興味深く読める。</p>
	<p><b>VICS (Vostochny International Container Services) 社【英/口】</b>(<a href="http://www.vics.ru">http://www.vics.ru</a>)</p> <p>SLB (シベリア・ランドブリッジ) の東側のゲートウェー港であるポストーチヌイ港のコンテナターミナル運営会社のサイト。大手海運会社であるP&amp;O系列の資本も入った合弁会社である。ホームページには、ターミナルの紹介のほか、ターミナルの活動状況や各都市までの輸送日数、新サービスの提供情報などに関する週刊ニュースが掲載されている。2001-02年の全バックナンバーも閲覧可能である。また、ホームページから申し込みれば、このニュースのメール配信を受けることもできる。さらに、ホームページ上で、コンテナ番号を入力して個別コンテナの船積・荷降状況を確認することができるようなサービスもある。ただし、このサービスを利用してみたいことはないの、残念ながら、使い勝手の良さまでは不明。全体として、闇雲に情報量を増やさず、利用者が欲しいだろうと思われる情報に絞り込んで伝えようとする姿勢に好感が持てる。</p>

# 北東アジア動向分析

## 朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）

### 日朝、米朝関係の停滞と南北間での経済協力体制の強化

北朝鮮は、2002年後半の対日、対米関係の行き詰まりと、金大中大統領の任期満了を控え、南北関係の優先度を高めた。その結果、2000年6月の南北首脳会談以降、合意されながらも実行が遅れていた開城工業地区の指定、金剛山観光地区の指定、京義線、東海線鉄道及び並行道路の建設が促進された。

#### (1)開城工業地区の指定

最高人民会議常任委員会は2002年11月13日に『朝鮮民主主義人民共和国開城工業地区を設置することについて』という政令を出し、法的に開城工業地区の設置を宣言した。11月20日には『朝鮮民主主義人民共和国開城工業地区法』が最高人民会議常任委員会によって採択された。

開城工業地区は、韓国の現代峨山と韓国土地公社が主体となって建設を行う予定になっている。今回出た工業地区法では外国人、外国企業の投資を特に制限はしていないが、韓国からの投資を主な対象として、設置され、建設が行われていく地区だ。

推奨業種としては、インフラ投資、先端科学技術と共に軽工業分野があげられていることが特徴だ。労働力の採用については、「外国人投資法」で規定されているような「労働力斡旋機関」を通じての採用が義務づけられていない。これが南側企業による自由な労働力の採用につながるかどうかは、現段階では不明だが、もしそうだとすれば、北朝鮮の投資条件は、韓国からの投資に有利に設定されたことになる。

#### (2)金剛山観光地区の指定

北朝鮮では、2002年10月23日に金剛山観光地区を設置する政令が公布された。また、2002年11月13日には『朝鮮民主主義人民共和国金剛山観光地区法』が最高人民会議常任委員会によって採択された。

これまでも韓国からの金剛山観光は行われていたが、輸送手段が海路に限られており、費用と時間がかかるため、観光客数が伸びなやんでいた。今回の観光地区法では、陸路の観光が許容されており、金剛山観光は新たな展開を迎えることとなる。

南北は、離散家族の面会所を金剛山に設置することに関して協議を重ねており、金剛山の陸路観光が実現し、離散家族の面会所が金剛山に設けられることになれば、南北合

わせて1,000万人に上るといわれる離散家族の面会を、当事者の存命中に行うことができる物理的な条件が整うことになる。今後は、面会所の建設や、安否確認、面会手続などの具体的な事業を行う段階になるが、南北間の社会体制の違いから、北は面会にそれほど積極的ではない。そのため、大量の面会が行われるようになるには、かなりの時間を要すると思われる。

#### (3)京義線、東海線鉄道および並行道路の建設

2002年9月18日に非武装地帯での建設が南北双方で始まった鉄道建設は、2002年12月末現在で大詰めを迎えている。線路が連結されたからといって、すぐに列車が走られるわけではない。南北間の鉄道で信号、通信などの実務的な協定を行う必要がある。また、休戦ラインを超えて鉄道を運行するためには、国連軍も含めた協議や協定の必要があり、今後鉄道の連結問題は、列車の運行条件を確保するための具体的な条件の設定をめぐる、南北間および北朝鮮と国連軍の間での行政的、軍事的合意の確保に焦点が移っていく。

### 韓国大統領選挙の結果と今後の南北関係

今回の大統領選挙では、新千年民主党の盧武鉉氏が当選した。任期は2月25日からである。盧武鉉氏は太陽政策の継続を表明しているが、核開発を巡り、日米だけでなく、中口との関係も微妙な北朝鮮との関係をどのように発展させていくか、国際政治的なバランスをとることが課題となる。北朝鮮の経済復興のために必要な資金を韓国がすべて提供することは無理なため、日本を含めた周辺諸国が納得するような形で北朝鮮を国際社会へと誘導していくことが韓国の重要な役割である。国内で反米感情が高まる中、国内政治と国際的なバランスの維持を両立させることは従来予想されていた以上に困難になるであろう。

(ERINA調査研究部研究員 三村光弘)



## 中国（東北三省）

### 2002年1-10月期の東北経済 - 黒龍江省の貿易が著しい伸び

アジア金融危機以降の中国経済の動きをみると、年の前半の成長率が高く、後半に低くなるという傾向があり、安定しているとは言えなかったが、2002年にはこの状況を脱し、年間を通じた安定的な成長を遂げている。1-10月期の投資、消費及び輸出の伸びによって、国内総生産（GDP）の伸び率は7.9%と1-6月期の7.8%より0.1ポイント高まり、最終的には8%の成長率に達するものと中国政府は予測している。

1-10月の中国全体をみると、輸出の伸び率は20.6%、固定資産投資では24.1%に達した。世界経済の減速の中で、中国経済が加速したのはWTO加盟効果によるものと考えられる。

東北三省について、公表されている2002年1-10月期の主要経済指標を基に動きをとらえてみよう。

GDP成長率は、遼寧省9.5%、吉林省10.2%、黒龍江省10.1%で、三省とも全国平均の7.9%を上回った（1-9月期）。また、鉱工業生産伸び率も遼寧省13.4%、吉林省16.8%、黒龍江省12.4%で、いずれも全国平均以上の伸びとなった。固定資産投資伸び率では吉林省が好調で30.1%といった大幅増を記録した。一方、他の2省は全国平均を下回る結果となった。特に、黒龍江省の伸びは9.1%に留まり、全国の中でも最下位であった。他の地域で大きく伸びた不動産開発投資が黒龍江省では0.5%増と伸び悩んだことが特徴的である。社会消費品小売総額の伸び率は吉林省が10.7%、黒龍江省が10.1%と好調であった。

貿易の伸びについては三省がそれぞれ異なる状況となった。黒龍江省の輸出入伸び率はそれぞれ36.5%、36.8%と非常に高かった。形態別にみると、一般貿易、加工貿易の輸出額がそれぞれ前年同期比13.2%、36.6%増加している。特に対ロシア国境貿易が64.6%増と著しく増加した。

遼寧省は20億ドルの貿易黒字を実現した。三省では黒字を記したのは遼寧省だけであった。同省の輸出は上半期は下降傾向にあったものの、7月以降徐々に伸びはじめ1-6月

期の0.7%増から1-10月期には11.4%へと大きく転換した。この伸びの背景には機械電気製品、ハイテク製品輸出が好調に推移したことや外資企業の輸出が拡大したことが挙げられる。輸出相手国をみると、米国、ASEAN、ロシアへの輸出がそれぞれ24%、29%、37%増と大きく伸びていることが特徴的である。また、香港、韓国、日本などのアジア諸国及び南米向け輸出も増加している。一方、輸入は前年同期比5.4%増にとどまった。

吉林省の輸出は前年同期比18.8%増で、輸出入収支は2.3億ドルとなった。輸出品目の中では、農産物とりわけトウモロコシの輸出が著しく伸び、輸出量では587万トン、金額では5.9億ドルに達した。

東北三省の2002年1-10月期の経済状況を見ると、三省の中では特に吉林省が鉱工業生産、固定資産投資、社会消費品小売総額といった各方面において好調であった。また貿易面では黒龍江省が輸出入ともに大きく伸びた。三省経済は好調に推移し、2002年も全国を上回る経済成長率を記すこととなる。

### 牧畜業が吉林省の農村主導産業に

近年吉林省の牧畜業が急速に伸びている。同省は西部地域における畜舎での飼育を禁止し、同地域の草原を活用することで、無疫病地域を設置した。

家畜の飼育が盛んとなることによって、同省では鶏肉加工の吉林徳大、牛肉加工の長春皓月などの牧畜専門加工企業も急成長している。国内販売はもちろん海外との取引も拡大傾向にある。こうした企業の成長に伴ってさらに家畜の飼育が拡大していく好循環となり、工場周辺の農民も恩恵を受けている。

吉林省にとっては、中心産業である耕種農業に加え、牧畜業が発展することが農民収入を向上させる重要な役割果たすことになる。吉林省の牧畜業の発展は今後ますます注目されることになる。

（ERINA調査研究部研究員 李勁）

		2000年				2001年				2002年1-6月				2002年1-10月			
		中国	遼寧	吉林	黒龍江	中国	遼寧	吉林	黒龍江	中国	遼寧	吉林	黒龍江	中国	遼寧	吉林	黒龍江
GDP成長率	%	8.0	8.9	9.0	8.1	7.3	9.0	9.3	9.3	7.8	9.2	9.1	9.7	7.9	9.5	10.2	10.1
鉱工業生産伸び率	%	9.9	9.9	13.8	10.0	8.9	10.8	15.1	9.5	11.7	11.4	16.1	10.9	12.3	13.4	16.8	12.4
固定資産投資伸び率	%	9.3	13.2	16.9	7.6	12.1	11.9	15.8	14.3	24.4	13.5	37.9	8.2	24.1	14.2	30.1	9.1
社会消費品小売額伸び率	%	11.4	10.7	10.5	7.7	10.1	10.1	11.8	9.6	8.6	-	10.7	10.2	8.7	-	10.7	10.1
輸出入収支	億ドル	241.0	26.8	0.7	0.9	226.0	23.1	2.1	1.6	134.1	9.5	1.9	3.2	247.4	20.0	2.3	3.5
輸出伸び率	%	27.8	32.3	21.8	23.7	6.8	2.4	16.3	15.4	14.1	0.7	4.5	17.6	20.6	11.4	18.8	36.5
輸入伸び率	%	35.8	47.8	9.6	52.7	8.2	7.7	27.1	11.1	10.4	0.6	6.6	30.6	18.7	5.4	10.8	36.8

（注）前年同期比。"- "はデータ未入手。2002年1-10月のGDP成長率は公表されていないため1-9月期のものを代入。

（出所）中国国家统计局、各省統計局、対外貿易経済合作部、各種新聞報道より作成。

## ロシア（極東）

### 2002年1-9月のロシア極東経済

2002年1-9月の極東の鉱工業生産は2%減少した。ロシア国内の他の地域では伸び率の低い地域（沿ヴォルガ連邦管区は2.2%）、高い地域（北西連邦管区は14.3%）があったが、マイナス成長だったのは極東連邦管区のみである。地方別に見ると、生産が増加したのは、チュコト自治管区、ユダヤ自治州、ハバロフスク地方、マガダン州及びサハ共和国であり、サハ共和国以外の地方は、ロシア平均を上回る成長率であった。一方、他の地方、特に地域経済に相当なシェアを占めるサハリン州、カムチャッカ州及びアムール州での減少が地域全体の鉱工業生産に大きく影響し、全体としては減少となった。

成長率の最も高いチュコト自治管区では、好調だった乳製品の38.7%及び石炭採掘の36.6%の増加が、食肉生産及び金の採掘の大幅な減少（それぞれ 38.1%及び 24.3%）をカバーした。ユダヤ自治州では石炭採掘が2.6倍に増加し、ハバロフスク地方では製材生産が29.1%増え、これらの地方の鉱工業の生産増に寄与した。最大の落ち込みは、カムチャッカ州で記録された。この地方では、増加した分野が殆どなく、製材、アルコール類、コンクリート建材、食肉及び海産物の生産が大きく減少した。

極東全体の小売売上高及び実質貨幣収入の増加はロシア平均レベルを若干上回っているが、大きく伸びた地方・州もある。例えば、小売売上高ではサハリン州、ユダヤ自治州及びチュコト自治管区、実質貨幣収入ではユダヤ自治州、チュコト自治管区、沿海地方及びサハ共和国が目立っている。前年同期と失業者数が変わらないチュコト自治管区以外、すべての地方で雇用状況が改善する傾向にあった。消費者物価も、チュコト自治管区（33%増）を除いてほぼロシアの平均に近いレベルであった。

### プーチン大統領の中国訪問

2002年12月1～3日にプーチン大統領は就任して以来2回

目の中国公式訪問を行った。この10年間で10回目の中口首脳の出会でもあり、両国間の親密な関係が続いている。

2日に江沢民国家主席と会談を行い、国際問題及び二国間関係に関する中口共同宣言を含む一連の協定に調印した。共同宣言では、中口関係の将来、朝鮮半島の非核化、反テロ・分離主義対策、国連及び上海協力機構の役割などに関して、中国及びロシアの立場が一致していることを再確認した。また、胡錦濤中国共産党中央委員会書記長兼国家副主席との会談は、中口関係の堅固な基礎が既にできており、今後も戦略的協調に変化がなく、それを継続・発展させることを確認する意義があった。

政治的な面では今回の訪中が大きな成功を収めたとの評価があるのに対し、経済協力ではそれほどの進歩が見られなかった。もちろん、共同宣言の中には経済に関する項目もあり、貿易の拡大、エネルギー協力の発展、国際輸送網の整備などにおける協力の必要性や、ロシアのWTO加盟に対する中国の支持などが表明された。更に、中国輸出入銀行及びロシア対外貿易銀行間でクレジットラインに関する協定が結ばれ、これにより中口貿易が活発化することが期待される。しかし、例えば、目玉の一つと考えられていたアンガルスク～大慶間の石油パイプラインの建設に関しては期待された進展がなかった。この案件については、両国の当事者間（CNPC及びユコス）がプロジェクト文書を準備しており、今回の訪中時に調印するものと期待されていた。また、ロシアのガスプロム社が参加する予定の中国の「西気東輸」天然ガスパイプラインの建設プロジェクトの見通しも、不透明のままに残った。このことは、中口の政治的な信頼が非常に高いレベルに達しているにもかかわらず、経済協力を同じレベルまで向上するためにはさらなる時間と両国の努力が必要であることを示している。

（ERINA調査研究部研究員  
ドミトリー・セルガチョフ）

	鉱工業生産 (2002年1-9月) [前年同期比]	小売売上高 (2002年1-9月) [前年同期比]	消費者物価 (2002年9月) [対前年12月比]	実質貨幣収入 (2002年8月) [前年同月比]	失業者数 (2002年9月) [前年同期比]	参考：地域総鉱工業生産 (2002年1-9月) [対全国比(対全地域比) %]
サハ共和国	0.6	20.7	9.6	15.1	9.8	1.27 (28.62)
沿海地方	0.6	11.0	8.9	16.1	1.8	0.70 (15.81)
ハバロフスク地方	10.8	8.5	12.9	8.5	27.3	1.19 (26.98)
アムール州	0.9	4.1	8.6	0.8	13.8	0.23 (5.17)
カムチャッカ州	13.7	1.9	12.3	2.8	20.6	0.30 (6.73)
マガダン州	9.6	5.6	8.4	2.7	35.3	0.23 (5.25)
サハリン州	13.4	21.1	13.3	8.1	34.0	0.43 (9.63)
ユダヤ自治州	12.9	20.6	12.7	24.8	20.0	0.03 (0.58)
チュコト自治管区	37.2	17.0	33.2	22.7	0.0	0.05 (1.23)
極東	2.0	11.6	11.0	10.7	16.5	4.43 (100.00)
ロシア連邦	4.0	8.9	10.3	7.0	12.7	100.00

出所：ロシア国家統計委員会、「ロシアの社会経済状況」月報、9号、2002年、「ロシア連邦管区の社会経済状況」月報、9号、2002年。

## モンゴル

### マクロ経済状況

インフレ及び為替レートが比較的堅調であった中、実物経済はある程度の改善を示した。前年同期に比べ、2002年11月の消費者物価は2.5%、為替レートは2.1%上昇した。公式失業者数は、前年同期比23.1%減となった。

しかし、貿易赤字と財政赤字はさらに悪化した。11月までの貿易赤字は総額1億3,630万ドルに達し、前年同期比38.8%増加した。国家財政の赤字は、前年同期の2.1倍の462億トグルクとなった。これはGDPの約4%程度と見込まれる。

### 貿易の状況

モンゴルの輸出品の太宗が鉱業、畜産業から産出される原料及び半加工品で占められている構造に変化はなく、国家の輸出総額は依然としてこれらの財の国際市場価格変動など外的な要因の影響を強く受けている。年初からの11ヶ月の貿易総額は12億6,630万ドルであり、そのうち輸出が5億6,500万ドル、輸入が7億130万ドルであった。輸出額が前年同期比33.6%増加したものの、輸入額はそれを上回る34.6%増となった。この大幅な増加は、国際市場における非通貨用の金の取引によって説明される。こうした金取引の輸出額は2億1,770万ドル（輸出総額の38.5%）、輸入額は1億ドル（輸入総額の14.2%）であった。これによる黒字額1億1,770万ドルは、国家貿易収支の改善に大きく貢献した<sup>1</sup>。

銅精鉱の国際市場価格の低下傾向が続いていることから、輸出量は0.4%増加したにもかかわらず、輸出額は8.5%（1,190万ドル）減少した。繊維製品の輸出も140万ドル減少した。

北東アジア諸国は、引き続きモンゴルの主要貿易相手国

であり、貿易総額の57.7%を占めた。そのうち、対中国貿易は4,420万ドルの黒字であったが、それ以外の国との貿易は赤字であった。このうちロシアとの貿易は1億6,690万ドルの赤字である。対口輸出は前年同期比17.8%減である一方、対口輸入は14.2%増であった。

### 鉱工業及び運輸の状況

2002年1～11月の鉱工業生産は前年同期比4.1%増加した。内訳をみると、製造業生産は28.2%増加したが、鉱業・採石業の生産額は7.9%の減少だった。原油産出は2.1倍となり、12万6,200バレルに達した。一方、金産出は11.0%減であった。

製造業の生産増に寄与したのは、食品・飲料部門（特に乳製品、製粉）、繊維、出版印刷、紙製品及び金属製品の各産業であった。2002年にはモンゴルで初めてタバコ製造も開始され、11月までに16万4,500箱の紙巻タバコが生産された。

同期間の電力生産は22億630万kWhで前年同期比5.3%増、熱生産は550ギガカロリーで同じく1.0%増であった。これに対し、電力輸入は1億4,270万kWhで21.8%減であり、電力自給率はやや高まった。

2002年1～11月の鉄道輸送貨物量は590万トンで、前年同期比22.9%増であった。このうち、国内貨物は27.5%、通過貨物が53.4%、輸出入貨物が19.1%であった。通過貨物が44.2%、輸入貨物が12.0%増加したことが、貨物量全体の増加に大きく寄与した。鉄道旅客輸送数は前年とほぼ同じレベルであったが、航空旅客輸送数は前年同期比23.6%増であった。

（ERINA調査研究部客員研究員

シャグダル・エンクバヤル）

	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	02年1-3月	02年1-9月	02年1-11月
鉱工業生産額（前年同期比：%）	4.4	3.2	1.3	2.4	11.8	10.6	8.1	4.1
消費者物価上昇率（対前年末比：%）	20.5	6.0	10.0	8.1	11.2	0.6	3.1	0.3
国内鉄道貨物輸送（百万トンキロ）	2,554.2	2,815.3	3,491.7	4,282.5	5,287.9	1,594.9	4,836.2	5,876.2
失業者（千人）	63.7	49.8	39.8	38.6	40.3	40.4	33.6	31.0
対ドル為替レート（トグルク、期末）	813.2	902.0	1,072.4	1,097.0	1,102.0	1,104.0	1,117.0	1,123.0
貿易収支（百万USドル）	16.8	158.1	154.5	148.4	169.6	44.3	217.5	136.3
輸出（百万USドル）	451.5	345.2	358.3	466.1	385.2	70.6	270.6	565.0
輸入（百万USドル）	468.3	503.3	512.8	614.5	554.8	114.9	488.1	701.3
国家財政収支（十億トグルク）	65.1	102.1	98.2	69.7	45.5	13.2	197.4	46.2
成畜死亡数（100万頭）	0.6	0.7	0.8	3.5	4.7	1.8	2.7	-

（注）失業者数は期末値。消費者物価上昇率は各年12月末、2002年は期末値。貨物輸送、財政収支は年初からの累積値。

貿易収支額は、02年1-11月データのみ非通貨用金取引額を含む。

（出所）モンゴル国家統計局「モンゴル統計年鑑2001」、「モンゴル統計月報」

<sup>1</sup> なお、非通貨用金の取引は、モンゴル統計月報2002年11月号から貿易統計に算入されたため、過去の貿易額に関するデータとは整合しないことに注意が必要である。2001年1-11月（前年同期）分のみ遡及改訂されたデータが公表されているが、それ以前の分については今後公表されるものと思われる。

## 韓国

### マクロ経済動向と展望

第3四半期のGDP成長率は季節調整値で前期比1.3%となり、前期の成長率を下回り景気の減速傾向を表した。これを需要項目別に見ると、固定資本形成は前期の1.6%から5.1%と下げ幅が拡大し、最終消費支出も0.5%とマイナスに転じた。足元での内需の落ち込みは明らかとなった。

また、製造業生産指数を見ると、前年同月比伸び率で9月に3.5%と急低下したのに続き、10月も同じく3.5%と低い水準にとどまっている。失業率は季節調整値で9月の2.8%から10月、11月は3.0%と若干上昇した。

物価は引き続き上昇傾向を示しており、消費者物価は前年同月比上昇率で10月の2.8%から11月の3.5%に、生産者物価は10月の3.1%から11月の4.0%にそれぞれ拡大した。

政府系シンクタンクである韓国開発研究院(KDI)が、第3四半期の実績をもとに12月に公表した経済予測では、今年のGDP成長率を前回予測(10月公表)と同様に6.1%としている。一方来年についても、前回と同様に5.3%まで低下すると予測している。これは主に消費の伸び悩みによって生ずるもので、今年6.4%の伸びを予測している消費は4.0%まで低下するとしている。

### 盧新政権の経済政策

12月に行われた大統領選挙で新千年民主党の盧武鉉氏が当選した。以下では2月に発足する盧新政権の経済政策について展望したい。

基本的には現与党から出馬した盧氏の経済政策に、現政権と大きな差異があるとは考えにくい。“7%成長の実現”、“250万の新規雇用の創出”といった選挙公約は、通貨危機以降の社会的軋轢の高まりを背景に、現政権に対する国民

の不満を吸収するために打ち出されたものであり、政権発足後の政策運営は現実に取りうる政策手段の範囲内に収束していくものと見られる。

但し、民主化運動や労働運動を支援する弁護士としてキャリアを形成してきた盧氏が、独自色を出すため財閥改革、労働問題といった分野においては強力なリーダーシップを発揮することは予想される。

韓国の財閥は通貨危機以降、大宇グループの破綻、現代グループの解体など大きな変化を経験してきた。リストラに成功しグループとして生き残った財閥企業においても、外国人投資家の持ち株比率の高まりなどにより、かつてのようなオーナー族専制の企業経営は困難な状況となっている。しかし一方で、三星グループや現代自動車グループなどにおいて、現オーナーの子息の経営陣への登用が図られるなど、旧態依然とした体質も残されている。新政権は根強い国民の反発を背景に、財閥改革の徹底を図る可能性が指摘できる。新聞報道によればすでに、選挙後設置された大統領職務引継委員会において、公正取引委員会の権限強化など具体的施策の検討が開始された模様である。

また労働問題においては、公務員へ労働三権の付与、週休二日制の導入、電力、ガス、鉄道などの公営企業の民営化など、現政権の積み残しの重要課題が多い。これらについて、新政権は労働組合寄りの姿勢を打ち出す可能性が高く、経済界との軋轢が生ずる可能性がある。

(ERINA調査研究部研究主任 中島朋義)

	1998年	1999年	2000年	2001年	01年10-12月	02年1-3月	4-6月	7-9月	2002年9月	10月	11月
国内総生産(%)	6.7	10.9	9.3	3.0	1.6	1.9	1.4	1.3	-	-	-
最終消費支出(%)	9.8	9.4	6.7	3.7	1.8	2.6	1.7	0.5	-	-	-
固定資本形成(%)	21.2	3.7	11.4	1.7	3.3	4.4	1.6	5.1	-	-	-
製造業生産指数(%)	6.6	25.0	17.1	1.5	2.0	3.7	6.8	5.7	3.5	3.5	-
失業率(%)	6.8	6.3	4.1	3.7	3.4	3.0	3.1	3.0	2.8	3.0	3.0
貿易収支(百万USD＃)	41,627	28,371	16,872	13,392	2,173	3,265	4,396	2,988	1,085	2,086	1,353
輸出(百万USD＃)	132,313	143,686	172,268	150,439	36,350	35,670	40,260	41,428	13,915	15,112	15,322
輸入(百万USD＃)	93,282	119,752	160,481	141,098	34,158	33,728	37,798	37,753	12,961	12,852	12,970
為替レート(ウォン/USD＃)	1,399	1,190	1,131	1,291	1,293	1,320	1,270	1,197	1,209	1,241	1,212
生産者物価(%)	12.2	2.1	2.0	1.9	0.0	0.2	1.2	1.6	2.2	3.1	4.0
消費者物価(%)	7.5	0.8	2.3	4.1	3.3	2.5	2.7	2.5	3.1	2.8	3.5
株価指数(1980.1.4=100)	406	807	734	573	598	793	840	723	703	642	680

(注) 失業率は水準、製造業生産指数、生産者物価、消費者物価は前年同期比伸び率、その他のパーセンテージ表示系列は前期比伸び率

国内総生産、最終消費支出、固定資本形成、失業率は季節調整値

生産者物価は1995年基準、消費者物価は2000年基準

貿易収支はIMF方式、輸出入は通関ベース

(出所) 韓国銀行、国家統計庁他

# 研究所だより

## 役員等の異動

### < 就任 >

- 評議員 奥田孝浩（東日本電信電話株式会社新潟支店長）  
 評議員 高橋助七（新潟県中小企業団体中央会会長）  
 評議員 高橋正樹（新潟県副知事）  
 評議員 永松恵一  
 （社団法人日本経済団体連合会常務理事）  
 評議員 西川喜勝  
 （日本電気株式会社NECソリューションズ執行役員常務）

以上 平成14年11月28日付け

## 職員の異動

### < 採用 >

- 総務部嘱託員 伊藤信義  
 平成14年11月20日付け

### < 退職 >

- 調査研究部研究助手 蔡承完  
 平成14年12月31日付け  
 調査研究部客員研究員 ダシュナム・ナチン  
 平成15年1月10日付け

## セミナーの開催

- 平成14年度第7回賛助会セミナー  
 平成14年12月16日(月) ホテルディアモント新潟  
 テーマ：「鉄道改革について」  
 講師：作新学院大学 地域発展学部 地域経済学科 助教授 堀雅通氏  
 地域セミナー  
 北東アジア・シンポジウム  
 平成14年12月24日(火) 県庁西回廊講堂  
 主催：新潟県、ERINA  
 講師：拓殖大学国際開発学部教授、北京大学客員教授 杜進氏  
 立教大学法学部教授 李鍾元氏  
 新潟県知事 平山征夫氏  
 ERINA所長 吉田進氏

## 編集後記

1994年2月に創刊されたERINA REPORT第1号は29頁の薄さで日本語のみの内容だったが、清新なスピリットに満ちていた。年々本誌のボリュームも増え、英語を加えて充実を図ってきたが、創成期のスピリットが色褪せてきたのではないかと思うこともある。北東アジア地域の代表的プロジェクトや経済圏の発展が当初期待したようなテンポで進んでいないことも確かであるが、焦ることなく、一歩

一歩現実的に取り組む姿勢が必要だと思う。また、域内外の成功事例から何かを学ぶという柔軟性も必要だろう。

第50号発刊を機に表紙デザインをリフレッシュした。今後も本誌に対する皆様のご意見や寄稿を歓迎したい。(H)

皆様のご支援とご指導の下、エリナレポートは50号目の発行を迎えることができました。今号では、ロシアハバロフスク地方イシャーエフ知事のインタビューと、廣瀬徹也駐アゼルバイジャン前大使の中央アジア・コーカサス情勢に関する論文を収録できました。北東アジアの経済協力を考える上で参考にしていただければ幸いです。安定した政治環境こそ経済発展を実現する上で最も重要な条件です。しかし、昨年後半から朝鮮半島を取り巻く政治情勢に不安定な状況が続いています。米朝関係の緊迫、依然として不透明な日朝関係などが北東アジア地域の経済発展に暗雲をもたらしています。政治的な問題は現実的な姿勢で対話を中心に、双方の国民に受け入れられるような解決策を持って対処されることを期待しています。新年を迎え、自分自身の専門分野を深めていくと同時に少しでも国際人としての資質が養えるよう努力していくことを改めて決心した今日この頃です。(L)

発行人 金森久雄  
 編集長 辻久子  
 編集委員 ウラジーミル・イワノフ 中村俊彦  
 李勤  
 発行 財団法人 環日本海経済研究所 c  
 The Economic Research Institute for  
 Northeast Asia (ERINA)  
 〒951-8068 新潟市上大川前通6-1178-1  
 日本生命榎谷小路ビル6階  
 Nihonseimei Masayakoji Bldg. 6F  
 6-1178-1 Kamiokawamae-dori, Niigata City  
 951-8068, JAPAN  
 tel 025-222-3141 (代表)  
 025-222-3636 (調査研究部)  
 025-222-3150 (経済交流部)  
 fax 025-222-9505  
 E-mail webmaster@erina.or.jp  
 ホームページ (URL)  
<http://www.erina.or.jp/>

発行日 2003年2月10日

(お願い)

ERINA REPORTの送付先が変更になりましたら、上記までご連絡ください。

禁無断転載